

昭和二十五年法律第二百三十九号

商品先物取引法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 商品取引所

第一節 総則（第三条―第六条）

第二節 会員商品取引所

第一款 設立（第七条―第二十九条）

第二款 会員（第三十条―第四十五条）

第三款 機関（第四十六条―第六十三条）

第四款 計算（第六十四条―第六十八条の三）

第五款 解散及び清算（第六十九条―第七十七条）

第三節 株式会社商品取引所

第一款 総則（第七十八条―第九十六条）

第二款 自主規制委員会（第九十六条の二―第九十六条の十八）

第三款 主要株主（第九十六条の十九―第九十六条の二十四）

第四款 商品取引所持株式会社（第九十六条の二十五―第九十六条の四十三）

第五節 商品市場における取引（第九十七条―第二百十条）

第五節 組織変更（第二百一条―第三百八十八条）

第六節 合併

第一款 総則（第三百三十九条）

第二款 会員商品取引所と会員商品取引所との合併（第四百十条・第四百十一条）

第三款 会員商品取引所と株式会社商品取引所との合併（第四百十二条・第四百十三条）

第四款 会員商品取引所の合併の手続（第四百四十四条―第四百四十四条の四）

第五款 株式会社商品取引所の合併の手続

第一目 吸収合併存続株式会社商品取引所の手続（第四百四十四条の五―第四百四十四条の十二）

第二目 新設合併消滅株式会社商品取引所の手続（第四百四十四条の十三―第四百四十四条の十九）

第三目 新設合併設立株式会社商品取引所の手続（第四百四十四条の二十・第四百四十四条の二十一）

第六款 合併の効力の発生等（第四百四十五条―第四百四十四条）

第七節 監督（第四百五十五条―第四百六十条）

第八節 雑則（第四百六十一条―第四百六十六条）

第三章 商品取引清算機関等

第一節 商品取引清算機関（第四百六十七条―第四百八十七条）

第二節 雑則（第四百八十八条・第四百八十九条）

第四章 商品先物取引業者

第一節 許可等（第四百九十条―第四百九十七条の二）

第二節 特定委託者等（第四百九十七条の三―第四百九十七条の十）

第三節 業務（第四百九十八条―第二百二十四条）

第四節 合併、分割及び事業の譲渡（第二百二十五条―第二百三十条）

第五節 監督（第二百三十一条―第二百四十条）

第四章の二 商品先物取引仲介業者

第一節 総則（第二百四十条の二―第二百四十条の八）

第二節 業務（第二百四十条の九―第二百四十条の二十一）

第三節 監督（第二百四十条の二十二―第二百四十条の二十五）

第四節 雑則（第二百四十条の二十六）

第五章 商品先物取引協会

第一節 総則（第二百四十一条―第二百四十四条）

第二節 設立（第二百四十五条―第二百五十条）

第三節 協会員（第二百五十一条―第二百五十三条）

第四節 機関（第二百五十四条―第二百五十八条）

第五節 紛争の解決（第二百五十九条―第二百六十一条）

第六節 解散（第二百六十二条）

第七節 監督（第二百六十三条―第二百六十六条）

第八節 雑則（第二百六十七条・第二百六十八条）

第六章 委託者保護基金

第一節 総則（第二百六十九条―第二百七十四条）

第二節 会員（第二百七十五条―第二百七十七条）

第三節 設立（第二百七十八条―第二百八十二条）

第四節 管理（第二百八十三条―第二百九十九条）

第五節 業務（第三百条―第三百十二条）

第六節 負担金（第三百十三条―第三百十五条）

第七節 財務及び会計（第三百十六条―第三百二十一条）

第八節 監督（第三百二十二条―第三百二十四条）

第九節 解散（第三百二十五条―第三百二十七条）

第七章 雑則（第三百二十八条―第三百五十五条）

第八章 罰則（第三百五十六条―第三百七十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等について定め、その健全な運営を確保するとともに、商品先物取引業を行う者の業務の適正な運営を確保すること等により、商品の価格の形成及び売買その他の取引並びに商品市場における取引等の受託等を公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もつて国民経済の健全な発展及び商品市場における取引等の受託等における委託者等の保護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「商品」とは、次に掲げるものをいう。

一 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物品のうち、飲食物であるもの及び政令で定めるその他のもの

二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三条第一項に規定する鉱物その他政令で定める鉱物及びこれらを製錬し、又は精製することにより得られる物品

三 前二号に掲げるもののほか、国民経済上重要な原料又は材料であつて、その価格の変動が著しいために先物取引に類似する取引の対象とされる蓋然性が高いもの（先物取引又は先物取引に類似する取引の対象とされているものを含む。）として政令で定める物品

四 電力（一定の期間における一定の電力を単位とする取引の対象となる電力に限る。以下同じ。）

2 この法律において「商品指数」とは、二以上の商品たる物品の価格の水準を総合的に表した数値、一の商品たる物品の価格と他の商品たる物品の価格の差に基づいて算出された数値その他の二以上の商品たる物品又は電力の価格に基づいて算出された数値その他をいう。

3 この法律において「先物取引」とは、商品取引所の定める基準及び方法に従つて、商品市場において行われる次に掲げる取引をいう。

- 一 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつている商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引
- 二 約定価格(当事者が商品についてあらかじめ約定する価格(一の商品の価格の水準を表す数値その他の一の商品の価格に基づいて算出される数値を含む。以下この号において同じ。))をいう。以下同じ。))と現実価格(将来の一定の時期における現実の当該商品の価格をいう。以下同じ。))の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引
- 三 当事者が商品指数についてあらかじめ約定する数値(以下「約定数値」という。))と将来の一定の時期における現実の当該商品指数の数値(以下「現実数値」という。))の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引
- 四 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利(以下「オプション」という。))を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引
 - イ 第一号に掲げる取引
 - ロ 第二号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。)
 - ハ 前号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。)
 - ニ 次号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。)
 - ホ 第六号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。)
- 五 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた当該商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引
- 六 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた当該商品に係る商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引
- 七 前各号に掲げる取引に類似する取引であつて政令で定めるもの
 - 四 この法律において「商品取引所」とは、会員商品取引所及び株式会社商品取引所をいう。
 - 五 この法律において「会員商品取引所」とは、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場を開設することを主たる目的としてこの法律に基づいて設立された会員組織の団体をいう。
 - 六 この法律において「株式会社商品取引所」とは、第七十八条の許可を受けて、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場を開設する株式会社をいう。
 - 七 この法律において「上場商品」とは、商品取引所が一の商品市場で取引すべきものとして定款又は業務規程で定める若しくは二以上の商品たる物品又は電力であつて、第九条若しくは第七十八条の許可又は第百五十五条第一項若しくは第百五十六条第一項の認可に係るものをいう。
 - 八 この法律において「上場商品指数」とは、商品取引所が一の商品市場でその商品指数に係る取引を行うべきものとして定款又は業務規程で定める一又は二以上の商品指数であつて、第九条若しくは第七十八条の許可又は第百五十五条第一項若しくは第百五十六条第一項の認可に係るものをいう。
 - 九 この法律において「商品市場」とは、一種の上場商品又は上場商品指数ごとに、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引を行うために商品取引所が開設する市場をいう。
 - 一 上場商品に係る商品市場 当該上場商品に係る第三項第一号に掲げる取引、同項第二号に掲げる取引若しくは同項第五号に掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引のうちこれらの取引に類似するものとして政令で定めるもの
 - 二 上場商品指数に係る商品市場 当該上場商品指数に係る第三項第三号に掲げる取引若しくは同項第六号に掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引のうちこれらの取引に類似するものとして政令で定めるもの

- 十 この法律において「商品市場における取引」には、前項各号に定める取引のほか、商品取引所が、定款又は業務規程で定めるところにより、商品市場において次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める取引をすることとしたものを含むものとする。
 - 一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引
 - イ その対象となる物品若しくは電力が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指数に係る第三項第三号又は第六号に掲げる取引
 - ロ 当該上場商品に係る第三項第四号イ、ロ又はニに掲げる取引に係る同号に掲げる取引
 - ハ その対象となる物品若しくは電力が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指数に係る第三項第四号ハ又はホに掲げる取引に係る同号に掲げる取引
 - ニ 当該上場商品の売買取引(第三項第一号に掲げる取引に該当するものを除く。以下この号において同じ。)
 - ホ 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該上場商品の売買取引を成立させることができる権利(以下「実物オプション」という。))を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引
 - ヘ 当該上場商品又はその対象となる物品若しくは電力が当該上場商品であるか若しくはこれに含まれる商品指数に係る次に掲げる取引
 - (1) 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該商品以外の商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引
 - (2) 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引
 - (3) 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引
 - ト 当事者の一方の意思表示により当事者間においてへに掲げる取引を成立させることができる権利(以下「特定スワップオプション」という。))を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引
 - チ イからトまでの取引に類似する取引であつて政令で定めるもの
 - 二 上場商品指数に係る商品市場 当該上場商品指数に係る第三項第四号ハ又はホに掲げる取引に係る同号に掲げる取引その他これらの取引に類似する取引であつて政令で定めるもの
 - 三 この法律において「商品取引所持株会社」とは、株式会社商品取引所を子会社(第三条の二第三項に規定する子会社をいう。))とする株式会社であつて、第九十六条の二十五第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。
 - 十二 この法律において「外国商品市場」とは、商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。
 - 十三 この法律において「外国商品市場取引」とは、外国商品市場において行われる取引であつて、商品市場における取引に類似するものをいう。
 - 十四 この法律において「店頭商品デリバティブ取引」とは、商品市場、外国商品市場及び取引所金融商品市場(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。))によらないで行われる次に掲げる取引(第三百三十一条各号に掲げる施設における取引を除く。))をいう。
 - 一 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつている商品の売戻し又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

- 二 約定価格と現実価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引
- 三 約定数値と現実数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引
- 四 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引
- イ 第一号に掲げる取引
- ロ 第二号に掲げる取引
- ハ 前号に掲げる取引
- ニ 第六号に掲げる取引
- 五 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の商品の価格としてあらかじめ約定する価格（一の商品の価格の水準を表す数値その他の一の商品の価格に基づいて算出される数値を含む。以下この号において同じ。）若しくは商品指数としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該商品の価格若しくは当該商品指数の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引
- 六 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価格若しくは商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品の価格若しくは商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引又はこれに類似する取引
- 七 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は取引の当事者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの
- 15 この法律において「商品デリバティブ取引」とは、商品市場における取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引（その内容等を勘案し、取引の当事者の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定める店頭商品デリバティブ取引及び店頭商品デリバティブ取引について高度の能力を有する者として主務省令で定める者若しくは資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社を相手方として行われ、又はこれらの者のために行われる店頭商品デリバティブ取引（第三百四十九条第一項において「対象外店頭商品デリバティブ取引」という。）を除く。）をいう。
- 16 この法律において「取引参加者」とは、第八十二条第一項の規定により与えられた取引資格に基づき、株式会社商品取引所の開設する商品市場における取引に参加できる者をいう。
- 17 この法律において「商品取引債務引受業」とは、商品市場における取引に基づく債務の引受けを行う営業をいう。
- 18 この法律において「商品取引清算機関」とは、商品取引債務引受業を営むことについて第百六十七條又は第百七十三條第一項の規定により主務大臣の許可又は承認を受けた者をいう。
- 19 この法律において「清算参加者」とは、第百七十四条第一項の規定により与えられた資格に基づき、商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる者をいう。
- 20 この法律において「商品清算取引」とは、清算参加者が商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより商品取引所の会員又は取引参加者（以下「会員等」という。）の委託を受けて行う商品市場における取引であつて、当該取引に基づく債務を当該商品取引清算機関に引き受けさせること及び当該会員等が当該清算参加者を代理して当該取引を成立させることを条件とするものをいう。
- 21 この法律において「商品市場における取引等」とは、次に掲げる行為をいう。
- 一 商品市場における取引
- 二 前号に掲げる行為の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- 三 商品清算取引の委託の取次ぎ
- 四 前号に掲げる行為の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- 22 この法律において「商品先物取引業」とは、次に掲げる行為（その内容等を勘案し、委託者又は店頭商品デリバティブ取引の相手方（以下「委託者等」という。）の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定めるもの及び第十五項の主務省令で定める者若しくは資本金の額が同項の主務省令で定める金額以上の株式会社を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行い、又はこれらの者のために店頭商品デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為を除く。）のいずれかを業として行うことをいう。
- 一 商品市場における取引（商品清算取引を除く。）の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為
- 二 商品清算取引の委託の取次ぎの委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為
- 三 外国商品市場取引（商品清算取引に類似する取引を除く。）の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為
- 四 外国商品市場取引のうち、商品清算取引に類似する取引の委託の取次ぎの委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為
- 五 店頭商品デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為
- 23 この法律において「商品先物取引業者」とは、商品先物取引業を行うことについて第百九十条第一項の規定により主務大臣の許可を受けた者をいう。
- 24 この法律において「商品取引契約」とは、商品先物取引業者が顧客を相手方とし、又は顧客のために第二十二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。
- 25 この法律において「特定委託者」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 商品先物取引業者
- 二 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資顧問業者（以下「商品投資顧問業者」という。）
- 三 商品デリバティブ取引に係る専門的知識及び経験を有する者として主務省令で定める者
- 四 国
- 五 日本銀行
- 六 商品取引所の会員等
- 七 商品取引所に相当する外国の施設の会員等
- 八 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人
- 26 この法律において「特定当業者」とは、商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結の勧誘の相手方、商品先物取引業者に商品取引契約の申込みをする者又は商品先物取引業者と商品取引契約を締結する者であつて、当該商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引に係る取引対象商品の全てについて当該取引対象商品である物品若しくはこれに関連する物品として主務省令で定めるものの売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工若しくは使用又は当該取引対象商品である電力の売買若しくは売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為を業として行っているもののうち、主務省令で定める要件に該当する法人（特定委託者に該当する法人を除く。）をいう。
- 27 この法律において「取引対象商品」とは、商品市場における取引、外国商品市場取引若しくは店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又はこれらの取引の対象となる商品指数の対象となる商品をいう。
- 28 この法律において「商品先物取引仲介業」とは、商品先物取引業者の委託を受けて、当該商品先物取引業者のために第二十二項各号に規定する媒介のいずれかを業として行うことをいう。
- 29 この法律において「商品先物取引仲介業者」とは、第二百四十条の二第一項の規定により主務大臣の登録を受けた者をいう。

第二章 商品取引所

第一節 総則

(業務の範囲)

第三条 商品取引所は、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場の開設の業務（以下「商品市場開設業務」という。）及び上場商品の品質の鑑定、刊行物の発行その他これに附帯する業務以外の業務を行つてはならない。ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けた場合は、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業務、算定制当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定制当量をいう。以下同じ。）に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帯する業務、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）の開設の業務及びこれに附帯する業務（株式会社商品取引所が行う場合に限る。）又は金融商品債務引受業務（同法第百五十六条の第三項第六号に規定する金融商品債務引受業務をいう。以下同じ。）及びこれに附帯する業務を行うことができる。

2 主務大臣は、前項ただし書の認可に条件を付することができる。

3 前項の条件は、公益若しくは取引の公正の確保のため又は委託者の保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

4 主務大臣は、第一項ただし書の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る業務を行うことにより、商品取引所の業務の公共性に対する信頼を損なうおそれ又は商品市場開設業務及びこれに附帯する業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該認可をしてはならない。

(子会社の範囲)

第三条の二 商品取引所は、商品市場開設業務及びこれに附帯する業務を行う会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けた場合は、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社、算定制当量に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社、取引所金融商品市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社又は取引所金融商品市場の開設に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社を子会社とすることができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項ただし書の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「業務を行う」とあるのは「会社を子会社とする」と、「商品市場開設業務」とあるのは「商品取引所の商品市場開設業務」と読み替えるものとする。

3 前二項の「子会社」とは、法人がその総株主又は総社員の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができるとする事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項及び第百九十六条第二項において同じ。）の過半数を保有する会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する会社は、当該法人の子会社とみなす。

(名称又は商号)

第四条 商品取引所は、その名称又は商号中に「取引所」という文字を用いなければならない。

2 商品取引所でない者は、その名称又は商号中に商品取引所であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(市場の開設の制限)

第五条 商品取引所は、定款（株式会社商品取引所にあつては、定款又は業務規程。以下この項及び第百五条において同じ。）で定める商品市場以外の市場（定款で定める開設期限を経過し、又は第十一条第四項若しくは第百二条第三項に規定する範囲変更期間が終了した商品市場を含む。）を開設してはならない。

2 商品取引所は、一種の上場商品又は上場商品指数について二以上の商品市場を開設してはならない。

(自主規制業務)

第五条の二 商品取引所は、この法律及び定款その他の規則に従い、商品市場における取引を公正にし、及び委託者を保護するため、自主規制業務を適切に行わなければならない。

2 前項の「自主規制業務」とは、商品市場について行う次に掲げる業務をいう。

- 一 会員等のこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいて主務大臣の処分（第九十六条の二十二、第九十六条の三十四、第九十六条の四十、第百五十九条、第百六十条及び第百六十五条において「この法律等」という。）若しくは当該商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
- 二 会員等に対する除名の処分その他の措置に関する業務
- 三 その他商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するために必要な業務として主務省令で定めるもの

(商品市場類似施設の開設の禁止)

第六条 何人も、商品又は商品指数（これに類似する指数を含む。）について先物取引に類似する取引をするための施設（取引所金融商品市場を除く。）を開設してはならない。

2 何人も、前項の施設において先物取引に類似する取引をしてはならない。

第二節 会員商品取引所

第一款 設立

第七条 会員商品取引所は、法人とする。

2 会員商品取引所は、営利の目的をもつて業務を行つてはならない。

(住所)

第八条 会員商品取引所の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(設立の許可)

第九条 会員商品取引所を設立しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

(設立要件)

第十条 会員商品取引所を設立するには、開設する商品市場ごとに会員になろうとする二十人以上の者が発起人とならなければならない。

2 発起人については、次の各号に掲げる商品市場の区分に応じ、当該各号に定める者が、それぞれ、一の商品市場における発起人の過半数を占めなければならない。

- 一 上場商品に係る商品市場 一年以上継続して当該上場商品に含まれる物品又は電力（以下「上場商品構成品」という。）の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用（電力にあつては、その売買又は売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為。以下「売買等」という。）を業として行つている者
- 二 上場商品指数に係る商品市場 一年以上継続して当該上場商品指数に係る商品指数の対象となる物品又は電力（以下「上場商品指数対象品」という。）の売買等を業として行つている者（定款）

第十一条 発起人は、会員商品取引所の定款を作成し、定款が書面をもつて作成されているときは、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 会員たる資格に関する事項
- 五 出資一口の金額並びにその払込みの時期及び方法
- 六 会員の加入及び脱退に関する事項
- 七 信託金及び取引証拠金に関する事項
- 八 会員の経費の分担に関する事項

- 九 会員に対する監査及び制裁に関する事項
- 十 役員の定数、任期及び選任に関する事項
- 十一 会員総会に関する事項
- 十二 商品市場外における会員間の契約に対する定款、業務規程、受託契約準則及び紛争処理規程の拘束力に関する事項
- 十三 商品市場に関する次に掲げる事項
 - イ 上場商品又は上場商品指数
 - ロ 上場商品又は上場商品指数の取引の種類
 - ハ 取引の決済の方法
- 十四 事業年度
- 十五 剰余金の処分及び損失の処理に関する事項
- 十六 公告方法（会員商品取引所が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）
- 十七 会員商品取引所の負担に帰すべき設立費用又は発起人が受けるべき報酬の額は、定款に記載し、又は記録しなければ、その効力を生じない。
- 十八 会員商品取引所の定款には、第二項各号に掲げる事項のほか、会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限又は範囲変更期間（商品市場（第百五十五条第三項第二号に規定する期限付商品市場を除く。）における上場商品又は上場商品指数の範囲の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。同条において同じ。）が行われる期間をいう。以下この項及び同条において同じ。）を定めたときは、その存続期間、開設期限又は範囲変更期間を記載し、又は記録するものとする。
- 十九 第一項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 二十 会員商品取引所は、公告方法として、当該会員商品取引所の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。
 - 一 官報に掲載する方法
 - 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 - 三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）
- 二十一 会員商品取引所が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
- 二十二 会員商品取引所が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。
 - 一 公告に定める期間内に異議を述べることができない旨の公告 当該期間を経過する日
 - 二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日
- 二十三 会員商品取引所が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告をする場合については、会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは「商品先物取引法第十一条第八項の規定にかかわらず、同項」と、同法第九百四十一条中「第四百四十条第一項」とあるのは「商品先物取引法第六十八条の三」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 10 第二項各号に掲げる事項のほか、会員商品取引所の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。
 - （加入の申込み）
- 第十二条 発起人は、会員商品取引所の設立に際して、あらかじめ、その会員になろうとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 一 定款に記載し、又は記録した事項
 - 二 発起人の氏名又は商号若しくは名称及び住所
 - 三 出資の払込みの方法、期限及び場所
 - 四 一定の時期までに創立総会が終わらなかつたときは、加入の申込みを取り消すことができること。
- 第十三条 理事長は、会員商品取引所の成立後にその会員になろうとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 一 成立の年月日
 - 二 定款に記載し、又は記録した事項
 - 三 役員の名及び住所
 - 四 出資の払込みの方法、期限及び場所
- 第十四条 会員商品取引所の会員になろうとする者（発起人を含む。）は、その者の氏名又は名称及び住所、その引き受ける出資口数並びにその者が取引をしようとする商品市場における上場商品又は上場商品指数を記載した書面を発起人（成立後にあつては、理事長。次項において同じ。）に交付しなければならない。
- 第十五条 会員商品取引所の会員になろうとする者は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該会員になろうとする者は、同項の書面を交付したものとみなす。
 - （創立総会）
- 第十六条 発起人は、定款作成後、会員になろうとする者を募り、前条第一項第三号に定める出資の払込みの期限となつている日後十日を経過した日から五日以内に、創立総会を開かなければならない。
 - 一 発起人は、創立総会までに出資の全額の払込みを終了しなければならない。
 - 二 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。
 - 三 創立総会においては、定款を修正することができる。ただし、会員たる資格に関する事項については、この限りでない。
 - 四 創立総会における議事は、会員になろうとする者（その出資の全額の払込みが終了した者に限る。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。
 - 五 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第八項において準用する第五十九条第八項本文及び第十項の規定は、適用しない。
 - 六 創立総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 第十七条 第三十三条並びに第五十九条第八項本文及び第十項の規定は創立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

(許可の申請)

第十四条 発起人は、創立総会終了後、遅滞なく、第九条の許可の申請書に次に掲げる事項を記載して、主務大臣に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 上場商品又は上場商品指数
- 四 役員の氏名及び住所
- 五 会員の氏名又は商号若しくは名称及び会員が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数

2 前項の申請書には、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程、市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準及び意見の聴取)

第十五条 主務大臣は、第九条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

- 一 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上場商品構成品又は上場商品指数対象品(以下「上場商品構成品等」という。)の取引の状況に照らし、当該先物取引をする会員商品取引所を設立することが当該上場商品構成品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。
- 二 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあっては、上場商品構成品の売買等を業として行っている者の取引の状況その他の当該上場商品構成品に係る経済活動の状況に照らして、当該上場商品構成品を一つの商品市場で取引することが適当であることとして政令で定める基準に適合すること。
- 三 二以上の商品指数を一つの上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあっては、当該二以上の商品指数の対象となる物品又は電力の大部分が共通していること。
- 四 定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、会員の資格、会員の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

五 当該申請に係る会員商品取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

2 主務大臣は、第九条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をしてはならない。

- 一 発起人のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
- イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 拘禁刑以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)又はこの法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行の終わった日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者

ニ 第九十六条の二十二第一項、第九十六条の三十四第一項若しくは第九十六条の四十第一項の規定により第九十六条の十九第一項、第九十六条の三十一第一項若しくは第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、第百五十九条第一項若しくは第二項、第百八十六条第一項若しくは第二項、第二百三十五条第三項若しくは第二百三十六条第一項若しくは第三百四十条第一項(第三百四十五条において準用する場合を含む。)の規定

により第九条若しくは第七十八条、第百六十七条、第百九十条第一項若しくは第三百三十二条第一項若しくは第三百四十二条第一項の許可を取り消され、若しくは第二百四十条の二十三第一項の規定により第三百四十条の二第一項の登録を取り消され、これらの取消しの日から五年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の認可、許可若しくは登録(当該認可、許可又は登録に類する免許その他の行政処分を含む。へにおいて「許可等」という。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第百六十条第一項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による命令(これに相当する外国の法令によるその他の行政処分を含む。ト及びチにおいて同じ。)により商品取引所又はこれに相当する外国の施設から除名され、又は取引資格を取り消され、その除名又は取消しの日から五年を経過しない者

ヘ 第九十六条の十九第一項若しくは第九十六条の三十一第一項の認可を受けた者(以下この号において「主要株主」という。)が第九十六条の二十二第一項若しくは第九十六条の三十四第一項の規定により認可を取り消された場合、商品取引所持株会社が第九十六条の四十第一項の規定により第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合、商品取引所が第百五十九条第一項若しくは第二項の規定により第九条若しくは第七十八条の許可を取り消された場合、商品取引清算機関が第百八十六条第一項若しくは第二項の規定により第百六十七条の許可を取り消された場合、商品先物取引業者が第百三十五条第三項若しくは第二百三十六条第一項の規定により第百九十条第一項の許可を取り消された場合、商品先物取引仲介業者が第二百四十条の二十三第一項の規定により第二百四十条の二第一項の登録を取り消された場合若しくは法人である第一種特定施設開設者(第三百三十一条第二号に規定する第一種特定施設開設者をいう。以下この号において同じ。)若しくは第二種特定施設開設者(第三百三十一条第三号に規定する第二種特定施設開設者をいう。以下この号において同じ。)が第三百三十一条第一項(第三百四十五条において準用する場合を含む。)の規定により第三百三十一条第一項若しくは第三百四十二条第一項の許可を取り消された場合において、これらの取消しの日前三十日以内に当該主要株主、商品取引所持株会社、商品取引所、商品取引清算機関、商品先物取引業者、商品先物取引仲介業者若しくは第一種特定施設開設者若しくは第二種特定施設開設者の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの又は外国において同種の許可等を受けた法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該許可等を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ト 法人である商品取引所の会員等又は商品取引所に相当する外国の施設の会員等が第百六十条第一項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による命令により当該商品取引所又は当該施設から除名され、又は取引資格を取り消された場合において、その除名又は取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該除名又は取消しの日から五年を経過しないもの

チ 第九十六条の四十第二項、第百五十九条第三項、第百六十条第一項、第百八十六条第四項、第二百三十六条第二項若しくは第二百四十条の二十三第二項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による命令により解任された役員でその解任の日から五年を経過しないもの

リ 第三百二十八条第一項の規定による裁判所の命令又はこれに相当する外国の法令の規定による外国の裁判所の命令を受けた後一年を経過しない者

ヌ 会社法第三百三十一条第一項第三号に掲げる者

ル 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するもの

ヲ 法人でその役員のうちにイからルまでのいずれかに該当する者のあるもの

二 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3 主務大臣は、会員商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合においては、第一項第一号の基準に代えて、申請に係る上場商品は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成成分等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする会員商品取引所を設立することが当該上場商品構成成分等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第二号及び第三号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

4 主務大臣は、第三百五十二条（第三号に係る部分に限る。）の規定による公示があつた日から三月を経過した後でなければ、第九条の許可をしてはならない。

5 主務大臣は、第九条の許可の申請が第一項各号に適合していないと認めるとき、又は第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、あらかじめ申請をした者にその旨を通知し、申請をした者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、その職員に意見の聴取をさせなければならない。

6 前項の場合において、主務大臣は、意見の聴取をされる者が正当な理由がないのに意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行うことを要しない。

7 主務大臣は、第五項の通知をする場合においては、意見を聴取する事項、場所及び期日を明らかにして、通知しなければならない。

8 第五項の意見の聴取は、公開により行わなければならない。ただし、主務大臣が意見の聴取をされる者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

9 主務大臣は、第五項の意見の聴取を行うため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

10 主務大臣は、会員商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合においては、第三百五十二条（第三号に係る部分に限る。）の規定による公示があつた日から四月以内に、申請をした者に対し、許可又は不許可の通知を発しなければならない。

11 主務大臣が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に第九条の許可があつたものとみなす。

（成立の時期及び届出）

第十六条 会員商品取引所は、その設立の登記をすることにより成立する。

2 会員商品取引所は、成立の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

（理事長への事務引継）

第十七条 発起人は、第九条の許可があつたとき（第十五条第十一項の規定による場合を含む。）は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

（会社法の準用）

第十八条 会社法第五十三条から第五十六条までの規定は、会員商品取引所の発起人について準用する。

2 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、会員商品取引所の発起人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条

第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、会員商品取引所の設立の無効の訴えについて準用する。

（役員又は会員の氏名等の変更）

第十九条 会員商品取引所は、第十四条第一項第四号又は第五号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した変更届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の変更届出書には、その変更を証する書面及び主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（設立の登記）

第二十条 会員商品取引所の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第九条の許可があつた日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在場所

四 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

五 出資の総額

六 出資一口の金額及びその払込みの方法

七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

八 公告方法

九 第十一条第六項の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 第十一条第七項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

（変更の登記）

第二十一条 会員商品取引所において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項第五号に掲げる事項の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第二十二条 会員商品取引所がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二十条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第二十三条 会員商品取引所を代表すべき者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

第二十四条 削除

（管轄登記所及び登記簿）

第二十五条 会員商品取引所の登記に関する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 登記所に、会員商品取引所登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第二十六条 会員商品取引所の設立の登記は、会員商品取引所を代表すべき者の申請によつてする。

2 会員商品取引所の設立の登記の申請書には、定款並びに出資の払込みがあつたこと及び会員商品取引所を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)
第二十七条 第二十条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(設立の無効の登記の手續)
第二十八条 会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)の規定は、会員商品取引所の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。

(商業登記法の準用)
第二十九条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十四号及び第十五号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第四百三十二条から第四百三十七条まで及び第四百三十九条から第四百八条までの規定は、会員商品取引所の登記について準用する。

第二款 会員
第三十条 削除
(欠格条件)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

- 一 心身の故障により業務を適正に行うことができない者として主務省令で定める者
- 二 第十五条第二項第一号ロからヌまでのいずれかに該当する者
- 三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当するもの
- 四 法人でその役員のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの

2 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項第二号(第十五条第二項第一号ハからホまで及びリに係る部分に限る。)及び第四号の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

(出資)
第三十二条 会員は、出資一口以上を持たなければならない。

2 出資は、金銭以外の財産でなければならない。

3 出資一口の金額は、均一でなければならない。

4 会員商品取引所の債務に対する会員の責任は、第三十四条の規定による経費の負担及び第四十五条第三項の規定による損失額の負担のほか、その出資額を限度とする。

5 会員は、出資の払込みについて、相殺をもつて会員商品取引所に対抗することができない。

(議決権及び選挙権)

第三十三条 会員は、出資口数にかかわらず、各々一個の議決権及び役員の選挙権を有する。

2 会員は、第五十九条第八項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合においては、定款で定める資格を有する者でなければ、代理人となることができない。

3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

4 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

5 代理人は、代理権を証する書面を会員商品取引所に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(経費の賦課)

第三十四条 会員商品取引所は、定款で定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 第三十二条第五項の規定は、前項の経費の払込みについて準用する。

(加入)

第三十五条 会員商品取引所の設立の際会員商品取引所に加入しようとする者でその引き受けた出資の全額の払込みが終了したものは、その会員商品取引所成立の時に会員となる。

2 会員商品取引所の設立の際会員商品取引所に加入しようとする者で会員商品取引所成立の時までに前項に規定する払込みを終了しない者については、会員商品取引所成立の時に加入の申込みを取り消したものとみなす。

3 成立後の会員商品取引所に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき会員商品取引所の承諾を得て、その引き受けた出資の全額の払込み及び会員商品取引所が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を終了した時又は会員の持分の全部若しくは一部の譲受け及び会員商品取引所が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を終了した時に会員となる。

4 会員商品取引所は、会員たる資格を有する者が会員商品取引所に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

(持分の譲渡)

第三十六条 会員は、定款で定めるところにより、会員又は会員たる資格を有する者に持分の全部又は一部を譲り渡すことができる。

2 会員たる資格を有する者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利及び義務を承継する。

(持分の承継)

第三十七条 会員が死亡した場合において、その相続人又は受遺者(以下この条において「相続人等」という。)が会員であるときは、その者は、被承継人の持分並びにその持分についての被承継人の権利及び義務を承継する。この場合においては、承継人は、遅滞なく、その旨を会員商品取引所に通知しなければならない。

2 会員が死亡した場合において、相続人等が会員たる資格を有する者であるときは、その者は、定款で定める期間内に加入につき会員商品取引所の承諾を得て、被承継人の持分並びにその持分についての被承継人の権利及び義務を承継することができる。

3 前項の規定により相続人等が被承継人の持分並びにその持分についての被承継人の権利及び義務を承継したときは、その者は、被承継人の死亡の時において会員になつたものとみなす。

4 第一項又は第二項の場合において、相続人等が数人あるときは、その相続人等全員の同意をもつて選定された一人の相続人等に対してのみ、これらの項の規定を適用する。

(持分の共有禁止)

第三十八条 会員は、持分を共有することができない。

(取引に係る権利及び義務の承継)

第三十九条 第三十七条第一項又は第二項の規定により会員の持分並びにその持分についての権利及び義務を承継した者は、当該会員が商品市場においてした取引に係る権利及び義務を承継する。

(会員たる地位の承継)

第四十条 会員につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、会員たる地位を承継する。

(任意脱退)

第四十一条 会員は、三十日前までに予告して、会員商品取引所を脱退することができる。2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えることができない。

(当然脱退)

第四十二条 会員は、前条及び第四十四条第一項に規定する場合のほか、次に掲げる事由によつて脱退する。

- 一 その者が取引をする商品市場のすべてが第七十条の規定により閉鎖されたこと。
- 二 持分全部の譲渡
- 三 死亡又は解散

四 除名

(除名)

第四十三条 会員の除名は、第九十九条第五項の規定によつてする場合及び第六十条第一項の規定による主務大臣の命令によつてする場合を除き、定款で定める事由のある会員につき、第六十条に定める会員総会の決議によつてするものとする。

2 前項の場合においては、会員商品取引所は、その会員総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨及び除名の理由を記載した書面を送付し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその者に対抗することができない。

(持分の差押えによる脱退)

第四十四条 会員の持分を差し押さえた債権者は、その会員を脱退させることができる。ただし、会員商品取引所及び会員に対し三十日前までに予告しなければならない。

2 前項ただし書の予告は、同項の会員が、同項の債権者に対し、弁済し、又は相当の担保を提供したときは、その効力を失う。

3 会員の持分の差押えは、持分の払戻しを請求する権利に対しても、その効力を有する。

(持分の払戻し)

第四十五条 脱退した会員は、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを受けることができる。

2 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における会員商品取引所の財産によつて定めらる。

3 前項の持分を計算するに当たり、会員商品取引所の財産をもつて債務を完済することができないときは、会員商品取引所は、定款で定めるところにより、脱退した会員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

4 第一項又は前項の規定による請求権は、脱退後二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

5 脱退した会員が会員商品取引所に対する債務を完済するまでは、会員商品取引所は、持分の払戻しを停止することができる。

第三款 機関

(役員)

第四十六条 会員商品取引所に、次の役員を置く。

理事長 一人

理事 二人以上

監事 二人以上

(理事長及び理事の権限)

第四十七条 理事長は、会員商品取引所を代表し、その事務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、会員商品取引所を代表し、理事長を補佐して会員商品取引所の事務を掌理し、理事長に事故があるときにはその職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。

3 会員商品取引所の事務の執行は、定款に別段の定めがないときは、理事長及び理事の過半数で決する。

(理事長及び理事の代理行為の委任)

第四十七条の二 理事長及び理事は、定款又は会員総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の権限)

第四十八条 監事は、会員商品取引所の事務を監査する。

2 監事は、いつでも理事長若しくは理事に対して事務の報告を求め、又は会員商品取引所の事務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事長が会員総会に提出しようとする書類を調査し、会員総会にその意見を報告しなければならない。

(役員欠格条件)

第四十九条 第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者は、会員商品取引所の役員となることできない。

2 会員商品取引所の役員が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

(役員を選任)

第五十条 会員商品取引所の役員は、次項の規定により選任される理事を除き、定款で定めるところにより、会員総会において、会員が選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において、会員にならうとする者が選挙する。

2 理事長は、定款に特別の定めがある場合には、理事の過半数の同意を得て、定款で定める数の理事を選任する。

(会員商品取引所と役員との関係)

第五十条の二 会員商品取引所と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(役員任期)

第五十一条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えることができない。

(仮理事及び仮監事)

第五十二条 主務大臣は、理事又は監事の職を行う者がいない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

(理事長及び理事の責任)

第五十三条 理事長又は理事がその任務を怠つたときは、その理事長又は理事は、会員商品取引所に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 理事長又は理事は法令又は定款に違反する行為をしたときは、会員総会の決議によつた場合でもその理事長又は理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(役員解任の請求)

第五十四条 会員は、総会員の五分の一以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができる。この場合において、その請求につき、総会員の半数以上が出席する会員総会において、出席会員の三分の二以上の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による解任の請求は、理事長及び理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款若しくは業務規程に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、その理由を記載した書面を理事長に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事長は、その請求を会員総会の議に付し、かつ、会員総会の会日から十日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の規定による書面を送付し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 第五十九条第三項、第六項及び第七項の規定は、前項の場合について準用する。

(役員兼職禁止)

第五十五条 会員商品取引所の役員は、他の商品取引所の役員の地位を占めてはならない。

2 理事長又は理事は、その者が理事長又は理事となつている会員商品取引所の監事と、監事は、その者が監事となつている会員商品取引所の使用人又は理事長若しくは理事と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第五十六条 会員商品取引所が理事長又は理事と契約をするときは、監事が会員商品取引所を代表する。会員商品取引所と理事長又は理事との訴訟についても、また同様とする。

(定款等の備置き及び閲覧等)

第五十七条 会員商品取引所は、定款及び業務規程を会員商品取引所の各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 会員商品取引所は、会員総会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備え置かなければならない。

3 会員名簿には、各会員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所

二 加入年月日

三 出資口数、出資金額及びその払込年月日

四 取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数

五 商品先物取引業者であるときは、許可年月日

4 会員及び会員商品取引所の債権者は、当該会員商品取引所の事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項又は第二項の書面の閲覧の請求

二 第一項又は第二項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項又は第二項の書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

5 会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会社法等の準用)

第五十八条 会社法第四百二十四条及び第四百三十条の規定は理事長、理事及び監事について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く)の規定は理事長、理事及び監事の責任を追及する訴えについて、同法第三百四十九条第四項及び第五項、第三百五十条、第三百五十四条並びに第三百六十一条第一項(第三号から第五号までを除く)及び第四項の規定は理事長及び理事について、第五十三条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるのは「商品先物取引法第五十三条第一項」と、同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事長又は理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会員総会の招集)

第五十九条 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常会員総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、いつでも臨時会員総会を招集することができる。

3 会員が総会員の五分の一以上の者の同意をもつて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して、会員総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求があつた日から二十日以内に、臨時会員総会を招集しなければならない。

4 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提出することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提出した会員は、当該書面を提出したものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事長に到達したものとみなす。

6 理事長の職務を行う者がいないとき、又は第三項の請求があつた場合において理事長が正当な理由がないのに招集の手続をしないときは、監事は、遅滞なく、会員総会を招集しなければならない。

7 前項の場合において、監事の職務を行う者がいないとき、又は監事が正当な理由がないのに同項の手続をしないときは、第三項の会員は、主務大臣の承認を得て、会員総会を招集することができる。

8 会員総会を招集するには、会日から十日前までに、各会員に対して、書面をもつて招集の通知を発しなければならない。ただし、第二項、第三項、第六項及び前項に規定する招集については、定款でこの期間を短縮することができる。

9 前項の通知には、会議の目的たる事項を記載し、又は記録しなければならない。

10 会員総会を招集する者は、第八項の規定による書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該通知を当該電磁的方法により発した会員総会を招集する者は、同項の規定による書面による通知を発したものとみなす。

(会員総会の決議事項)

第六十条 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、会員総会の決議を経なければならない。

一 定款の変更

二 貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案及び損失処理案の承認

三 経費の賦課及び徴収の方法

四 解散

五 合併

六 会員の除名

七 その他定款で定める事項

(会員総会の特別決議事項)

第六十一条 前条第一号及び第四号から第六号までに掲げる事項は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を経なければならない。

(会員総会の議事)

第六十二条 会員総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めがある場合を除いて、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、会員総会において選任する。

3 議長は、会員として会員総会の決議に加わる権利を有しない。

4 会員総会においては、第五十九条第八項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

5 会員総会の議事録には、出席した監事も署名しなければならない。

(延期又は続行の決議)

第六十二条の二 会員総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第五十九条第八項本文の規定は、適用しない。

(議事録)

第六十二条の三 会員総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(会社法の準用)

第六十三条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、

第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定は、会員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。

第四款 計算

（損失てん補準備金）

第六十四条 会員商品取引所は、定款で定めるところにより、毎事業年度の剰余金の百分の十以上を損失てん補準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

（剰余金の配当禁止）

第六十五条 会員商品取引所は、剰余金の分配をしてはならない。

（決算関係書類等の作成）

第六十六条 会員商品取引所は、主務省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類等」という。）を作成しなければならない。

2 決算関係書類等は、電磁的記録をもつて作成することができる。

（決算関係書類等の提出等）

第六十七条 理事長は、通常会員総会の会日の二週間前までに、決算関係書類等（これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を監事に提出し、又は提供しなければならない。

（決算関係書類等の承認及び報告）

第六十八条 決算関係書類等（財産目録及び業務報告書を除く。）は、通常会員総会の承認を受けなければならない。

2 理事長は、業務報告書の内容を通常会員総会に報告しなければならない。

（決算関係書類等の備置き及び閲覧等）

第六十八条の二 会員商品取引所は、決算関係書類等を、通常会員総会の会日の二週間前の日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 会員商品取引所は、決算関係書類等の写しを、通常会員総会の会日の二週間前の日から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、決算関係書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として主務省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

3 会員及び会員商品取引所の債権者は、会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 決算関係書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 決算関係書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（貸借対照表の公告）

第六十八條の三 会員商品取引所は、主務省令で定めるところにより、通常会員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

第五款 解散及び清算

（会員商品取引所の解散）

第六十九條 会員商品取引所は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 定款で定めた存続期間の満了又は解散事由の発生

二 会員総会の決議

三 合併（合併により当該会員商品取引所が消滅する場合の当該合併に限る。第七十一条及び第七十二条において同じ。）

四 破産手続開始の決定

五 設立の許可の取消し

六 会員の数がすべての商品市場について十人以下となつたこと。

（二部の商品市場の閉鎖）

第七十条 会員商品取引所は、その開設する商品市場において取引をする会員の数が十人以下となつたときは、前条第六号に掲げる事由により解散する場合を除くほか、当該商品市場における取引を停止し、第百五十五条第一項の規定による定款の変更の認可の申請をしなければならない。

（清算人）

第七十一条 会員商品取引所が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事長及び理事がその清算人となる。ただし、会員総会において他人を選任したときは、この限りでない。

（残余財産の分配）

第七十一条の二 残余財産は、会員の出資口数に応じて分配しなければならない。

（解散の登記）

第七十二条 会員商品取引所が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

（清算終了の登記）

第七十三条 清算が終了したときは、第七十七条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

（解散の登記の申請）

第七十四条 会員商品取引所の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面及び理事長又は会員商品取引所を代表すべき理事が清算人でない場合においては、会員商品取引所を代表すべき清算人であることを証する書面を添付しなければならない。

2 会員商品取引所が主務大臣の設立の許可の取消しの処分により解散する場合における解散の登記は、主務大臣の囑託によつてする。

（清算終了の登記の申請）

第七十五条 第七十三条の規定による登記の申請書には、第七十七条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

（会員商品取引所の合併の認可等）

第七十六条 会員商品取引所を全部又は一部の当事者とする合併（第百四十五条第一項の合併を除く。）は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 会員商品取引所が次に掲げる事由により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 定款で定めた存続期間の満了又は解散事由の発生

二 会員総会の決議

三 破産手続開始の決定

四 会員の数がすべての商品市場について十人以下となつたこと。

（会社法等の準用等）

第七十七条 会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第四項、第四百八十一条、第四百八十二条第二項、第四百八十三条第四項から第六項まで、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一

項、第八百六十九條、第八百七十條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は、會員商品取引所の清算について準用する。この場合において、同法第四百九十二條第一項及び第五百七條第一項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

2 第四十八條第二項及び第三項、第五十條の二、第五十三條、第五十五條から第五十七條まで、第五十九條、第六十二條の三並びに第六十六條から第六十八條の三まで並びに会社法第三百六十一條第一項（第三号から第五号までを除く。）、及び第四項、第四百二十四條、第四百三十條、第五百九十九條並びに第六百條の規定は會員商品取引所の清算人について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項及び第三項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九條の二第二号及び第三号、第八百五十一條並びに第八百五十三條第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は會員商品取引所の清算人の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第六十六條第一項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」と、同法第四百二十四條中「前条第一項」とあるのは「商品先物取引法第五十三條第一項」と、同法第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 會員商品取引所の清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 主務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

5 商業登記法第七十一條第一項の規定は、會員商品取引所の解散の登記について準用する。

第三節 株式会社商品取引所

第一款 総則

（株式会社商品取引所の許可）

第七十八條 株式会社商品取引所になろうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。（許可の申請）

第七十九條 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 資本金の額
- 三 本店、支店その他の営業所の所在地
- 四 上場商品又は上場商品指数
- 五 役員の名又は名称及び住所
- 六 取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び取引参加者が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数並びに取引参加者が一年以上継続して上場商品構成成品等の売買等を業として行っている場合にあってはその旨
- 2 前項の申請書には、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程、市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（許可の基準等）
第八十條 主務大臣は、第七十八條の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

- 一 許可申請者が株式会社でその資本金の額が政令で定める金額以上のものであること。
- 二 申請に係る商品市場が、次に掲げる商品市場の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。
- イ 上場商品に係る商品市場 当該商品市場において取引をしようとする取引参加者の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半数の者が、一年以上継続して当該商品市場における上場商品構成成品の売買等を業として行っている者であること。

ロ 上場商品指数に係る商品市場 当該商品市場において取引をしようとする取引参加者の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半数の者が、一年以上継続して当該商品市場における上場商品指数対象品の売買等を業として行っている者であること。

三 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上場商品構成成品等の取引の状況に照らし、許可申請者が当該先物取引をする株式会社商品取引所になることが当該上場商品構成成品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。

四 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあっては、上場商品構成成品の売買等を業として行っている者の取引の状況その他の当該上場商品構成成品に係る経済活動の状況に照らし、当該上場商品構成成品を一つの商品市場で取引することが適当であることとして政令で定める基準に適合すること。

五 二以上の商品指数を一つの市場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあっては、当該二以上の商品指数の対象となる物品又は電力の大部分が共通していること。

六 定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、取引参加者の資格、取引参加者の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

七 許可申請者が商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

八 許可申請者が株式会社商品取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

九 次に掲げる機関を置くものであること。

イ 取締役会

ロ 監査役会、監査等委員会又は指名委員会等（会社法第十二条に規定する指名委員会等をいう。第九十六條の二十七第二項第一号ロにおいて同じ。）

ハ 会計監査人

2 主務大臣は、第七十八條の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をしてはならない。

一 許可申請者が第十五條第二項第一号ハからホまで、リ又はヲのいずれかに該当する者であるとき。

二 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3 主務大臣は、株式会社商品取引所としての存続期間又は商品市場の開設期限が業務規程に記載され、又は記録されている第七十八條の許可の申請があつた場合においては、第一項第三号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成成品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする株式会社商品取引所になることが当該上場商品構成成品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第四号及び第五号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

4 第十五條第四項から第十一項までの規定は、第七十八條の許可について準用する。

（定款）

第八十一條 株式会社商品取引所の定款には、会社法第二十七條各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 取引参加者に対する監査及び制裁に関する事項
- 二 商品市場外における取引参加者間の契約に対する定款、業務規程、受託契約準則及び紛争処理規程の拘束力に関する事項

三 商品市場に関する事項

四 自主規制委員会を設置する場合にあつては、その旨

(株式会社商品取引所の子会社の範囲の特例)

第八十一条の二 株式会社商品取引所は、第三条第一項ただし書の認可及び金融商品取引法第八十条第一項の免許を受けて取引所金融商品市場を開設している場合には、第三条の二第一項の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けないで、取引所金融商品市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社を子会社(同条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。)とすることが出来る。

(株式会社商品取引所の取引参加者)

第八十二条 株式会社商品取引所は、業務規程で定めるところにより、その開設する商品市場における取引を行うための取引資格を与えることができる。

2 株式会社商品取引所は、第十五条第二項第一号ロから又または第三十一条第一項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当する者に対し、取引資格を与えてはならない。

3 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項(第十五条第二項第一号ハからホまで及びリ並びに第三十一条第一項第四号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

(取引参加者の地位の承継)

第八十三条 取引参加者につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その取引参加者の地位を承継する。

(取引資格の喪失)

第八十四条 取引参加者は、三十日前までに予告して、第八十二条第一項の規定により与えられた取引資格を喪失することができる。

2 前項の予告期間は、業務規程で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えることができない。

3 取引参加者は、第一項に規定する場合のほか、次に掲げる事由によつて、第八十二条第一項の規定により与えられた取引資格を喪失する。

一 その者が取引をする商品市場のすべてが第九十五条の規定により閉鎖されたこと。

二 死亡又は解散

三 取引資格の取消し

(役員又は取引参加者の氏名等の変更)

第八十五条 株式会社商品取引所は、第七十九条第一項第三号、第五号又は第六号に掲げる事項(本店の所在地を除く。)について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した変更届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の変更届出書には、その変更を証する書面及び主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(議決権の保有制限)

第八十六条 何人も、株式会社商品取引所の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の百分の二十(その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として主務省令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この条、第三款及び第九十六条の第四項において「保有基準割合」という。)以上の数の議決権(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、取得又は保有の態様その他の事情を勘案して主務省令で定めるものを除く。以下この節において「対象議決権」という。)を取得し、又は保有してはならない。ただし、商品取引所、商品取引所持株式会社、金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、政令で定める

者に限る。以下同じ。)又は金融商品取引所持株式会社(同条第十八項に規定する金融商品取引所持株式会社をいい、政令で定める者に限る。以下同じ。)が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合において、株式会社商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。

3 前項の場合において、株式会社商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者(以下この条において「特定保有者」という。)は、特定保有者になつた旨その他主務省令で定める事項を、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。

4 第二項の場合において、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、株式会社商品取引所の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定保有者が第九十六条の十九第一項に規定する地方公共団体等である場合であつて、当該地方公共団体等が同項の規定により主務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

5 次の各号に掲げる場合における前各項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを取得し、又は保有するものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株式会社商品取引所の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなる場合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合 当該特別の関係にある者が取得し、又は保有する対象議決権

6 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(対象議決権保有届出書の提出)

第八十六条の二 株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者(以下この項において「対象議決権保有者」という。)となつた者は、主務省令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該株式会社商品取引所の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他主務省令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、主務大臣に提出しなければならない。

2 前条第五項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告徴収及び立入検査)

第八十六条の三 主務大臣は、この法律の施行のため必要があるときは、前条第一項の対象議決権保有届出書の提出者に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、その者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(当該対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(発行済株式の総数等の縦覧)

第八十七条 株式会社商品取引所は、主務省令で定めるところにより、その発行済株式の総数、総株主の議決権の数その他の主務省令で定める事項を、公衆の縦覧に供しなければならない。

(資本金の減少の認可等)

第八十八条 株式会社商品取引所は、その資本金の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 株式会社商品取引所は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

(仮取締役、仮監査役等)

第八十九条 主務大臣は、株式会社商品取引所の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役又は監査役の職務を行う者がいない場合において、必要があると認めるときは、仮取締役、仮代表取締役、仮執行役、仮代表執行役又は仮監査役を選任することができる。

2 会社法第三百四十六条第二項及び第三項、第三百五十一条第二項及び第三項並びに第四百一条第三項及び第四項(同法第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、株式会社商品取引所には、適用しない。

(主務大臣の嘱託登記)

第九十条 主務大臣は、前条第一項の規定により、仮取締役、仮代表取締役、仮執行役、仮代表執行役又は仮監査役を選任したときは、当該株式会社商品取引所の本店の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

2 前項の規定により主務大臣が登記を嘱託するときは、嘱託書に、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならない。

(役員等の兼職禁止)

第九十一条 株式会社商品取引所の役員は、他の商品取引所の役員の地位を占めてはならない。

2 前項の規定は、株式会社商品取引所の清算人について準用する。

(役員等の欠格条件)

第九十二条 第四十九条の規定は、株式会社商品取引所の役員について準用する。

(業務規程等の備置き及び閲覧等)

第九十三条 株式会社商品取引所は、業務規程を株式会社商品取引所の各営業所に、取引参加者名簿を本店に備え置かなければならない。

2 取引参加者名簿には、各取引参加者について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所

二 取引資格取得年月日

三 取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数

四 商品先物取引業者であるときは、許可年月日

3 第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備え置く業務規程及び取引参加者名簿について準用する。この場合において、同条第四項中「会員及び会員商品取引所の債権者」とあるのは「株式会社商品取引所の株主、取引参加者及び債権者」と、「会員商品取引所の事業時間内」とあるのは「株式会社商品取引所の営業時間内」と、同項ただし書中「会員商品取引所の定めた」とあるのは「株式会社商品取引所の定めた」と、同条第五項中「会員商品取引所」とあるのは「株式会社商品取引所」と読み替えるものとする。

4 株式会社商品取引所の取引参加者は、株式会社商品取引所の定款について会社法第三十一条第二項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

(許可の失効)

第九十四条 株式会社商品取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第七十八条の許可は、効力を失う。

一 業務規程で定めた株式会社商品取引所としての存続期間の満了

二 分割により事業の全部を承継させ、又は事業の全部を譲渡したとき

三 取引参加者の数がすべての商品市場について十人以下となつたとき

四 解散したとき

五 設立、合併(当該合併により設立される者が株式会社商品取引所であるものに限る。)又は新設分割(当該新設分割により設立される者が株式会社商品取引所であるものに限る。)を無効とする判決が確定したとき。

2 前項第二号、第三号又は第五号の規定により許可が失効したときは、その代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(一部の商品市場の閉鎖)

第九十五条 株式会社商品取引所は、その開設する商品市場において取引をする取引参加者の数が十人以下となつたときは、前条第一項第三号に該当する場合を除くほか、当該商品市場における取引を停止し、第五百五十六条第一項の規定による業務規程の変更の認可の申請をしなければならない。

(株式会社商品取引所の合併の認可等)

第九十六条 次に掲げる事項は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

一 株式会社商品取引所の解散についての株主総会の決議

二 株式会社商品取引所を全部又は一部の当事者とする合併(第四百四十五条第一項の合併を除く。)

2 株式会社商品取引所が前項に掲げる事由以外の事由により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

第二款 自主規制委員会

(権限等)

第九十六条の二 株式会社商品取引所は、定款の定めるところにより、自主規制委員会を置くことができる。

2 自主規制委員会は、当該自主規制委員会を設置する株式会社商品取引所(以下この款において「特定株式会社商品取引所」という。)の自主規制業務(第五条の二第二項に規定する自主規制業務をいう。以下この款において同じ。)に関する事項の決定を行う。

3 自主規制委員会は、自主規制業務に関する事項の決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

4 特定株式会社商品取引所の自主規制委員会は、自主規制業務に関する事項の決定について、執行役又は取締役会に委任することができる。

5 特定株式会社商品取引所の取締役会は、会社法第三百六十二条第四項、第三百九十九条の十三第四項から第六項まで及び第四百六十六条第四項の規定にかかわらず、次条第二項に規定する自主規制委員の選定及び第九十六条の五第一項に規定する自主規制委員の解職について、執行役又は取締役会に委任することができる。

(組織)

第九十六条の三 自主規制委員会は、自主規制委員三人以上で組織し、その過半数は、社外取締役でなければならない。

2 自主規制委員は、特定株式会社商品取引所の取締役の中から、取締役会の決議によつて選定する。

3 前項の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)で、かつ、出席した社外取締役の過半数をもつて行う。

4 自主規制委員会に自主規制委員長を置き、自主規制委員の互選によつて社外取締役のうちからこれを定める。

5 自主規制委員長は、自主規制委員会の会務を総理する。

6 自主規制委員会は、あらかじめ、自主規制委員のうちから、自主規制委員長に事故がある場合に当該自主規制委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(任期)

第九十六条の四 自主規制委員の任期は、選定後一年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 自主規制委員は、四回に限り再選されることができる。

(解職等)

第九十六条の五

自主規制委員は、特定株式会社商品取引所の取締役会の決議によつて解職することができる。

2 前項の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）で、かつ、出席した自主規制委員の過半数をもつて行う。

3 第九十六条の第三項に規定する自主規制委員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した自主規制委員は、新たに選定された自主規制委員（次項の一時自主規制委員の職務を行う者を含む。）が就任するまで、なお自主規制委員としての権利義務を有する。

4 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時自主規制委員の職務を行う者を選任することができる。

5 裁判所は、前項の一時自主規制委員の職務を行う者を選任した場合には、特定株式会社商品取引所がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

6 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四項の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(取締役の選任及び解任)

第九十六条の六 第九十六条の第三項の規定は、監査役会設置会社又は監査等委員会設置会社である特定株式会社商品取引所が株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する場合について準用する。

(緊急の場合の取扱ひ)

第九十六条の七 第九十六条の第二項及び第三項の規定にかかわらず、特定株式会社商品取引所の代表取締役又は代表執行役は、公益又は委託者の保護を図るため特に必要があると認められる場合であつて、状況に照らし緊急を要するときは、会員等に対する処分その他の主務省令で定める自主規制業務に関する事項を決定することができる。

2 前項の規定により特定株式会社商品取引所が会員等に対する処分その他の主務省令で定める自主規制業務に関する事項の決定をした場合には、当該株式会社商品取引所の代表取締役又は代表執行役は、自主規制委員会に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。

(執行役又は取締役の行為の差止め)

第九十六条の八 自主規制委員は、特定株式会社商品取引所の執行役又は取締役が自主規制業務に関し自主規制委員会の決定に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて自主規制業務の適正な運営に著しい支障をきたすおそれがあるときは、当該執行役又は取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の執行役又は取締役に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(業務規程等の変更の取扱ひ)

第九十六条の九 特定株式会社商品取引所は、当該株式会社商品取引所の業務規程その他の規則に定める事項のうち自主規制業務に関連するものとして主務省令で定めるものの変更又は廃止をしようとするときは、自主規制委員会の同意を得なければならない。

(招集権者)

第九十六条の十 自主規制委員会は、第九十六条の第三項に規定する自主規制委員長（自主規制委員長に事故があるときは、同条第六項に規定する自主規制委員長の職務を代理する者。次条及び第九十六条の十二第一項において同じ。）が招集する。

(招集請求)

第九十六条の十一 自主規制委員は、自主規制委員長に対し、自主規制委員会の目的である事項及び招集の理由を示して、自主規制委員会の招集を請求することができる。

(招集手続)

第九十六条の十二

自主規制委員会を招集するには、自主規制委員長は、自主規制委員会の日の一週間（これを下回る期間を自主規制委員会が定めた場合にあっては、その期間）前までに、各自主規制委員に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自主規制委員会は、自主規制委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 特定株式会社商品取引所の執行役、取締役、会計参与又は会計監査人は、自主規制委員会の要求があつたときは、当該自主規制委員会に出席し、当該自主規制委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

(決議)

第九十六条の十三

自主規制委員会の決議は、議決に加わることができる自主規制委員の過半数が出席し、その過半数で、かつ、出席した社外取締役である自主規制委員の過半数をもつて行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する自主規制委員は、議決に加わることができない。

3 自主規制委員会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した自主規制委員は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

4 自主規制委員会が選定する自主規制委員は、第一項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。

5 第三項の議事録は、電磁的記録をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、議事の手続その他自主規制委員会の運営に関し必要な事項は、自主規制委員会が定める。

(議事録)

第九十六条の十四

特定株式会社商品取引所は、自主規制委員会の日から十年間、前条第三項の議事録をその本店に備置しなければならない。

2 当該株式会社商品取引所の取締役は、次に掲げるものの閲覧及び謄写をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面
二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもの

3 当該株式会社商品取引所の株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げるものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

4 前項の規定は、当該株式会社商品取引所の債権者が自主規制委員の責任を追及するため必要があるとき及び当該株式会社商品取引所を子会社とする者の株主又は会員がその権利を行使するため必要があるときについて準用する。

5 裁判所は、第三項（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該株式会社商品取引所、当該株式会社商品取引所を子会社とする者又は当該株式会社商品取引所の子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第三項の許可をすることができない。

6 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第三項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(報告の省略)

第九十六条の十五 特定株式会社商品取引所の執行役、取締役、会計参与又は会計監査人が自主規制委員会全員に対して自主規制委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を自主規制委員会へ報告することを要しない。

(公衆縦覧)

第九十六条の十六 特定株式会社商品取引所は、自主規制委員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(自主規制委員会の職務執行のための決定)

第九十六条の十七 特定株式会社商品取引所の取締役会は、自主規制委員会の職務の執行のため必要なものとして主務省令で定める事項を決定しなければならない。

(監査役等の出席)

第九十六条の十八 監査役会設置会社である特定株式会社商品取引所の監査役、監査等委員会設置会社である特定株式会社商品取引所の監査等委員会により選定された監査等委員又は指名委員会等設置会社である特定株式会社商品取引所の監査委員会により選定された監査委員は、必要があると認めるときは、特定株式会社商品取引所の自主規制委員会に出席し、意見を述べることができる。

第三款 主要株主

(認可等)

第九十六条の十九 地方公共団体その他の政令で定める者（以下この条、第九十六条の二十八第四項及び第九十六条の三十一において「地方公共団体等」という。）は、第八十六条第一項本文の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、株式会社商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

2 前項の認可を受けた地方公共団体等は、同項及び第八十六条第一項本文の規定にかかわらず、その保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合には、株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することができる。

3 前項の場合において、株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた地方公共団体等（以下この条において「特定保有団体等」という。）は、特定保有団体等になつた旨その他主務省令で定める事項を、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。

4 第二項の場合において、特定保有団体等は、特定保有団体等となつた日から三月以内に、株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十以下の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

5 特定保有団体等は、前項の規定により株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十以下の数の対象議決権の保有者となつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

6 第三条第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

(認可基準)

第九十六条の二十 主務大臣は、前条第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が商品取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること。

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が次のいずれかに該当する者であるとき。

イ 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として主務省令で定める者

ロ 第十五条第二項第一号ロからヌまでのいずれかに該当する者

ハ 営業に関し成年者と同じ行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はニのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員のうちイからハマまでのいずれかに該当する者のあるもの

二 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

(報告徴収及び立入検査)

第九十六条の二十一 主務大臣は、この法律の施行のため必要があるときは、株式会社商品取引所の主要株主（第九十六条の十九第一項の認可を受けた者をいう。以下この款において同じ。）に対し、当該株式会社商品取引所の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、当該主要株主の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（当該株式会社商品取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

2 前項の規定は、株式会社商品取引所の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を保有する金融商品取引所及び金融商品取引所持株式会社について準用する。

3 第八十六条の三第二項及び第三項の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査について準用する。

(監督上の処分)

第九十六条の二十二 主務大臣は、株式会社商品取引所の主要株主がこの法律等に違反したとき、又は主要株主の行為が株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に對し、第九十六条の十九第一項の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の規定により第九十六条の十九第一項の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、株式会社商品取引所の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による処分を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

4 第一項の規定による認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。ただし、主務大臣が当該処分の名あて人となるべき者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

5 第一項の規定は株式会社商品取引所の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を保有する商品取引所、商品取引所持株式会社、金融商品取引所及び金融商品取引所持株式会社について、第三項の規定はこの項において準用する第一項の規定による処分について準用する。

(認可の失効)

第九十六条の二十三 株式会社商品取引所の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第九十六条の十九第一項の認可は、その効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に保有基準割合以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。

二 保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

三 商品取引所、商品取引所持株式会社、金融商品取引所又は金融商品取引所持株式会社となつたとき。

2 前項の規定により認可が失効したとき（同項第三号に係る場合にあつては、金融商品取引所又は金融商品取引所持株式会社となつたときに限る。）は、主要株主であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(対象議決権に係る規定の準用)

第九十六条の二十四 第八十六条第五項の規定は、第九十六条の十九第一項から第五項まで、第九十六条の二十第一項、第九十六条の二十一第二項、第九十六条の二十二第二項及び第五項並びに前条第一項の規定を適用する場合について準用する。

第四款 商品取引所持株式会社

(認可等)

第九十六条の二十五 株式会社商品取引所を子会社としようとする者又は株式会社商品取引所を子会社とする会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、商品取引所、金融商品取引所又は金融商品取引所持株式会社を株式会社とする場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合において、株式会社商品取引所を子会社とすることとなるときは、適用しない。

3 前項の場合において、株式会社商品取引所を子会社とすることとなった会社（以下この条において「特定持株会社」という。）は、特定持株会社となつた日から三月以内に、株式会社商品取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定持株会社が株式会社商品取引所を子会社とする会社であることについて主務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 第九十六条の十九第三項及び第五項の規定は、特定持株会社について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第九十六条の二十五第二項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第九十六条の二十五第三項」と、「株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十以下の数の対象議決権の保有者となつたとき」とあるのは「株式会社商品取引所を子会社とする会社でなくなつたとき」と読み替えるものとする。

5 第三条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第三項ただし書の認可について準用する。

(認可の申請)

第九十六条の二十六 前条第一項又は第三項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 資本金の額
- 三 本店、支店その他の営業所の所在地
- 四 役員の氏名又は名称及び住所
- 2 前項の申請書には、定款その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 3 前項の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録を添付することができる。

(認可審査基準)

第九十六条の二十七 主務大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 認可申請者又は認可を受けて設立される会社（以下この条において「認可申請者等」という。）が専ら株式会社商品取引所又は株式会社商品取引所及び商品取引所関連会社（商品市場開設業務に附帯する業務を行う会社、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社、取引所金融商品市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社又は取引所金融商品市場の開設に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社をいう。第九十六条の三十六において同じ。）を子会社として保有することを目的とする者であること。
- 二 認可申請者等及びその子会社となる株式会社商品取引所の収支の見込みが良好であること。
- 三 認可申請者等がその人的構成に照らして、その子会社となる株式会社商品取引所の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有すること。
- 四 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

- 一 認可申請者等が株式会社（次に掲げる機関を置くものに限る。）でないとき。
- イ 取締役会
- ロ 監査役、監査等委員会又は指名委員会等

二 認可申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行の終わった日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者であるとき。

三 認可申請者が第九十六条の二十二第二項、第九十六条の三十四第一項若しくは第九十六条の四十第一項の規定により認可を取り消され、第百五十九条第一項若しくは第二項、第百八十六条第一項若しくは第二項、第二百三十五条第三項、第二百三十六条第一項若しくは第三百四十条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、若しくは第二百四十条の二十三第一項の規定により登録を取り消され、これらの取消しの日から五年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の認可、許可若しくは登録（当該認可、許可又は登録に類する免許その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。

四 認可申請者等の役員のうちに第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者があるとき。

五 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

(議決権の保有制限)

第九十六条の二十八 何人も、商品取引所持株式会社の総株主の議決権の百分の二十（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として主務省令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この条の款（第九十六条の四十第四項を除く。）において「保有基準割合」という。）以上の数の対象議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、商品取引所又は金融商品取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合において、商品取引所持株式会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。

3 前項の場合において、商品取引所持株式会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者（以下この条において「特定保有者」という。）は、特定保有者になつた旨その他主務省令で定める事項を、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。

4 第二項の場合において、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、商品取引所持株式会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定保有者が地方公共団体等である場合であつて、当該地方公共団体等が第九十六条の三十一第一項の認可を受けたときは、この限りでない。

5 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(対象議決権保有届出書の提出)

第九十六条の二十九 商品取引所持株式会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（以下この条において「対象議決権保有者」という。）となつた者は、主務省令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該商品取引所持株式会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）を、保有の目的その他主務省令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、主務大臣に提出しなければならない。

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告徴収及び立入検査)

第九十六条の三十 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、前条の対象議決権保有届出書の提出者に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料

の提出を命じ、又はその職員に、その者の事務若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（当該対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

2 第八十六条の第三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。（主要株主に係る認可等）

第九十六条の三十一 地方公共団体等は、第九十六条の二十八第一項本文の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

2 前項の認可を受けた地方公共団体等は、同項及び第九十六条の二十八第一項本文の規定にかかわらず、その保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合には、商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することができる。

3 前項の場合において、商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた地方公共団体等（以下この条において「特定保有団体等」という。）は、特定保有団体等となつた日から三月以内に、商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十以下の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

4 第九十六条の十九第三項及び第五項の規定は、特定保有団体等について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第九十六条の三十一第二項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第九十六条の三十一第三項」と読み替えるものとする。

5 第三条第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。（主要株主に係る認可基準）

第九十六条の三十二 主務大臣は、前条第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、商品取引所持株会社の子会社である株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が商品取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること。

2 第九十六条の二十第二項の規定は、前条第一項の認可について準用する。この場合において、第九十六条の二十第二項中「前項」とあるのは、「第九十六条の三十二第一項」と読み替えるものとする。

（主要株主に対する報告徴収及び立入検査）

第九十六条の三十三 主務大臣は、この法律の施行のため必要があるときは、商品取引所持株会社の主要株主（第九十六条の三十一第一項の認可を受けた者をいう。以下この款において同じ。）に対し、当該商品取引所持株会社若しくはその子会社である株式会社商品取引所の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、当該主要株主の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（当該商品取引所持株会社又はその子会社である株式会社商品取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

2 前項の規定は、商品取引所持株会社の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を保有する金融商品取引所について準用する。

3 第八十六条の第三第二項及び第三項の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査について準用する。

（主要株主に対する監督上の処分）

第九十六条の三十四 主務大臣は、商品取引所持株会社の主要株主がこの法律等に違反したとき、又は主要株主の行為が当該商品取引所持株会社の子会社である株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し、第九十六条の三十一第一項の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の規定により第九十六条の三十一第一項の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、商品取引所持株会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

3 第九十六条の二十二第三項の規定は第一項の規定による処分について、同条第四項の規定は第一項の規定による認可の取消しに係る聴聞について準用する。

4 第一項の規定は商品取引所持株会社の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を保有する商品取引所及び金融商品取引所について、第九十六条の二十二第三項の規定はこの項において準用する第一項の規定による処分について準用する。（主要株主に係る認可の失効）

第九十六条の三十五 商品取引所持株会社の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第九十六条の三十一第一項の認可は、その効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に保有基準割合以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。

二 保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

三 商品取引所又は金融商品取引所となつたとき。

2 前項の規定により認可が失効したとき（同項第三号に係る場合にあつては、金融商品取引所となつたときに限る。）は、主要株主であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届けなければならない。

（業務の範囲）

第九十六条の三十六 商品取引所持株会社は、子会社である株式会社商品取引所及び商品取引所関連会社の経営管理を行うこと並びにこれらに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができる。

2 商品取引所持株会社は、その業務を行うに当たつては、子会社である株式会社商品取引所の業務の公共性に対する信頼及び健全かつ適切な運営を損なうことのないよう、子会社である株式会社商品取引所又は株式会社商品取引所及び商品取引所関連会社の適切な経営管理に努めなければならない。

（子会社の範囲）

第九十六条の三十七 商品取引所持株会社は、商品市場開設業務及びこれに附帯する業務を行う会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けた場合は、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社、算定制当量に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社、取引所金融商品市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社又は取引所金融商品市場の開設に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社を子会社とすることができる。

2 第三条第二項から第四項までの規定は、前項ただし書の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「業務を行う」とあるのは「会社を子会社とする」と、「商品市場開設業務」とあるのは「商品取引所の商品市場開設業務」と読み替えるものとする。

（認可の取消し）

第九十六条の三十八 主務大臣は、商品取引所持株会社が第九十六条の二十五第一項又は第三項ただし書の認可を受けた当時既に第九十六条の二十七第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、その認可を取り消すことができる。

（報告徴収及び立入検査）

第九十六条の三十九 主務大臣は、この法律の施行のため必要があるときは、商品取引所持株会社の主要株主（第九十六条の三十一第一項の認可を受けた者をいう。以下この款において同じ。）に対し、当該商品取引所持株会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、当該商品取引所持株会社若しくは当該子会社の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（当該子会社にあつては、当該商品取引所持株会社の業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

2 第八十六条の第三項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
(監督上の処分)

第九十六条の四十 主務大臣は、商品取引所持株式会社がこの法律等に違反したとき、商品取引所持株式会社の行為がその子会社である株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるとき、又は商品取引所持株式会社の子会社の行為が当該商品取引所持株式会社の子会社である株式会社商品取引所の業務の健全な運営を損なうおそれがあるにもかかわらず、当該行為の是正のため必要な措置をとることを怠つたときは、当該商品取引所持株式会社に對し、第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書又は第九十六条の三十七第一項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 主務大臣は、商品取引所持株式会社の役員がこの法律等に違反したときは、当該商品取引所持株式会社に對し、当該役員の解任を命ずることができる。

3 第一項の規定により第九十六条の二十五第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された商品取引所持株式会社は、速やかに、当該株式会社商品取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。

4 前項の措置がとられた場合において、当該措置をとつた者がなお株式会社商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権の保有者であるときは、当該株式会社商品取引所を子会社とする会社でなくなつた日を第八十六条第四項の特定保有者となつた日とみなして、同項の規定を適用する。

5 第九十六条の二十二第三項の規定は第一項又は第二項の規定による処分について、同条第四項の規定は第一項又は第二項の規定による認可の取消し又は役員の解任の命令に係る聴聞について準用する。
(認可の失効)

第九十六条の四十一 商品取引所持株式会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第九十六条の二十五第一項又は第三項ただし書の認可は、その効力を失う。

一 株式会社商品取引所を子会社とする会社でなくなつたとき(当該株式会社商品取引所の議決権の保有の態様その他の事情を勘案して主務省令で定める場合を除く)。

二 解散したとき。

三 設立、合併(当該合併により設立される会社が商品取引所持株式会社であるものに限る。)又は新設分割(当該新設分割により設立された会社が商品取引所持株式会社であるものに限る。)を無効とする判決が確定したとき。

四 認可を受けた日から六月以内に株式会社商品取引所を子会社とする会社とならなかつたとき。

2 前項の規定により認可が失効したときは、商品取引所持株式会社であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
(対象議決権に係る規定の準用)

第九十六条の四十二 第八十六条第五項の規定は、第九十六条の二十五第二項、同条第四項において準用する第九十六条の十九第三項及び第五項、第九十六条の二十八第一項から第四項まで、第九十六条の二十九、第九十六条の三十一第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第九十六条の二十九第三項及び第五項、第九十六条の三十二第一項、第九十六条の三十三第二項、第九十六条の三十四第二項及び第四項、第九十六条の三十五第一項並びに第九十六条の四十第四項の規定を適用する場合について準用する。
(監督上の処分等に係る規定の準用)

第九十六条の四十三 第九十六条の三十六第二項及び第九十六条の四十第一項の規定は株式会社商品取引所を子会社とする商品取引所及び商品取引所持株式会社を子会社とする商品取引所について、第九十六条の三十六第二項、第九十六条の三十九及び第九十六条の四十第一項の規定は株式会社商品取引所を子会社とする金融商品取引所及び金融商品取引所持株式会社並びに商品取引所持株式会社を子会社とする金融商品取引所について、第九十六条の二十二第三項の規定はこの項において準用する第九十六条の四十第一項の規定による処分について、それぞれ準用する。

第四節 商品市場における取引

(取引資格)

第九十七条 会員商品取引所の開設する商品市場における取引は、当該会員商品取引所の会員でなければすることができない。

2 株式会社商品取引所の開設する商品市場における取引は、当該商品市場における取引参加者でなければすることができない。

3 前二項の規定は、第一項の会員又は前項の取引参加者から委託を受けて商品清算取引を行う場合には、適用しない。

(相互決済結了取引取決めに係る取引資格)

第九十八条 前条の規定にかかわらず、商品取引所は、定款(株式会社商品取引所にあつては、業務規程。次条第一項、第一百条、第一百一条第一項、第九十九条第一項、第一百十三条第一項(第一百十四條において準用する場合を含む。)及び第一百十四條において同じ。)で定めるところにより、当該商品取引所と相互決済結了取引取決めに締結した他の商品取引所(商品取引所に相当する外国の施設を含む。次項において同じ。)の会員等に、当該相互決済結了取引取決めに基づいて取引の決済を結了させるための取引を行う目的の範囲内において、当該商品取引所の商品市場における取引をすることができるとする資格を与えることができる。

2 前項に規定する相互決済結了取引取決めとは、当該商品取引所及び他の商品取引所が、それぞれ、他の商品取引所の会員等又は当該商品取引所の会員等に、他の商品取引所の商品市場(商品市場に相当する外国の市場を含む。以下この項において同じ。)又は当該商品取引所の商品市場において決済を結了していない取引について、当該商品取引所の商品市場又は他の商品取引所の商品市場においてその取引の決済を結了させるための取引をすることを、相互に認めるための取決めをいう。

3 第一項の規定に基づき商品取引所により取引資格を与えられた者は、同項に規定する目的の範囲内において、第一百一条第一項から第四項まで、第二百三条、第二百四條第三項及び第四項、第二百八条第一項、第二百十三條から第二百十五條まで、第二百八条、第二百五十七條、第二百五十九條第一項、第二百六十條第一項、第二百六十五條、第二百七十九條並びに第二百八十八條の規定の適用については、会員等とみなす。この場合において、第二百十三條第一項(第二百四條及び第二百八十八條において準用する場合を含む。)中「から脱退した」とあるのは「において取引をすることができるとする資格を喪失した」と、第二百六十條第一項及び第二百六十五條中「の除名」とあるのは「の取引をすることができるとする資格の取消し」とする。
(会員等の純資産額)

第九十九条 商品取引所は、その定款をもつて、商品市場ごとに、主務省令で定めるところにより、当該商品市場において取引をする会員等の純資産額の最低額を定めなければならない。ただし、当該商品市場において第二百五条第二号又は第三号に掲げる方法による決済を行う場合については、この限りでない。

2 商品取引所は、前項の規定により会員等の純資産額の最低額を定めるときは、二以上の商品市場において、又は他の商品取引所の商品市場において取引をする会員等の純資産額の最低額が他の会員等の純資産額の最低額より多い額となるようにしなければならない。

3 会員等の純資産額が前二項の規定による最低額を下回ることとなつたときは、商品取引所は、遅滞なく、その者の商品市場における取引を停止し、かつ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

4 前項の場合において、当該会員等の商品市場における取引の停止をした日から六月以内にその者の純資産額が第一項又は第二項の規定による最低額以上になつたときは、商品取引所は、遅滞なく、前項の規定による取引の停止を解除し、かつ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

5 第三項の場合において、会員又は取引参加者の純資産額が前項に規定する期間内に第一項又は第二項の規定による最低額以上とならなかったときは、商品取引所は、遅滞なく、当該会員の除名又は当該取引参加者の取引資格の取消しを行わなければならない。

6 商品取引所は、第三項の規定によりその取引を停止したとき、又は前項の規定により会員の除名若しくは取引参加者の取引資格の取消しを行ったときは、その理由を示し、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

7 第一項から第五項までの純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除した額とし、主務省令で定めるところにより計算しなければならない。

（会員等の数）

第百条 商品取引所は、その定款をもつて、商品市場ごとに、当該商品市場において取引をする会員等の数又は委託を受けて当該商品市場において取引をする会員等の数の最高限度を設定することができる。

（信託金）

第百一条 会員等は、定款で定めるところにより、商品取引所に対し、当該会員等が取引をする商品市場ごとに信託金を預託しなければならない。

2 会員等は、前項の信託金を預託した後でなければ、商品市場において取引をしてはならない。

3 信託金は、有価証券（国債証券、地方債証券並びに特別の法律により法人の発行する債券、取引所金融商品市場において売買取引されている社債券及び株券その他の政令で定める有価証券をいう。）をもつて、これに充てることができる。

4 前項の有価証券の充用価格は、時価を参照して主務省令で定めるところにより算出した価格を超えてはならない。

5 商品先物取引業者である会員等に対して商品市場における取引を委託した者（次項及び第百八条第二項において「取引委託者」という。）は、その委託により生じた債権に關し、当該商品市場についての当該会員等の信託金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。前項の優先弁済を受ける権利が互いに競合するときは、会員等でない取引委託者の有する権利は、会員等である取引委託者の有する権利に對し優先する。

6 商品取引所は、商品取引債務引受業を行うことにより取得した会員等に対する債権と当該会員等に対する信託金に係る債務を相殺してはならない。

（業務規程）

第百二条 商品取引所は、その業務規程において、その開設する商品市場ごとに、当該商品市場における次に掲げる事項（会員商品取引所にあつては、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項を除く。）に關する細則を定めなければならない。

一 取引参加者に関する事項

二 信託金に関する事項

三 取引証拠金に関する事項

四 商品市場における取引の対象とする商品たる物品若しくは電力、商品指数又はオプション（実物オプション）及び特定スワップオプションを含む。）

五 上場商品又は上場商品指数ごとの取引の種類

六 取引の期限

七 取引の開始及び終了

八 取引の停止

九 取引の契約の締結及びその制限に関する事項

十 受渡しその他の決済の方法

十一 前各号に掲げる事項のほか、取引に關し必要な事項

2 前項第九号に掲げる事項については、商品取引所は相場の変動又は決済を結了していない取引の数量を制限する措置を講ずることができ、その旨を定めなければならない。

3 株式会社商品取引所の業務規程には、第一項各号に掲げる事項のほか、株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限又は範圍変更期間（商品市場（第百五十六条第五項第二号

に規定する期限付商品市場を除く。）における上場商品又は上場商品指数の範圍の変更（廃止又は範圍の縮小を除く。同条において同じ。）が行われる期間をいう。以下この項及び同条において同じ。）を定めたときは、その存続期間、開設期限又は範圍変更期間を記載し、又は記録するものとする。

（取引証拠金）

第百三条 商品取引所は、商品市場における取引（第百五条第一号に掲げる方法による決済を行う商品市場における取引に限り、第二条第十項第一号二に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）について、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一 会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う場合又は会員等がその受託した商品市場における取引（次項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて受託したものに限り。）を行う場合 当該会員等

二 会員等がその受託した商品市場における取引（その委託の取次ぎを受託した者（以下この条において「取次者」という。）から受託したものを除く。）を行う場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該取引の委託者（会員等に対して商品市場における取引を委託した者であつて取次者でないものをいう。次項において同じ。）

三 会員等がその受託した商品市場における取引（第三項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託したものに限り。）を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。） 当該取次者

四 会員等がその受託した商品市場における取引（取次者から受託したものに限り。）を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。） 当該取引の委託の取次ぎの委託をした者（以下この条において「取次委託者」という。）

2 会員等は、商品市場における取引の受託について、主務省令で定めるところにより、委託者又は取次者（当該取引が、次項の規定に基づく取引証拠金の預託を取次委託者から受けていない取次者から受託したものである場合に於ては、取次委託者）の承諾を得て、その者をして、当該会員等に委託証拠金を預託させることができる。

3 取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎの受託について、主務省令で定めるところにより、取次委託者の承諾を得て、その者をして、当該取次者に取引証拠金を預託させることができる。

4 商品取引所は、主務省令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならない。

5 第一項の取引証拠金、第二項の委託証拠金及び第三項の取次証拠金は、第百一条第三項に規定する有価証券又は当該商品取引所若しくは他の商品取引所の開設する商品市場における取引の決済のため受渡しの目的物とすることができる当該商品市場の上場商品の保管を証する倉荷証券をもつて、これに充てることができる。

6 第百一条第四項の規定は、前項の有価証券又は倉荷証券の充用価格について準用する。

7 第二項又は第三項の場合において、第二項の会員等又は第三項の取次者（以下この項及び第十項において「会員等又は取次者」という。）は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けて、銀行その他の主務省令で定める金融機関（以下この条において「銀行等」という。）と当該会員等又は取次者のために所要の取引証拠金に相当する金額が商品取引所の指示に応じて当該商品取引所に預託される旨の契約を締結して、その旨を当該商品取引所に届け出ることができる。

8 第一項第一号に掲げる場合（会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う場合に限る。）又は同項第二号若しくは第四号に掲げる場合において、同項第一号に定める会員等、同項第二号に定める取引の委託者又は同項第四号に定める取次委託者（以下この条において「会員等、取引の委託者又は取次委託者」という。）は、主務省令で定めるところにより、銀行等と当該会員等、取引の委託者又は取次委託者のために所要の取引証拠金に相当する金額が商品取引所

の指示に応じて当該商品取引所に預託される旨の契約を締結して、その旨を当該商品取引所に届け出ることができる。

9 前二項の場合において、当該商品取引所は、当該契約の効力の存する間に限り、当該契約において当該商品取引所に預託されることとなつてゐる金額に相当する取引証拠金の全部又は一部については、その預託を猶予することができる。

10 商品取引所は、商品市場における取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため必要があると認めるときは、会員等又は取次者と第七項の契約を締結した銀行等又は当該会員等又は取次者に對し、所要の取引証拠金に相当する金額又は前項の規定により預託を猶予した取引証拠金を当該商品取引所に預託すべき旨を指示しなければならない。

11 商品取引所は、商品市場における取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、会員等、取引の委託者又は取次委託者と第八項の契約を締結した銀行等又は当該会員等、取引の委託者又は取次委託者に對し、所要の取引証拠金に相当する金額又は第九項の規定により預託を猶予した取引証拠金を当該商品取引所に預託すべき旨を指示しなければならない。

第百四条 上場商品の格付の方法、格付表その他格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

2 前項の場合において、商品市場における取引のために、当該上場商品の等級について定められた国定規格があるときは、商品取引所は、これに従わなければならない。

3 会員等は、商品取引所が業務規程で定めるところにより行う格付に従わなければならない。

4 商品取引所は、格付人を選任する必要がある場合においては、当該商品取引所の会員等以外の者のうちから選任しなければならない。

5 前項の格付人は、商品取引所の使用人としなければならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(取引の決済)

第百五条 商品市場における取引の決済は、定款で定めるところにより、商品市場ごとに、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 商品取引所を経て行う方法

二 商品取引所が第百七十三条第一項の承認を受けてその開設する商品市場における取引に基づく債務の引受けを行う方法

三 商品取引清算機関が商品市場における取引に基づく債務の引受けを行う方法（前号に掲げる方法を除く。）

(取引の決済の繰延べの禁止)

第百六条 商品市場における取引は、商品取引所の格付の遅延その他商品取引所（前条第三号に掲げる方法による決済を行う商品市場にあつては、当該商品市場について商品取引債務引受業を行う商品取引清算機関を含む。）につき生じた事由による場合を除くほか、その履行期を繰り延べて決済してはならない。

(取引の臨時的開始等の届出)

第百七条 商品取引所は、商品市場ごとに、商品市場を開設することができることとなつた日以後最初にその取引を行つたとき、及び臨時に取引を開始し、若しくは終了し、又はその停止をし、若しくはその停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(債務不履行による損害賠償)

第百八条 会員等（第百五条第二号又は第三号に掲げる方法による決済を行う場合にあつては、清算参加者である会員等に限る。以下この条において同じ。）が商品市場における取引に基づく債務の不履行により他の会員等又は商品取引清算機関に損害を与えたときは、その損害を受けた会員等又は商品取引清算機関は、その損害を与えた会員等の当該取引に係る商品市場についての信託金及び当該取引についての取引証拠金（自己の計算による取引についてのものに限る。）について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 第百一条第五項の規定による取引委託者が優先弁済を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、同項の信託金についての会員等又は商品取引清算機関の権利に對して優先する。

(特別担保金)

第百九条 第百五条第一号に掲げる方法による決済を行う場合において、商品取引所は、定款で定めるところにより、会員等をして、当該会員等が取引をする商品市場ごとに特別担保金を預託させることができる。

2 会員等は、商品市場における取引に基づく債務の不履行による債権に關し、前条第一項の規定により同項に規定する信託金及び取引証拠金について弁済を受け、なお不足があるときは、当該取引の相手方たる会員等の当該商品市場についての特別担保金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

3 会員等は、前項の規定により同項の特別担保金について弁済を受け、なお不足があるときは、他の会員等の当該商品市場についての特別担保金について、その特別担保金の額に應じて、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。ただし、その不足する額に、その会員等の当該商品市場についての特別担保金の額の同項に規定する取引の相手方たる会員等以外の会員等の当該商品市場についての特別担保金の総額に對する割合を乗じて得た額をその不足する額から控除した残額の範囲内に限る。

4 前項の規定による弁済があつたときは、同項に規定する他の会員等は、第二項に規定する取引の相手方たる会員等に對し、求償権を有する。

(信託金等の運用方法)

第百十條 商品取引所は、国債の保有その他主務省令で定める方法によるほか、信託金又は特別担保金として預託を受けたものを運用することができる。

(総取引高等の公表)

第百十一條 商品取引所は、主務省令で定めるところにより、その開設する商品市場における次に掲げる事項について、速やかに、その会員等に通知し、公表しなければならない。

一 毎日の総取引高

二 取引の成立した対価の額又は約定価格若しくは約定数値（以下「約定価格等」という。）であつて主務省令で定めるもの

(相場、取引高等の報告)

第百十二條 商品取引所は、主務省令で定めるところにより、その開設する商品市場における次に掲げる事項について、主務大臣に報告しなければならない。

一 毎日及び毎月の相場及び取引高その他の主務省令で定める事項

二 一の会員等の自己の計算による取引であつて決済を結了していないものの毎日の数量が商品市場ごとに主務省令で定める数量を超えている場合その他その商品市場における取引の状況が主務省令で定める要件に該当している場合における当該会員等の名称、当該数量その他の主務省令で定める事項

(脱退前又は取引資格の喪失前にした取引の決済の結了)

第百十三條 会員が会員商品取引所から脱退した場合又は取引参加者が株式会社商品取引所の取引資格を喪失した場合において、その会員又は取引参加者が商品市場における取引の決済を結了していないときは、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十条又は第八十三条の規定により承継する者がある場合を除き、商品取引所は、定款で定めるところにより、本人若しくはその決済が結了していない取引に係る権利及び義務を承継した者（以下この条において「承継者」という。）又は他の会員等（当該商品市場において取引をすることができる他の会員等に限る。以下この条において同じ。）をして当該取引の決済を結了させなければならない。

2 前項の場合においては、本人又はその承継者（会員又は取引参加者であるものを除く。）は、当該取引の決済を結了する目的の範囲内において、会員又は取引参加者とみなす。

3 第一項の規定により商品取引所が他の会員等をして当該取引の決済を結了させるときは、本人又はその承継者と当該会員等との間には委任契約が成立しているものとみなす。

(取引の停止の場合における取引の決済の終了)
第一百四条 前条の規定は、会員等の商品市場における取引がこの法律又は商品取引所の定款で定めるところにより停止された場合に準用する。

(帳簿の区分経理及び保存)

第一百五条 会員等は、主務省令で定めるところにより、商品市場における取引について、その他の取引と帳簿上区分して経理し、かつ、帳簿その他業務に関する書類を保存しておかなければならない。

(仮装取引、なれ合い取引等の禁止)

第一百六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品市場における取引に関し、上場商品の所有権（電力にあつては、電力の供給を受ける権利）の移転を目的としない売買取引をすること。
 二 商品市場における取引に関し、仮装の取引をし、又は偽つて自己の名を用いず取引をすること。

三 商品市場における取引に関し、自己のする取引の申込みと同時期に、それと同一の対価の額又は約定価格等において、他人が当該取引を成立させることのできる申込みをすることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。
 四 商品市場における取引に関し、単独で又は他人と共同して、当該商品市場における取引が繁盛であると誤解させるべき一連の取引又は当該商品市場における相場を変動させるべき一連の取引をすること。

五 前各号のいずれかに掲げる行為の委託をし、又はその受託をし、若しくはその委託の取次ぎを受託すること。
 六 商品市場における取引をする場合に、当該商品市場における相場を変動させる目的をもつて、商品市場外で上場商品構成品等の売買その他の取引をすること。

七 商品市場における取引に関し、商品市場における相場が自己又は他人の市場操作によつて変動すべき旨を流布すること。
 八 商品市場における取引をする場合に、重要な事項について虚偽の表示又は誤解を生ぜしむべき表示を故意にすること。

(仮装取引等をした者の損害賠償責任)

第一百七条 前条の規定に違反した者は、当該違反行為により形成された対価の額又は約定価格等により当該商品市場における取引又はその委託をした者が当該取引又は委託につき受けた損害を賠償する責めに任ずる。

2 前項の規定による賠償の請求権は、請求権者が前条の規定に違反する行為があつたことを知つた時から一年間又は当該行為があつた時から三年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。

(会員等の取引の制限等)

第一百八条 主務大臣は、商品市場において、買占め、売崩しその他の方法により過大な数量の取引が行われ若しくは行われるおそれがあり、又は不当な対価の額若しくは約定価格等が形成され若しくは形成されるおそれがある場合において、商品市場における秩序を維持し、かつ、公益を保護するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対して、当該各号に定める事項を命ずることができる。

一 会員等 商品市場における取引又はその受託の制限
 二 商品取引所 当該商品取引所の開設する商品市場における相場の変動又は決済を結了していない取引の数量を制限する措置を講ずること、取引証拠金の額の変更その他商品市場における取引の公正を確保するための事項として主務省令で定める事項
 三 商品取引清算機関 取引証拠金の額の変更その他商品市場における取引の公正を確保するための事項として主務省令で定める事項

(受託契約準則)

第一百九条 商品取引所は、その受託契約準則において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

一 商品市場における取引等（商品清算取引を除く。第三号において同じ。）の受託の条件
 二 受渡しその他の決済の方法
 三 前二号に掲げる事項のほか、商品市場における取引等の受託に関し必要な事項
 (紛争の処理)

第二十條 商品取引所は、当該商品取引所の商品市場における取引に関して会員等の間、商品先物取引業者の間又は商品先物取引業者と委託者との間に生じた紛争について当事者である会員等、商品先物取引業者又は委託者から仲介の申出があつたときは、紛争処理規程で定めるところにより、仲介を行うものとする。

2 商品取引所は、その紛争処理規程において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

一 仲介の申出手続
 二 仲介の方法
 三 前二号に掲げる事項のほか、仲介に関し必要な事項

第五節 組織変更

(会員商品取引所から株式会社商品取引所への組織変更)

第二百一一条 会員商品取引所は、その組織を変更して株式会社商品取引所になることができる。

(組織変更計画)
第二百二条 会員商品取引所は、前条の組織変更（以下この節において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、会員総会の決議によつて、その承認を受けなければならない。

2 第六十一条の規定は、前項の決議について準用する。

3 第一項の会員総会の招集は、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会社（以下「組織変更後株式会社商品取引所」という。）の定款を示してしなければならない。

4 会員商品取引所が組織変更をする場合には、当該会員商品取引所は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後株式会社商品取引所の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
 二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社商品取引所の定款で定める事項
 三 組織変更後株式会社商品取引所の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称
 四 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 組織変更後株式会社商品取引所が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社商品取引所の会計参与の氏名又は名称
 ロ 組織変更後株式会社商品取引所が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 組織変更後株式会社商品取引所の監査役の氏名

五 組織変更をする会員商品取引所の会員が組織変更の際して取得する組織変更後株式会社商品取引所の株式の数（組織変更後株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法
 六 組織変更をする会員商品取引所の会員に対する前号の株式の割当てに関する事項
 七 組織変更後株式会社商品取引所が組織変更の際して組織変更をする会員商品取引所の会員に対してその持分に代わる金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八 前号に規定する場合には、組織変更をする会員商品取引所の会員に対する同号の金銭の割当てに関する事項
 九 組織変更後株式会社商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項
 十 組織変更がその効力を生ずべき日（以下この節において「効力発生日」という。）

十一 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

5 組織変更後株式会社商品取引所が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項（組織変更後株式会社商品取引所の取締役に係る事項に限る。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

（組織変更計画に関する書面の備置き及び閲覧等）

第百二十三条 組織変更をする会員商品取引所は、前条第一項の会員総会の会議開催日の十日前から組織変更の効力が生ずる日の前日までの間、組織変更計画の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 組織変更をする会員商品取引所の会員及び債権者は、会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更をする会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 組織変更をする会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（債権者の異議）

第百二十四条 組織変更をする会員商品取引所の債権者は、当該会員商品取引所に対し、組織変更について異議を述べることができる。

2 組織変更をする会員商品取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、組織変更をする会員商品取引所が同項の規定による公告を、官報のほか、第十一条第六項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする会員商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（組織変更手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等）

第百二十五条 組織変更後株式会社商品取引所は、組織変更の効力が生じた日から六月間、第二百三十三条第一項の書面又は電磁的記録及び前条の規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を本店に備え置かなければならない。

2 組織変更後株式会社商品取引所の株主及び債権者は、組織変更後株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 組織変更後株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（会員への株式の割当て）

第百二十六条 会員商品取引所の会員は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社商品取引所の株式又は金銭の割当てを受けるものとする。

2 会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定により株式又は金銭の割当てを受ける場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（資本金として計上すべき額）

第百二十七条 組織変更後株式会社商品取引所の資本金として計上すべき額については、主務省令で定める。

（資本準備金として計上すべき額等）

第百二十八条 組織変更の際して資本準備金として計上すべき額その他組織変更の際しての計算に關し必要な事項は、主務省令で定める。

（組織変更における株式の発行）

第百二十九条 会員商品取引所は、第二百二十六条第一項の規定による株式の割当てを行うほか、組織変更の際して、組織変更後株式会社商品取引所の株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 この条の規定により発行する株式（以下この節において「組織変更時発行株式」という。）の数（種類株式発行会社にあつては、組織変更時発行株式の種類及び数。以下この節において同じ。）

二 組織変更時発行株式の払込金額（組織変更時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）又はその算定方法

三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四 組織変更時発行株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日

五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（組織変更時発行株式の申込み等）

第百三十条 会員商品取引所は、組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 組織変更後株式会社商品取引所の商号

二 前条各号に掲げる事項

三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

2 組織変更時発行株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を会員商品取引所に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする組織変更時発行株式の数

3 前項の申込みをする者は、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 会員商品取引所は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下この節において「申込者」という。）に通知しなければならない。

5 会員商品取引所が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該会員商品取引所に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（組織変更時発行株式の割当て）

第百三十一条 会員商品取引所は、申込者の中から組織変更時発行株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる組織変更時発行株式の数を定めなければならない。この場合において、会員商品取引所は、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2 会員商品取引所は、第百二十九条第四号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を通知しなければならない。

（組織変更時発行株式の引受け）

第百三十一条の二 申込者は、会員商品取引所の割り当てた組織変更時発行株式の数について組織変更時発行株式の引受人となる。

（出資の履行）

第百三十一条の三 組織変更時発行株式の引受人（第百二十九条第三号の財産（以下この節において「現物出資財産」という。）を給付する者を除く。）は、同条第四号の期日に、会員商品取引所が定めた銀行等（会社法第三十四条第二項に規定する銀行等をいう。）の払込みの取扱いの場所において、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額を払い込まなければならない。

2 組織変更時発行株式の引受人（現物出資財産を給付する者に限る。）は、第百二十九条第四号の期日に、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならない。

3 組織変更時発行株式の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付（以下この節において「出資の履行」という。）をする債務と会員商品取引所に対する債権とを相殺することができない。

4 出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利の譲渡は、組織変更後株式会社商品取引所に対抗することができない。

5 組織変更時発行株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利を失う。

（株主となる時期）

第百三十一条の四 組織変更時発行株式の引受人は、組織変更の効力が生じた日に、出資の履行をした組織変更時発行株式の株主となる。

（引受けの無効又は取消しの制限）

第百三十一条の五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十三条第一項ただし書及び第九十四条第一項の規定は、組織変更時発行株式の引受けの申込み及び割当てに係る意思表示については、適用しない。

2 組織変更時発行株式の引受人は、組織変更の効力が生じた日から一年を経過した後又はその株式について権利行使した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として組織変更時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

（金銭以外の財産を出資の目的とする場合についての会社法の準用）

第百三十一条の六 会社法第二百七条、第二百十二条（第一項第一号を除く。）、第二百十三条（第一項第一号及び第三号を除く。）、第八百六十八條第一項、第八百七十条第一項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百

七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第百二十九条第三号に規定する場合について準用する。この場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百二十二条第一項第二号及び第二百九十九条第一項第三号とあるのは「商品先物取引法第百二十九条第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三條第一項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七条第八項及び第二百二十二条第二項中「申込み又は第二百五条第一項の契約」とあるのは「申込み」と、同法第二百七条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「会員商品取引所の理事長、理事若しくは監事」と、同法第二百二十二条第一項第二号中「第百九条第一項」とあるのは「商品先物取引法第百三十一条の四」と、同法第八百七十条第一項第四号中「第百九十九条第一項第三号又は第二百三十六條第一項第三号」とあるのは「商品先物取引法第百二十九条第三号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（出資の履行を仮装した場合の組織変更時発行株式の引受人の責任等についての会社法の準用）

第百三十一条の七 会社法第二百九条第二項及び第三項、第二百十三條の二並びに第二百十三條の三の規定は、組織変更時発行株式について準用する。この場合において、同法第二百十三條の二第一項第一号中「第二百八条第一項」とあるのは「商品先物取引法第百三十一条の三第一項」と、同項第二号中「第二百八条第二項」とあるのは「商品先物取引法第百三十一条の三第二項」と、同法第二百十三條の三第一項中「取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。）」とあるのは「会員商品取引所の理事長又は理事」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組織変更の認可）

第百三十二条 組織変更は、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、組織変更後株式会社商品取引所について第七十九条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、組織変更計画の内容を記載した書面、組織変更後株式会社商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書面を添付しなければならない。

（認可基準）

第百三十三条 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 組織変更後株式会社商品取引所の資本金の額が第八十条第一項第一号の政令で定める金額以上であること。

二 組織変更後株式会社商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、取引参加者の資格、取引参加者の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

三 組織変更後株式会社商品取引所が商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

四 組織変更後株式会社商品取引所が株式会社商品取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

2 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の認可をしてはならない。

一 組織変更後株式会社商品取引所の役員のうち第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者があるとき。

- 二 申請書又はこれに添付すべき書面のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。
 - 三 第十五条第五項から第九項までの規定は、前条第一項の認可について準用する。
 - 四 前条第一項の認可を受けて組織変更が行われた株式会社は、当該組織変更の時に、第七十八条の許可を受けたものとみなす。
 - 五 組織変更をする会員商品取引所が開設していた商品市場において取引をしていた会員であつて、組織変更後株式会社商品取引所が開設する当該商品市場と同一の商品市場（同一の上場商品又は上場商品指数について同一の取引の方法により取引を行う商品市場をいう。第四百九十九条第二項及び第四項において同じ。）において取引をしようとする者は、組織変更の時に、その商品市場における第八十二条第一項の取引資格を与えられたものとみなす。
- （登記）
- 第三百三十四条** 会員商品取引所が組織変更をしたときは、組織変更の効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、組織変更をする会員商品取引所については解散の登記をし、組織変更後株式会社商品取引所については設立の登記をしなければならない。
- 二 前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。
 - 一 組織変更計画書
 - 二 定款
 - 三 組織変更をする会員商品取引所の組織変更会員総会の議事録
 - 四 組織変更後株式会社商品取引所の取締役（組織変更後株式会社商品取引所が監査役設置会社（監査役の監査を会計に関するものに限定する旨の定款のある株式会社を含む。）である場合にあっては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面
 - 五 組織変更後株式会社商品取引所の会員商品取引所に現に存する純資産額を証する書面
 - 六 組織変更後株式会社商品取引所の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面
 - 七 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面
 - 八 第二百二十四条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
 - 九 第二百二十九条の規定により組織変更の際して株式を発行したときは、次に掲げる書面
 - イ 株式の引受けの申込みを証する書面
 - ロ 金銭を出資の目的とするときは、第三百三十一条の三第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面
 - ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面
 - （一） 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類
 - （二） 第三百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面
 - （三） 第三百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類
 - （四） 第三百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿
- ニ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本
- 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は、第一項の会員商品取引所の組織変更の登記について準用する。

- （組織変更の効力の発生等）
- 第三百三十五条** 組織変更をする会員商品取引所は、効力発生日又は第三百三十二条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、株式会社商品取引所となる。
- 二 組織変更をする会員商品取引所は、組織変更の効力が生じた日に、第二百二十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。
 - 三 組織変更をする会員商品取引所の会員は、組織変更の効力が生じた日に、第二百二十二条第四項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。
 - 四 前三項の規定は、第二百二十四条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。
- 第三百三十六条** 削除
- （組織変更の無効の訴え）
- 第三百三十七条** 会社法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六から第八百三十九条まで、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、同項中「各会社の本店」とあるのは、「株式会社商品取引所の本店及び会員商品取引所の主たる事務所」と読み替えるものとする。
- （政令への委任）
- 第三百三十八条** この法律に定めるもののほか、商品取引所の組織変更に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第六節 合併**
- 第一款 総則**
- 第三百三十九条** 会員商品取引所は、他の会員商品取引所又は株式会社商品取引所と合併をすることができる。この場合においては、合併をする商品取引所は、合併契約を締結しなければならない。
- 二 会員商品取引所が吸収合併（商品取引所が他の商品取引所とする合併であつて、合併により消滅する商品取引所（以下この節において「吸収合併消滅商品取引所」という。）の権利義務の全部を合併後存続する商品取引所（以下この節において「吸収合併存続商品取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）又は新設合併（二以上の商品取引所がする合併であつて、合併により消滅する商品取引所（以下この節において「新設合併消滅商品取引所」という。）の権利義務の全部を合併により設立する商品取引所（以下この節において「新設合併設立商品取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併存続商品取引所又は新設合併設立商品取引所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者でなければならない。
 - 一 会員商品取引所と会員商品取引所とが合併する場合 会員商品取引所
 - 二 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが合併する場合 株式会社商品取引所
- 第二款** 会員商品取引所と会員商品取引所との合併
- （会員商品取引所と会員商品取引所との吸収合併契約）
- 第四百十条** 会員商品取引所と会員商品取引所とが吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 会員商品取引所である吸収合併存続商品取引所（以下この節において「吸収合併存続会員商品取引所」という。）及び会員商品取引所である吸収合併消滅商品取引所（以下この節において「吸収合併消滅会員商品取引所」という。）の名称及び住所
 - 二 吸収合併がその効力を生ずべき日（以下この節において「効力発生日」という。）
 - 三 前二号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

（会員商品取引所と会員商品取引所との新設合併契約）

第四百十一条 会員商品取引所と会員商品取引所とが新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 会員商品取引所である新設合併消滅商品取引所（以下この節において「新設合併消滅会員商品取引所」という。）の名称及び住所

二 会員商品取引所である新設合併設立商品取引所（以下この節において「新設合併設立会員商品取引所」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立会員商品取引所の定款で定める事項

四 新設合併設立会員商品取引所の設立に際して理事長、理事及び監事となる者の氏名

五 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

第三款 会員商品取引所と株式会社商品取引所との合併

第四百十二条 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式会社商品取引所である吸収合併存続商品取引所（以下この節において「吸収合併存続株式会社商品取引所」という。）の商号及び住所並びに吸収合併消滅会員商品取引所の名称及び住所

二 吸収合併存続株式会社商品取引所が吸収合併に際して吸収合併消滅会員商品取引所の会員に對してその持分に代わる株式等（株式又は金銭をいう。以下同じ。）を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が吸収合併存続株式会社商品取引所の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続株式会社商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅会員商品取引所の会員に對する同号の株式等の割当てに関する事項

四 効力発生日

五 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

第四百十三条 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併消滅会員商品取引所の名称及び住所並びに株式会社商品取引所である新設合併消滅商品取引所（以下この節において「新設合併消滅株式会社商品取引所」という。）の商号及び住所

二 株式会社商品取引所である新設合併設立商品取引所（以下この節において「新設合併設立株式会社商品取引所」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立株式会社商品取引所の定款で定める事項

四 新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して取締役となる者の氏名及びその設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称

五 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 新設合併設立株式会社商品取引所が会計参与設置会社である場合 新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して会計参与となる者の氏名又は名称

ロ 新設合併設立株式会社商品取引所が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して監査役となる者の氏名

六 新設合併設立株式会社商品取引所が新設合併に際して新設合併消滅会員商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に對して交付するその持分又は株式に代わる当該新

設合併設立株式会社商品取引所の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立株式会社商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

七 新設合併消滅会員商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社商品取引所の株主（新設合併消滅商品取引所を除く。）に對する前号の株式の割当てに関する事項

八 新設合併消滅株式会社商品取引所が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立株式会社商品取引所が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に對して交付する当該新株予約権に代わる当該新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権又は金銭についての次に掲げる事項

イ 当該新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者に對して新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ロ イに規定する場合において、イの新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新設合併設立株式会社商品取引所が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者に對して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

九 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者に對する同号の新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権又は金銭の割当てに関する事項

2 新設合併設立株式会社商品取引所が監査等委員会設置会社である場合には、前項第四号に掲げる事項（新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して取締役となる者に係る事項に限る。）は、新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して監査等委員である取締役となる者とそれ以外の取締役となる者とを區別して定めなければならない。

3 第一項に規定する場合において、新設合併消滅株式会社商品取引所の全部又は一部が種類株式発行会社であるときは、新設合併消滅株式会社商品取引所の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第七号に掲げる事項（新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に係る事項に限る。次項において同じ。）として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に對して新設合併設立株式会社商品取引所の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、新設合併設立株式会社商品取引所の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

4 第一項に規定する場合には、同項第七号に掲げる事項についての定めは、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主（新設合併消滅商品取引所及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種類の株式の数）に応じ、新設合併設立株式会社商品取引所の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

第四款 会員商品取引所の合併の手続

第四百十四条 吸収合併消滅会員商品取引所は、第四項の会員總會の日の十日前の日から吸収合併の効力が生ずる日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併消滅会員商品取引所の会員及び債権者は、吸収合併消滅会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
 - 3 吸収合併消滅会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
 - 4 吸収合併消滅会員商品取引所は、効力発生日の前日までに、会員総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。
 - 5 吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併消滅会員商品取引所の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併消滅会員商品取引所の会員は、吸収合併消滅会員商品取引所に對し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。
 - 6 第二百二十四条の規定は、吸収合併消滅会員商品取引所について準用する。
 - 7 吸収合併消滅会員商品取引所は、吸収合併存続会員商品取引所との合意により、効力発生日を変更することができる。
 - 8 前項の場合には、吸収合併消滅会員商品取引所は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合に於ては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。
 - 9 第七項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この節の規定を適用する。
- (吸収合併存続会員商品取引所の手続)
- 第四百四十四条の二** 吸収合併存続会員商品取引所は、次項の会員総会の日の前日（前日）から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日まで、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備置しなければならない。
- 2 吸収合併存続会員商品取引所は、効力発生日の前日までに、会員総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。
 - 3 吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続会員商品取引所の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続会員商品取引所の会員は、吸収合併存続会員商品取引所に對し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。
 - 4 第二百二十四条の規定は、吸収合併存続会員商品取引所について準用する。
 - 5 吸収合併存続会員商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続会員商品取引所が承継した吸収合併消滅会員商品取引所の権利義務その他の吸収合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。
 - 6 吸収合併存続会員商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備置しなければならない。
 - 7 吸収合併存続会員商品取引所の会員及び債権者は、吸収合併存続会員商品取引所に對して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項又は前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項又は前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 第一項又は前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
 - 8 吸収合併存続会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- (新設合併消滅会員商品取引所の手続)
- 第四百四十四条の三** 新設合併消滅会員商品取引所は、第四項の会員総会の日の前日（前日）から新設合併設立商品取引所の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備置しなければならない。
- 2 新設合併消滅会員商品取引所の会員及び債権者は、新設合併消滅会員商品取引所に對して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
 - 3 新設合併消滅会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
 - 4 新設合併消滅会員商品取引所は、会員総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。
 - 5 新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅会員商品取引所の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅会員商品取引所の会員は、新設合併消滅会員商品取引所に對し、当該新設合併をやめることを請求することができる。
 - 6 第二百二十四条の規定は、新設合併消滅会員商品取引所について準用する。
- (新設合併設立会員商品取引所の手続)
- 第四百四十四条の四** 第二節第一款（第七条、第八条、第十一条第二項、第四項及び第五項前段、第十六条第一項、第十九条、第二十条第二項、第二十一条から第二十五条まで並びに第二十七条を除く。）の規定は、新設合併設立会員商品取引所の設立については、適用しない。
- 2 新設合併設立会員商品取引所の定款は、新設合併消滅会員商品取引所が作成する。
 - 3 新設合併設立会員商品取引所は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立会員商品取引所が承継した新設合併消滅会員商品取引所の権利義務その他の新設合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。
 - 4 新設合併設立会員商品取引所は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備置しなければならない。
 - 5 新設合併設立会員商品取引所の会員及び債権者は、新設合併設立会員商品取引所に對して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
 - 6 新設合併設立会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第五款 株式会社商品取引所の合併の手続

第一目 吸収合併存続株式会社商品取引所の手続

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第四百四十四条の五 吸収合併存続株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併する場合における当該吸収合併存続株式会社商品取引所に限る。以下この目において同じ。)は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一 吸収合併契約について株主総会(種類株主総会を含む。)の決議によつてその承認を受けなければならぬときは、当該株主総会の日の二週間前の日

二 第四百四十四条の八第一項の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日

三 第四百四十四条の十一第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 吸収合併存続株式会社商品取引所の株主及び債権者は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 吸収合併存続株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(吸収合併契約の承認等)

第四百四十四条の六 吸収合併存続株式会社商品取引所は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2 次に掲げる場合には、取締役は、前項の株主総会において、その旨を説明しなければならない。

一 吸収合併存続株式会社商品取引所が承継する吸収合併消滅会員商品取引所の債務の額として主務省令で定める額(次号において「承継債務額」という。)が吸収合併存続株式会社商品取引所が承継する吸収合併消滅会員商品取引所の資産の額として主務省令で定める額(同号において「承継資産額」という。)を超える場合

二 吸収合併存続株式会社商品取引所が吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する金銭の額が承継資産額から承継債務額を控除して得た額を超える場合

3 承継する吸収合併消滅会員商品取引所の資産に吸収合併存続株式会社商品取引所の株式が含まれる場合には、取締役は、第一項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。

4 吸収合併存続株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合において、吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する株式等が吸収合併存続株式会社商品取引所の株式であるときは、吸収合併は、第四百四十二条第二号イの種類の株式(譲渡制限株式であつて、会社法第九十九条第四項の定款の定めがないものに限る。)の種類株主を構成員とする種類株主総会(当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会)の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

5 第一項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

6 前項の規定は、第四項の種類株主総会について準用する。

(吸収合併契約等の承認を要しない場合等)

第四百四十四条の七 前条第一項から第三項までの規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一(これを下回る割合を吸収合併存続株式会社商品取引所の定款で定めた場合にあっては、その割合)を超えない場合には、適用しない。ただし、同条第二項各号に掲げる場合又は吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する株式等の全部又は一部が吸収合併存続株式会社商品取引所の譲渡制限株式である場合であつて、吸収合併存続株式会社商品取引所が公開会社(会社法第二条第五号に規定する公開会社をいう。以下この節において同じ。)でないときは、この限りでない。

一 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する吸収合併存続株式会社商品取引所の株式の数に一株当たり純資産額(会社法第四百四十一条第二項に規定する一株当たり純資産額をいう。)を乗じて得た額

ロ 吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する金銭の額の合計額

二 吸収合併存続株式会社商品取引所の純資産額として主務省令で定める方法により算定される額

2 前項本文に規定する場合において、主務省令で定める数の株式(前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)を有する株主が次条第一項の規定による通知又は同条第二項の公告の日から二週間以内に吸収合併に反対する旨を吸収合併存続株式会社商品取引所に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

3 前条第五項の規定は、前項の株主総会について準用する。

(株主に対する通知)

第四百四十四条の八 吸収合併存続株式会社商品取引所は、効力発生日の二十日前までに、その株主に對し、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅会員商品取引所の名称及び住所(第四百四十四条の六第三項に規定する場合にあっては、同項の株式に関する事項を含む。)を通知しなければならない。

2 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

一 吸収合併存続株式会社商品取引所が公開会社である場合

二 吸収合併存続株式会社商品取引所が第四百四十四条の六第一項の株主総会の決議によつて吸収合併契約の承認を受けた場合

3 会社法第九百四十条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、吸収合併存続株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項の公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(吸収合併をやめることの請求)

第四百四十四条の九 吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続株式会社商品取引所の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続株式会社商品取引所の株主は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。ただし、第四百四十四条の七第一項本文に規定する場合(同条第二項に規定する場合を除く。)は、この限りでない。

(株式買取請求)

第四百四十四条の十 吸収合併をする場合には、反対株主は、吸収合併存続株式会社商品取引所に對し、自己の有する株式を公正な価格で買い取することを請求することができる。ただし、第四百四十四条の七第一項本文に規定する場合(同条第二項に規定する場合を除く。)は、この限りでない。

2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

一 吸収合併をするために株主総会(種類株主総会を含む。)の決議を要する場合 次に掲げる株主

イ 当該株主総会に先立つて当該吸収合併に反対する旨を当該吸収合併存続株式会社商品取引所に對し通知し、かつ、当該株主総会において当該吸収合併に反対した株主(当該株主総会において議決権を行使することができないものに限る。)

ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

二 前号に規定する場合以外の場合 すべての株主

三 会社法第七百九十七条第五項から第九項まで、第七百九十八条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(債権者の異議)

第四百四十四条の十一 吸収合併存続株式会社商品取引所の債権者は、吸収合併存続株式会社商品取引所に對し、吸収合併について異議を述べることができる。

2 吸収合併存続株式会社商品取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者(社債管理者(会社法第七百二条の社債管理者をいう。以下この条において同じ。))又は社債管理補助者(会社法第七百十四条の二の社債管理補助者をいう。以下この項において同じ。))がある場合にあつては、当該社債管理者又は社債管理補助者を含む。)には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨

二 吸収合併消滅会員商品取引所の名称及び住所

三 吸収合併存続株式会社商品取引所の計算書類に関する事項として主務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、吸収合併存続株式会社商品取引所が同項の規定による公告を、官報のほか、会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続株式会社商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相當の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相當の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 会社法第九百四十条第一項(第三号に係る部分に限る。))及び第三項の規定は、吸収合併存続株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第一項の規定により社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければならない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異議を述べることができる期間を伸長することができる。

8 前項の規定にかかわらず、社債管理者は、社債権者のために異議を述べることができる。ただし、会社法第七百二条の規定による委託に係る契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

9 会社法第八百六十八条第四項、第八百七十条第一項(第八号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第七項の申立てに係る事件について準用する。

(吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第四百四十四条の十二 吸収合併存続株式会社商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続株式会社商品取引所が承継した吸収合併消滅会員商品取引所の権利義務その他の吸収合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 吸収合併存続株式会社商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 吸収合併存続株式会社商品取引所の株主及び債権者は、吸収合併存続株式会社商品取引所に對して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 吸収合併存続株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第二目 新設合併消滅株式会社商品取引所の手続

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第四百四十四条の十三 新設合併消滅株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合における当該新設合併消滅株式会社商品取引所に限る。以下この目において同じ。)は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日までの間、新設合併契約の内容及その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一 次条第一項の株主総会の日の二週間前の日

二 新設合併契約について種類株主総会の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該種類株主総会の日の二週間前の日

三 第四百四十四条の十五第一項の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日

四 第四百四十四条の十九において準用する第四百四十四条の十一第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 新設合併消滅株式会社商品取引所の株主及び債権者は、新設合併消滅株式会社商品取引所に對して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 新設合併消滅株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(新設合併契約の承認)

第百四十四条の十四 新設合併消滅株式会社商品取引所は、株主総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

2 前項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、新設合併消滅株式会社商品取引所が公開会社である場合において、当該新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に対して交付する新設合併設立株式会社商品取引所の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、第一項の株主総会（種類株式発行会社の株主総会を除く。）の決議は、会社法第二百九条第三項に定める決議によらなければならない。

4 新設合併消滅株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合において、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に対して交付する新設合併設立株式会社商品取引所の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、当該新設合併は、当該譲渡制限株式の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

5 前項の種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

(株主等に対する通知)

第百四十四条の十五 新設合併消滅株式会社商品取引所は、前条第一項の株主総会の決議の日から二週間以内に、その株主及び登録株式質権者（会社法第二百四十九条第一項に規定する登録株式質権者をいう。）並びにその新株予約権者及び登録新株予約権質権者（同法第二百七十条第一項に規定する登録新株予約権質権者をいう。）に対し、新設合併をする旨並びに他の新設合併消滅商品取引所及び新設合併設立株式会社商品取引所の名称又は商号及び住所を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

3 会社法第九百四十条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、新設合併消滅株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項の公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設合併をやめることの請求)

第百四十四条の十六 新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。

(株式買取請求)

第百四十四条の十七 新設合併をする場合には、次に掲げる株主は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取することを請求することができる。

一 新設合併契約を承認するための株主総会（種類株主総会を含む。）に先立つて当該新設合併に反対する旨を当該新設合併消滅株式会社商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会にお

いて当該新設合併に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

2 会社法第八百六条第五項から第九項まで、第八百七条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新株予約権買取請求)

第百四十四条の十八 新設合併をする場合には、新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取することを請求することができる。

2 会社法第八百八条第五項から第十項まで、第八百九条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用規定)

第百四十四条の十九 第百四十四条の十一の規定は、新設合併消滅株式会社商品取引所について準用する。

第三目 新設合併設立株式会社商品取引所の手続

(株式会社商品取引所の設立の特則)

第百四十四条の二十 会社法第二編第一章（第二十七条（第四号及び第五号を除く。）、第二十九条、第三十一条、第三十七条第三項、第三十九条及び第四十七号から第四十九号までを除く。）の規定は、新設合併設立株式会社商品取引所（会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合における当該新設合併設立株式会社商品取引所に限る。以下この目において同じ。）の設立については、適用しない。

2 新設合併設立株式会社商品取引所の定款は、新設合併消滅商品取引所が作成する。

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第百四十四条の二十一 新設合併設立株式会社商品取引所は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立株式会社商品取引所が承継した新設合併消滅商品取引所の権利義務その他の新設合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 新設合併設立株式会社商品取引所は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 新設合併設立株式会社商品取引所の株主及び債権者は、新設合併設立株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供するものの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 新設合併設立株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第六款 合併の効力の発生等 (合併の認可)

第四百四十五条 商品取引所を全部又は一部の当事者とする合併（合併後存続する者又は合併により設立される者が商品取引所であるものに限る。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する商品取引所又は合併により設立される商品取引所（以下「合併後の商品取引所」という。）について次に掲げる事項（合併後の商品取引所が会員商品取引所である場合にあっては、第二号に掲げるものを除く。）を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 名称又は商号
- 二 資本金の額
- 三 事務所又は本店、支店その他の営業所の所在地
- 四 上場商品又は上場商品指数
- 五 役員の名又は名称及び住所
- 六 会員等の氏名又は商号若しくは名称及び会員等が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数

3 前項の申請書には、合併契約の内容を記載した書面、合併後の商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書面を添付しなければならない。

(認可基準)

第四百四十六条 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次に掲げる基準（合併後の商品取引所が会員商品取引所である場合にあっては、第一号及び第六号に掲げるものを除く。）に適合していることを認めるときは、認可をしなければならない。

- 一 合併後の商品取引所の資本金の額が第八十条第一項第一号の政令で定める金額以上であること。
- 二 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上場商品構成成品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品取引所が合併により存続すること又は当該先物取引をする商品取引所を合併により設立することが当該上場商品構成成品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。
- 三 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあっては、上場商品構成成品の売買等を業として行っている者の取引の状況その他の当該上場商品構成成品に係る経済活動の状況に照らして、当該上場商品構成成品を一つの商品市場で取引することが適当であることとして政令で定める基準に適合すること。
- 四 二以上の商品指数を一つの上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあっては、当該二以上の商品指数の対象となる物品又は電力の大部分が共通していること。
- 五 合併後の商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、会員等の資格、会員等の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。
- 六 合併後の商品取引所が商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。
- 七 合併後の商品取引所が商品取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

八 合併後の商品取引所において、合併により消滅する商品取引所の開設している商品市場における取引に関する業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

2 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の認可をしてはならない。

一 合併後の商品取引所の役員のうち第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者があるとき。

二 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3 主務大臣は、商品取引所の存続期間（株式会社商品取引所にあつては、株式会社商品取引所としての存続期間）又は商品市場の開設期限が定款（株式会社商品取引所にあつては、業務規程）に記載され、又は記録されている前条第一項の認可の申請があつた場合においては、第一項第二号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成成品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品取引所が合併により存続すること又は当該先物取引をする商品取引所を合併により設立することが当該上場商品構成成品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第三号及び第四号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

4 第十五条第五項から第十一項までの規定は、前条第一項の認可について準用する。この場合において、第十五条第十項中「第三号」とあるのは、「第六号」と読み替えるものとする。

(吸収合併の登記)

第四百四十七条 会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併存続商品取引所が会員商品取引所であるときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併存続商品取引所については変更の登記をしなければならない。

2 会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併存続商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併存続商品取引所については変更の登記をしなければならない。

(新設合併の登記)

第四百四十七条の二 会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が会員商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併消滅商品取引所については解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしなければならない。この場合における第二十條第二項の適用については、同項中「前項」とあるのは、「新設合併設立商品取引所についての設立」とする。

- 一 第四百四十四条の三第四項の会員総会の決議の日
- 二 第四百四十四条の三第六項において準用する第二百二十四条の規定による手続が終了した日
- 三 新設合併消滅商品取引所が合意により定めた日
- 四 第四百四十五条第一項の認可を受けた日

2 会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、新設合併消滅商品取引所については解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしなければならない。

- 一 第四百四十四条の十四第一項の株主総会の決議の日
- 二 新設合併をするために種類株主総会の決議を要するときは、当該決議の日
- 三 第四百四十四条の十五第一項の規定による通知又は同条第二項の公告をした日から二十日を経過した日
- 四 第四百四十四条の十九において準用する第四百四十四条の十一の手続が終了した日
- 五 前項各号に掲げる日

（合併の効力の発生等）

第四百十八條 吸収合併存続商品取引所は、効力発生日又は第四百五十五條第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、吸収合併消滅商品取引所の権利義務（当該商品取引所がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。第三項において同じ。）を承継する。

2 吸収合併消滅商品取引所の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

3 新設合併設立商品取引所は、その成立の日に、新設合併消滅商品取引所の権利義務を承継する。

4 次の各号に掲げる規定に規定する場合には、吸収合併消滅会員商品取引所若しくは新設合併消滅会員商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社商品取引所の株主は、吸収合併の効力が生じた日又は新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日に、当該各号に定める事項についての定めに従い、次の各号に掲げる規定の株式の株主となる。

一 第四百二十二條第二号イ 同条第三号に掲げる事項

二 第四百四十二條第二号イ 同条第七号に掲げる事項

5 新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権は、新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日に、消滅する。

第四百十九條 第四百五十五條第一項の認可を受けて設立された者は、当該設立の時に、第九條又は第七十八條の許可を受けたものとみなす。

2 合併後の商品取引所は、吸収合併消滅商品取引所又は新設合併消滅商品取引所の商品市場において成立した取引であつて決済を結了していないものは、当該取引に係る商品市場と同一の商品市場（政令で定める同種の商品市場を含む。）を開設する場合を除き、当該取引の決済を結了する目的の範囲内において、吸収合併消滅商品取引所又は新設合併消滅商品取引所の商品市場と同一の商品市場を開設しなければならない。

3 第五條第一項の規定は、合併後の商品取引所が前項の規定により商品市場を開設する場合に、適用しない。

4 吸収合併消滅商品取引所又は新設合併消滅商品取引所の商品市場において成立した取引であつて決済を結了していないものは、合併後の商品取引所の当該商品市場と同一の商品市場（政令で定める同種の商品市場を含む。）において同一の条件で成立した取引とみなす。

（一に満たない端数の処理等）

第五百十條 会社法第二百三十四條第一項から第五項まで、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十一條、第八百七十四條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第四百四十二條の吸収合併及び第四百四十三條第一項の新設合併について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（株券等の提出）

第五百十一條 会社法第二百十九條第一項（第六号に係る部分に限る。）、第二項（第四号に係る部分に限る。）、及び第三項、第二百二十條並びに第二百九十三條第二項（第三号に係る部分に限る。）、第二項（第四号に係る部分に限る。）、第三項及び第五項の規定は、新設合併消滅株式会社商品取引所について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第九百四十條第一項（第一号に係る部分に限る。）、及び第三項の規定は新設合併消滅株式会社商品取引所が同法第九百三十九條第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百十九條第一項又は第二百九十三條第一項の規定による公告をする場合について、同法第九百四十條第一項（第三号に係る部分に限る。）、及び第三項の規定は新設合併消滅株式会社商品取引所が同法第九百三十九條第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百二十條第一項（前項において準用する同法第二百九十三條第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第五百十四條第二項（第三号に係る部分に限る。）、及び第二百七十二條第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、新設合併設立株式会社商品取引所について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（商業登記法の準用）

第五百十二條 商業登記法第七十九條、第八十條（第二号、第六号、第九号及び第十号を除く。）、第八十一條（第三号、第六号、第九号及び第十号を除く。）、第八十二條及び第八十三條の規定は、第四百三十九條第二項第一号に掲げる場合における合併による会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九條中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第八十條第四号中「資本金の額」とあるのは「出資の総額」と、同条第五号及び同法第八十一條第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同法第八十條第七号中「吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあっては、その定めによる手続）」があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併をする会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十一條中「次の書面」とあるのは「一次の書面及び代表権を有する者の資格を証する書面」と、同条第七号中「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあっては、その定めによる手続）」があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十二條第二項及び第八十三條中「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 商業登記法第七十九條、第八十條（第六号、第九号及び第十号を除く。）、及び第八十一條から第八十三條までの規定は、第四百三十九條第二項第二号に掲げる場合における合併による会員商品取引所及び株式会社商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九條中「商号及び本店」とあるのは「名称又は商号及び主たる事務所又は本店」と、同法第八十條第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同条第七号中「吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあっては、その定めによる手続）」があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併消滅会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十一條第五号中「本店」とあるのは「本店又は事務所」と、同条第七号中「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあっては、その定めによる手続）」があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（合併の無効の訴え）

第五百十三條 会社法第八百二十八條第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、第八百四十六條並びに第九百三十七條第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、の規定は第四百三十九條第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第六項、第八百七十四條第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百七十五條の二、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する。同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七條第三項中「各会社の本店」とあるのは、「各株式会社商品取引所の本店又は各会員商品取引所の主たる事務所」と読み替えるものとする。

（政令等への委任）

第五百十四條 この法律に定めるもののほか、商品取引所の合併に関し必要な事項は、政令で定める。

2 合併に際して資本準備金として計上すべき額その他合併に際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第七節 監督

(定款の変更)

第一百五十五条 商品取引所の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 商品取引所は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付し、主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、会員商品取引所から第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 商品市場の開設に係るもの（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる基準

イ 当該商品市場を開設しようとする会員商品取引所の会員であつて当該商品市場において取引をしようとするもの及び当該会員商品取引所の会員になろうとする者であつて当該商品市場において取引をしようとするもの（その出資の全額の払込みが終了した者に限る。）の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半数の者が第十条第二項各号に定める者であること。

ロ 第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる基準

二 期限付商品市場（定款に存続期間が記載され、若しくは記録されている会員商品取引所の商品市場又は定款に開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。以下この条において同じ。）の開設に係るもの 次に掲げる基準

イ 前号イに掲げる基準

ロ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成成分等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成成分等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ハ 第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる基準

三 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものを除く。）又は会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の廃止に係るもの 第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる基準

四 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものに限る。）期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間に係るもの 次に掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成成分等の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更を行うことが当該上場商品構成成分等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ 第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる基準

五 前各号に掲げるものの以外のも 第十五条第一項第四号に掲げる基準

4 主務大臣は、株式会社商品取引所から第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が第八十条第一項第六号に掲げる基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

5 主務大臣は、会員商品取引所についての第一項の認可をする場合においては、第三項第二号ロ及びハ（第十五条第一項第四号に係る部分を除く。）並びに第三項第四号イ及びロ（同条第一項第四号に係る部分を除く。）に掲げる基準の適用については、当該基準を適用すべき申請に係る会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限までの間又は範囲変更期間について判断して行うものとする。

6 会員商品取引所についての第一項の認可であつて次の各号に掲げる事項に係るものについては、当該各号に定める規定を準用する。

一 商品市場の開設若しくは商品市場に関する第十一条第二項第十三号に掲げる事項の変更（次号に掲げるものを除く。）会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の廃止又は会員の数の最高限度の設定、変更若しくは廃止 第十五条第五項から第九項までの規定

二 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものに限る。）期限付商品市場の開設若しくは期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更 第十五条第五項から第十一項までの規定

7 主務大臣は、会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限又は範囲変更期間の廃止に係る第一項の認可に当たつては、当該認可までの間の当該会員商品取引所又は当該商品市場における取引の状況について勘案しなければならない。

8 主務大臣は、第一項の認可の申請が上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係るものである場合においては、第三百五十二条（第八号に係る部分に限る。）の規定による公示があつた日から三月を経過した後でなければ、同項の認可をしてはならない。

（業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更）

第一百五十六条 商品取引所の業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、業務規程の軽微な変更であつて主務省令で定めるものについては、この限りでない。

2 商品取引所は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

3 商品取引所は、第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請（株式会社商品取引所の業務規程に係るものを除く。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 会員商品取引所に係るもの 第十五条第一項第四号に掲げる基準

二 株式会社商品取引所に係るもの 第八十条第一項第六号に掲げる基準

5 主務大臣は、第一項の認可の申請が株式会社商品取引所の業務規程に係るものである場合においては、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 商品市場の開設に係るもの（次号に掲げるものを除く。） 第八十条第一項第二号から第六号までに掲げる基準

二 期限付商品市場（業務規程に存続期間が記載され、若しくは記録されている株式会社商品取引所の商品市場又は業務規程に開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。以下この条において同じ。）の開設に係るもの 次に掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成成分等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成成分等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ 第八十条第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる基準

三 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものを除く。）又は株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の廃止に係るもの 第八十条第一項第三号から第六号までに掲げる基準

四 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものに限る。）期限付商品市場における上場商品若しくは上

場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更に係るもの。次に掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成品の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更を行うことが当該上場商品構成品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ 第八十条第一項第四号から第六号までに掲げる基準

五 前各号に掲げるものの以外のもので、第八十条第一項第六号に掲げる基準

六 主務大臣は、第一項の認可の申請が株式会社商品取引所の業務規程に係るものである場合においては、前項第二号イ及びロ（第八十条第一項第二号イ及び第六号に係る部分を除く。）並びに前項第四号イ及びロ（同条第一項第六号に係る部分を除く。）に掲げる基準の適用については、当該基準を適用すべき申請に係る株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限までの間又は範囲変更期間について判断して行うものとする。

七 第一項の認可であつて、当該認可が株式会社商品取引所の業務規程に係るものである場合においては、次の各号に掲げる事項に係るものについては、当該各号に定める規定を準用する。

一 商品市場の開設若しくは商品市場に関する第二百二条第一項第四号、第五号若しくは第十号に掲げる事項の変更（次号に掲げるものを除く。）、株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の廃止又は株式会社商品取引所の取引参加者の数の最高限度の設定、変更若しくは廃止 第十五条第五項から第九項までの規定

二 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものに限る。）、期限付商品市場の開設若しくは期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更 第十五条第五項から第十一項までの規定

八 主務大臣は、株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限又は範囲変更期間の廃止に係る第一項の認可に当たっては、当該認可までの間の当該株式会社商品取引所又は当該商品市場における取引の状況について勘案しなければならない。

九 主務大臣は、第一項の認可の申請が株式会社商品取引所の上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係るものである場合においては、第三百五十二条（第八号に係る部分に限る。）の規定による公示があつた日から三月を経過した後でなければ、同項の認可をしてはならない。

（報告徴収及び立入検査）

第一百五十七条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があるときは、商品取引所、その子会社若しくはその会員等に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品取引所、その子会社若しくはその会員等の事務若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る物件を検査させることができる。

二 前項の規定により立入検査をした場合において、当該職員は、検査の目的を達成するため、当該会員等が所有し、又は預託を受けた上場商品でその事務所若しくは営業所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるときは、当該会員等をして当該上場商品の保管を証する書面をその場所の管理者に提示させてその場所に立ち入り、当該会員等を立ち会わせて当該上場商品を検査することができる。

三 第一項の規定により立入検査をした場合において、当該会員等が商品たる電力を含む上場商品又は商品たる電力を対象とする商品指数を含む上場商品指数に係る商品市場における会員等である場合には、当該職員は、検査の目的を達成するため、株式会社たる当該会員等の議決権の過半数を有する者、当該会員等の子会社その他の当該会員等と密接な関係を有する者として政令で定める者の事務所又は営業所に立ち入り、当該会員等を立ち会わせて帳簿、書類その他の電力の先物取引に係る物件を検査することができる。

四 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

五 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（業務改善命令）

第一百五十八条 主務大臣は、商品取引所の業務の運営に関し、公益若しくは取引の信義則の確保のため又は委託者の保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、当該商品取引所に対し、定款その他の規則の変更、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

二 主務大臣は、前項の規定による命令を行おうとする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

（商品取引所に対する監督上の処分）

第一百五十九条 主務大臣は、商品取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益若しくは取引の信義則の確保のため又は委託者の保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該商品取引所に対し、当該各号に定める処分をすることができる。

一 この法律等、第三条第一項ただし書若しくは第三条の二第二項ただし書の認可に付された条件若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員等がこの法律等若しくは当該商品取引所の定款その他の規則に違反した場合において、当該会員等に対しこの法律等若しくは定款その他の規則を遵守させるために当該商品取引所がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能の行使その他必要な措置をすることを怠つたとき。第九条若しくは第七十八条の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

二 正当な理由がないのに商品市場を開設することができることとなつた日から三月以内に全部若しくは一部の商品市場を開設しないとき、引き続き三月以上全部若しくは一部の商品市場における先物取引（上場商品に係る商品市場にあつては第二項第三号に掲げる取引に係るものに限る。以下この号において同じ。）を停止したとき、又は全部若しくは一部の商品市場における先物取引が第十五条第一項第一号若しくは第八十条第一項第三号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。第九条若しくは第七十八条の許可又は定款の変更の認可を取り消すこと。

三 商品取引所の行為又はその開設する商品市場における取引の状況が公益上有害であると認めるとき。三月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずること。

四 商品取引所が第三条第一項ただし書の規定により認可を受けて行う業務が、当該商品取引所の業務の公共性に対する信頼を損なうおそれ若しくは商品市場開設業務及びこれに附帯する業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるとき、又は商品取引所が同項ただし書の認可に付された条件に違反したとき。同項ただし書の認可を取り消すこと。

五 商品取引所が第三条の二第二項ただし書の規定により認可を受けて保有する子会社の行為が、当該商品取引所の業務の公共性に対する信頼を損なうおそれ若しくは商品市場開設業務及びこれに附帯する業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあるにもかかわらず、当該行為が是正のため必要な措置をとることを怠つたとき、又は商品取引所が同項ただし書の認可に付された条件に違反したとき。同項ただし書の認可を取り消すこと。

二 主務大臣は、第九条若しくは第七十八条の許可若しくは第一百五十五条第一項若しくは第六条第一項の認可の申請書又はこれらの書面の添付書類の記載事項のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、当該許可若しくは認可を取り消し、又は定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程若しくは市場取引監視委員会規程について当該重要事項に係る部分の変更を命ずることができる。

3 主務大臣は、不正の手段により商品取引所の役員になつた者のあつたことを発見したとき、又は商品取引所の役員がこの法律等に違反したときは、当該商品取引所に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

4 前三項の規定による許可若しくは認可の取消し又は役員の解任の命令に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。ただし、主務大臣が当該処分の名あて人となるべき者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

5 前条第二項の規定は、第一項から第三項までの規定による処分について準用する。

6 第一項第三号の規定による処分については、審査請求をすることができない。

(会員等に対する監督上の処分)

第百六十条 主務大臣は、会員又は取引参加者がこの法律等に違反したときは、商品取引所に対し当該会員の除名若しくは当該取引参加者の取引資格の取消しをすべき旨若しくは六月以内の期間を定めて当該会員若しくは取引参加者の商品市場における取引若しくはその商品清算取引の委託を停止すべき旨を命じ、又は、当該違反行為が法人たる会員若しくは取引参加者の役員に係るものであるときは、当該会員若しくは取引参加者に対し当該違反行為をした役員を解任すべき旨を命ずることができる。

2 第百五十八条第二項の規定は前項の規定による処分について、前条第四項の規定は前項の規定による会員の除名若しくは取引参加者の取引資格の取消し又は役員の解任の命令に係る聴聞について準用する。

第八節 雑則

(商品取引所の役員及び使用人等の秘密保持義務)

第百六十一条 商品取引所の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者)若しくは使用人又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(登記の期間)

第百六十二条 登記すべき事項のうち主務大臣の許可又は認可を要するものの登記の期間については、その許可書又は認可書の到達した日から起算する。

第百六十三条 削除

(登記の効力)

第百六十四条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(制裁規程)

第百六十五条 商品取引所は、その定款において、会員又は取引参加者が、この法律等若しくは当該商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、当該会員又は取引参加者に対し、過怠金を科し、若しくは当該商品取引所の全部若しくは一部の商品市場における取引若しくはその商品清算取引の委託を停止し、若しくは制限し、又は当該会員の除名若しくは当該取引参加者の取引資格の取消しを行う旨を定めなければならない。

(市場取引監視委員会)

第百六十六条 商品取引所は、市場取引監視委員会規程において、商品市場における取引の公正の確保を図るため、商品市場における取引について学識経験を有することその他主務省令で定める要件に該当する委員により組織される市場取引監視委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く旨を定めなければならない。

2 委員会は、商品市場における取引の方法、管理その他商品取引所の業務の運営について、理事長又は代表取締役(指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役)に対して意見を述べることができる。

3 商品取引所は、その市場取引監視委員会規程において、委員会の組織及び権限に関する事項その他主務省令で定める事項を定めなければならない。

第三章 商品取引清算機関等

第一節 商品取引清算機関

(許可)

第百六十七条 商品取引債務引受業は、主務大臣の許可を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

(許可の申請)

第百六十八条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 資本金の額
- 三 本店、支店その他の営業所の所在地
- 四 商品取引債務引受業の対象とする債務の起因となる取引が行われる商品市場
- 五 役員の氏名又は名称及び住所

2 前項の申請書には、定款、業務方法書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第百六十九条 主務大臣は、第百六十七条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

- 一 許可申請者が株式会社であること。
- 二 定款及び業務方法書の規定が法令に違反せず、かつ、商品取引債務引受業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。
- 三 商品取引債務引受業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、商品取引債務引受業に係る収支の見込みが良好であること。
- 四 その人的構成に照らして、商品取引債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

2 主務大臣は、第百六十七条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をしてはならない。

- 一 許可申請者が第十五条第二項第一号ハからホまで、リ又はヲのいずれかに該当する者であるとき。
- 二 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3 第十五条第五項から第九項までの規定は、第百六十七条の許可について準用する。

(業務の範囲)

第百七十条 商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、清算参加者を相手方として店頭商品デリバティブ取引に基づく債務の引受けを行う業務を営むことができる。

2 商品取引清算機関(商品取引清算機関が商品取引所である場合を除く。以下この条から第百七十二条までにおいて同じ。)は、商品取引債務引受業及び前項の業務(以下「商品取引債務引受業等」という。)並びにこれらに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。ただし、金融商品債務引受業等その他商品取引債務引受業に関連する業務で、当該商品取引清算機関が商品取引債務引受業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

3 商品取引清算機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、第二項ただし書の承認に条件を付することができる。

5 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

(変更の届出)

第一百七十一条 商品取引清算機関は、第六十八條第一項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項(本店の所在地を除く。)に変更があつたときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める書類を添付して、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(役員の欠格条件)

第一百七十二条 第四十九條の規定は、商品取引清算機関の役員について準用する。

(商品取引所による商品取引債務引受業等)

第一百七十三条 商品取引所は、第三條第一項及び第六十七條の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けて商品取引債務引受業等及びこれに附帯する業務を営むことができる。

2 前項の承認を受けようとする商品取引所は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 名称又は商号

二 商品取引債務引受業の対象とする債務の起因となる取引が行われる商品市場

3 前項の申請書には、業務方法書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第六十九條第一項(第一号に係る部分を除く。)、第二項(第二号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

(清算参加者)

第一百七十四条 商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、業務方法書で定める要件に該当する者に対し、当該商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えることができる。

2 商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、清算参加者が業務方法書で定められた純資産額に関する要件を満たさないものとなつた場合には、当該清算参加者を相手方とする債務引受けの停止又は当該清算参加者の清算参加者としての資格の取消しを行わなければならない。

(業務方法書)

第一百七十五条 商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、その業務を行わなければならない。

2 業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 第一百七十條第一項の業務を営む場合にあつては、その旨

二 商品取引債務引受業の対象とする債務の起因となる取引が行われる商品市場

三 清算参加者の要件に関する事項(清算参加者の純資産額に関するものを含む。)

四 商品取引債務引受業(第六十七條第一項の業務を営む場合にあつては、商品取引債務引受業等。第六十八條において同じ。)として行う債務の引受け及びその履行に関する事項

五 清算参加者の債務の履行の確保に関する事項(取引証拠金に関するものを含む。)

六 商品清算取引に関する事項

七 その他主務省令で定める事項

3 第九十九條第七項の規定は、前項第三号の純資産額について準用する。

(商品取引清算機関の役員及び職員等の秘密保持義務)

第一百七十六条 商品取引清算機関の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第一百七十七条 商品取引清算機関は、特定の清算参加者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

(商品取引債務引受業の適切な遂行を確保するための措置)

第一百七十八条 商品取引清算機関は、商品市場における取引に基づく債務の不履行により損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業務方法書において定めることその他の商品取引債務引受業の適切な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

(取引証拠金)

第一百七十九条 商品取引清算機関は、商品市場における取引(その商品取引債務引受業の対象とする債務の起因となる商品市場における取引に限り、第二條第十項第一号二に掲げるものを除く。以下この条において同じ。)について、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一 清算参加者である会員等が商品市場における取引を行う場合(次号に掲げる場合を除く。)

次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める者

イ 会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う場合又は会員等がその受託した商品市場における取引(次項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて受託したものに限る。)

を行う場合 当該会員等

ロ 会員等がその受託した商品市場における取引(その委託の取次ぎを受託した者(以下この条において「取次者」という。)から受託したものを除く。)

を行う場合(イに掲げる場合を除く。)

当該取引の委託者(会員等)に対し商品市場における取引を委託した者であつて取次者でないものをいう。次項において同じ。)

ハ 会員等がその受託した商品市場における取引(第三項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託したものに限る。)

を行う場合(イに掲げる場合を除く。)

当該取次者

ニ 会員等がその受託した商品市場における取引(取次者から受託したものに限る。)

を行う場合(イ及びハに掲げる場合を除く。)

当該取引の委託の取次ぎを委託した者(以下この条において「取次委託者」という。)

二 清算参加者がその受託した商品清算取引を行う場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分

に応じ、それぞれイからニまでに定める者

イ 清算参加者がその委託をした会員等の計算において商品清算取引を行う場合又は清算参加者が次項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けている会員等から受託した商品清算取引を行う場合 当該会員等

ロ 清算参加者がその受託した商品清算取引(その委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した者(以下この条において「清算取次者」という。)から受託した会員等から受託したものを除く。)

を行う場合(イに掲げる場合を除く。)

当該商品清算取引の委託の取次ぎを委託した者(清算取次者を除く。以下この条において「清算取次委託者」という。)

ハ 清算参加者がその受託した商品清算取引(第四項の規定に基づき清算取次証拠金の預託を受けている清算取次者から受託した会員等から受託したものに限る。)

を行う場合(イに掲げる場合を除く。)

当該清算取次者

ニ 清算参加者がその受託した商品清算取引(清算取次者から受託した会員等から受託したものに限る。)

を行う場合(イ及びハに掲げる場合を除く。)

当該商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを委託した者(以下この条において「清算取次委託者」という。)

二 清算参加者がその受託した商品清算取引(その委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した者(以下この条において「清算取次委託者」という。)から受託した会員等から受託したものを除く。)

を行う場合(イに掲げる場合を除く。)

当該商品清算取引の委託の取次ぎを委託した者(清算取次者を除く。以下この条において「清算取次委託者」という。)

ハ 清算参加者がその受託した商品清算取引(第四項の規定に基づき清算取次証拠金の預託を受けている清算取次者から受託した会員等から受託したものに限る。)

を行う場合(イに掲げる場合を除く。)

当該清算取次者

ニ 清算参加者がその受託した商品清算取引(清算取次者から受託した会員等から受託したものに限る。)

を行う場合(イ及びハに掲げる場合を除く。)

当該商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを委託した者(以下この条において「清算取次委託者」という。)

二 清算参加者がその受託した商品清算取引(その委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した者(以下この条において「清算取次委託者」という。)から受託した会員等から受託したものを除く。)

を行う場合(イに掲げる場合を除く。)

当該商品清算取引の委託の取次ぎを委託した者(清算取次者を除く。以下この条において「清算取次委託者」という。)

ハ 清算参加者がその受託した商品清算取引(第四項の規定に基づき清算取次証拠金の預託を受けている清算取次者から受託した会員等から受託したものに限る。)

を行う場合(イに掲げる場合を除く。)

当該清算取次者

ニ 清算参加者がその受託した商品清算取引(清算取次者から受託した会員等から受託したものに限る。)

を行う場合(イ及びハに掲げる場合を除く。)

当該商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを委託した者(以下この条において「清算取次委託者」という。)

二 清算参加者がその受託した商品清算取引(その委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した者(以下この条において「清算取次委託者」という。)から受託した会員等から受託したものを除く。)

を行う場合(イに掲げる場合を除く。)

当該商品清算取引の委託の取次ぎを委託した者(清算取次者を除く。以下この条において「清算取次委託者」という。)

4 清算取次者は、商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎの受託について、主務省令で定めるところにより、清算取次者に対する委託者の承諾を得て、その者をして、当該清算取次者に清算取次証拠金を預託させることができる。

5 第百八十三条第四項の規定は、第一項の商品取引清算機関について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは、「第百七十九条第一項」と読み替えるものとする。

6 第百八十三条第五項及び第六項の規定は、第一項の取引証拠金、第二項の委託証拠金、第三項の取次証拠金及び第四項の清算取次証拠金について準用する。

7 第百八十三条第七項、第九項及び第十項の規定は、第二項から第四項までの場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第二項の会員等又は第三項の取次者」とあるのは「第百七十九条第二項の会員等、同条第三項の取次者又は同条第四項の清算取次者」と、同項及び同条第十項中「会員等又は取次者」とあるのは「会員等又は取次者等」と、同条第七項、第九項及び第十項の規定中「商品取引所」とあるのは「商品取引清算機関」と、同条第九項中「前二項」とあるのは「第百七十九条第七項において読み替えて準用する第百八十三条第七項」と読み替えるものとする。

8 第百八十三条第八項、第九項及び第十一項の規定は、第一項第一号イ（会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う場合に限る）、ロ及びニ並びに同項第二号イ（清算参加者がその委託をした会員等の計算において商品清算取引を行う場合に限る）、ロ及びニの場合について準用する。この場合において、同条第八項中「同項第一号に定める会員等、同項第二号に定める取引の委託者又は同項第四号に定める取次委託者」とあるのは「第百七十九条第一項第一号イに定める会員等、同号ロに定める取引の委託者、同号ニに定める取次委託者、同項第二号イに定める会員等、同号ロに定める清算取次委託者又は同号ニに定める清算取次者に対する委託者」と、同項及び同条第十一項中「会員等、取引の委託者又は取次委託者」とあるのは「会員等、取引の委託者、取次委託者、清算取次委託者又は清算取次者に対する委託者」と、同条第八項、第九項及び第十一項中「商品取引所」とあるのは「商品取引清算機関」と、同条第九項中「前二項」とあるのは「第百七十九条第八項において読み替えて準用する第百八十三条第八項」と読み替えるものとする。

（清算預託金）

第百八十条 商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、清算参加者をして、商品取引清算機関に対する債務の履行を担保するために、清算預託金を預託させることができる。

2 商品取引清算機関は、清算参加者の債務の不履行により損害を受けたときは、その損害を与えた清算参加者の清算預託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

3 商品取引清算機関は、前項の規定により同項の清算預託金について弁済を受け、なお不足があるときは、同項の清算参加者以外の清算参加者の清算預託金について、その清算預託金の額に応じて、他の債権者に先立ちて弁済を受ける権利を有する。

4 前項の規定による弁済があつたときは、同項に規定する他の清算参加者は、第二項に規定する損害を与えた清算参加者に対し、求償権を有する。

5 第百十条の規定は、清算預託金について準用する。この場合において、同条中「商品取引所」とあるのは、「商品取引清算機関」と読み替えるものとする。

（未決済債務等の決済）

第百八十一条 商品取引清算機関が業務方法書で清算参加者に特別清算手続、破産手続、再生手続又は更生手続が開始された場合における未決済債務等（当該清算参加者が行った商品市場における取引若しくは店頭商品デリバティブ取引又は金融商品取引法第二条第二十八項に規定する対象取引の相手方から当該商品取引清算機関が商品取引債務引受業等として引き受け又は金融商品債務引受業等として引受け、更改その他の方法により負担した当該取引に基づく債務及び当該清算参加者から当該取引に基づく債務を引き受け又は引受け、更改その他の方法により負担した対価として当該商品取引清算機関が当該清算参加者に対して取得した債権（当該債務と同一の内容を有するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）についての決済の方法を定めている場

合において、清算参加者にこれらの手続が開始されたときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する当該商品取引清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該商品取引清算機関の業務方法書の定めに従うものとする。

2 商品取引清算機関の有する前項に規定する請求権は破産債権、再生債権又は更生債権とし、清算参加者が有する同項に規定する請求権は破産財団に属する財産、再生債務者財産又は更生会社財産若しくは更生協同組織金融機関財産とする。

（定款又は業務方法書の変更の認可）

第百八十二条 商品取引清算機関の定款又は業務方法書の変更は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（解散等の認可）

第百八十三条 商品取引清算機関の商品取引債務引受業の廃止又は解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（報告徴収及び立入検査）

第百八十四条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があるときは、商品取引清算機関若しくはその清算参加者に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品取引清算機関若しくはその清算参加者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る物件を検査させることができる。

2 第百五十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（業務改善命令）

第百八十五条 主務大臣は、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、商品取引清算機関に対し、定款、業務方法書その他の規則の変更、業務の方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（監督上の処分）

第百八十六条 主務大臣は、商品取引清算機関がこの法律、この法律に基づく命令又はこの法律に基づいてする主務大臣の処分（以下この条において「この法律等」という。）に違反した場合において、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認めるときは、当該商品取引清算機関に対し、第百六十七条の許可若しくは第百七十条第二項ただし書若しくは第百七十三条第一項の承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 主務大臣は、第百六十七条の許可、第百七十条第二項ただし書若しくは第百七十三条第一項の承認若しくは第百八十二条の認可の申請書又はこれらの書面の添付書類のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、当該許可、承認又は認可を取り消すことができる。

3 第百七十三条第一項の承認を受けた商品取引所が第九条若しくは第七十八条の許可を取り消されたとき又は第六十九条各号若しくは第九十四条第一項各号のいずれかに該当するときは、その承認は、効力を失う。

4 主務大臣は、不正の手段により商品取引清算機関の役員になつた者のあつたことを発見したとき、又は商品取引清算機関の役員がこの法律等に違反したときは、当該商品取引清算機関に対し、当該役員員の解任を命ずることができる。

（聴聞等の方法の特例の規定の準用）

第百八十七条 第百五十八条第二項の規定は前二条の規定による処分について、第百五十九条第四項の規定は前条の規定による許可、承認若しくは認可の取消し又は役員員の解任の命令に係る聴聞について準用する。

第二節 雑則

（取引の決済の終了に関する規定の準用）

第百八十八条 第百十三条（第百十四条において準用する場合を含む。）の規定は、商品清算取引を委託した会員が会員商品取引所から脱退した場合若しくは商品清算取引を委託した取引参加者

が株式会社商品取引所の取引資格を喪失した場合又は商品清算取引を委託した会員等の商品市場における取引が停止された場合であつて、かつ、その商品清算取引の決済が終了していない場合における当該商品清算取引について準用する。

(政令への委任)

第百八十九条 第百六十七条から前条までに定めるもののほか、商品取引清算機関等に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 商品先物取引業者

第一節 許可等

(商品先物取引業の許可)

第百九十条 商品先物取引業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2 前項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(許可の条件)

第百九十一条 前条第一項の許可(同条第二項の許可の更新を含む。以下同じ。)には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、商品市場における秩序を維持し、又は委託者等を保護するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

(許可の申請)

第百九十二条 第百九十条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 純資産額

三 本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

四 役員の氏名又は名称及び住所

五 第二条第二十二項各号に掲げる行為に係る業務の種別

六 その他主務省令で定める事項

2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第百九十九条第七項の規定は、第一項第二号の純資産額について準用する。

(許可の基準)

第百九十三条 主務大臣は、第百九十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 許可申請者が次のいずれかに該当する者であること。

イ 株式会社(外国の法令に準拠して設立された法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所又は事務所を有するもの)

ロ 株式会社以外の法人又は外国に住所を有する者(イに該当する者を除く。)であつて政令で定めるもの

二 許可申請者がその商品先物取引業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その商品先物取引業の収支の見込みが良好であること。

三 許可申請者がその商品先物取引業を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するとともに、その商品先物取引業を行うことが委託者等の保護に欠けるおそれがないこと。

四 許可申請者が第十五条第二項第一号ハからホまで、リ又はヲのいずれかに該当する者でないこと。

五 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がないこと。

2 許可申請者の純資産額が委託者等の保護のために必要な額として主務省令で定める額を下回る場合には、前項第二号の規定の適用に当たつては、その者は、その商品先物取引業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しないものとする。

(処分の手続)

第百九十四条 第十五条第五項から第九項までの規定は、第百九十条第一項の許可について準用する。

(届出事項)

第百九十五条 商品先物取引業者は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その日から二週間以内に、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第百九十二条第一項第一号又は第三号から第六号までに掲げる事項を変更したとき。

二 国内に設けられたすべての営業所又は事務所において第二条第二十二項第一号及び第二号に掲げる行為に係る業務を廃止したとき。

三 商品先物取引業を開始し、休止し、又は再開したとき。

四 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき。

五 その他主務省令で定める場合に該当するとき。

2 前項の届出書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(兼業業務等の届出)

第百九十六条 商品先物取引業者は、商品先物取引業及びこれに附帯する業務以外の業務(以下「兼業業務」という。)を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はその兼業業務を廃止したときも、同様とする。

2 商品先物取引業者は、他の法人に対する支配関係(他の法人に対する関係で、商品先物取引業者がその法人の総株主又は総株員の議決権の二分の一以上に相当する議決権(社債、株式等の振替に関する法律第四十七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。)を有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう。)を持つに至つたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項に変更を生じたとき、又はその支配関係がなくなつたときも、同様とする。

(廃業の届出等)

第百九十七条 商品先物取引業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 商品先物取引業を廃止したとき。その商品先物取引業者

二 合併により消滅したとき。その商品先物取引業者を代表する役員であつた者

三 破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人

四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人

五 分割により商品先物取引業の全部又は一部を承継させたとき。その商品先物取引業者

六 商品先物取引業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき(同項第五号にあつては分割により商品先物取引業の全部を承継させたとき、同項第六号にあつては商品先物取引業の全部を譲渡したときに限る。)は、当該商品先物取引業者の第百九十条第一項の許可は、その効力を失う。

3 商品先物取引業者は、商品先物取引業の廃止をし、合併(合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品先物取引業を行わない場合の当該合併に限る。)をし、又は合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をしようとするときは、その日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所又は事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

4 商品先物取引業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 商品先物取引業者は、第三項の規定による公告をした場合においては、当該商品先物取引業者が行つた委託者の計算による商品市場における取引を速やかに結了し、かつ、商品市場における

取引につき委託者から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を遅滞なく返還しなければならない。

(商号等の使用制限)

第九十七条之二 商品先物取引業者でない者は、その商号又は名称中に商品先物取引業者であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第二節 特定委託者等

(特定委託者への告知義務)

第九十七条之三 商品先物取引業者は、商品取引契約の申込みを特定委託者(第二条第二十五項第七号又は第八号に掲げる者に限る。)から受けた場合であつて、商品取引契約を過去に当該特定委託者との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る商品取引契約を締結するまでに、当該特定委託者に対し、当該特定委託者が次条第一項の規定による申出ができる旨を告知しなければならない。

(特定委託者が一般顧客とみなされる場合)

第九十七条之四 特定委託者(第二条第二十五項第七号又は第八号に掲げる者に限る。)は、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関して自己を特定委託者及び特定当業者以外の顧客(以下「一般顧客」という。)として取り扱うよう申し出ることができる。

2 商品先物取引業者は、前項の規定による申出を受けた後最初に商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいずれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならぬ。

3 商品先物取引業者は、前項の規定により承諾する場合には、第一項の規定による申出をした特定委託者(以下この条において「申出者」という。)に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 前項の規定により承諾する日(以下この条において「承諾日」という。)
- 二 承諾日以後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を一般顧客として取り扱う旨
- 三 その他主務省令で定める事項

4 商品先物取引業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、申出者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該商品先物取引業者は、当該書面を交付したものとみなす。

5 商品先物取引業者が第二項の規定による承諾及び第三項の規定による書面の交付をした場合であつて、申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律(この節を除く。)の規定の適用については、当該申出者は、一般顧客とみなす。

一 当該商品先物取引業者が承諾日以後に行う商品取引契約の締結の勧誘の相手方

二 当該商品先物取引業者が承諾日以後に締結する商品取引契約の相手方

6 商品先物取引業者は、商品取引契約(第二条第二十二項各号に規定する代理を行うことを内容とするものに限る。以下この項及び第八項において「特定商品取引契約」という。)の締結に関して申出者が前項の規定の適用を受ける場合において、当該特定商品取引契約に基づき当該申出者を代理して商品取引契約を締結するときは、当該商品取引契約の相手方である他の商品先物取引業者(次項及び第八項において「相手方商品先物取引業者」という。)に対し、あらかじめ、当該商品取引契約に関して申出者が一般顧客とみなされる旨を告知しなければならない。

7 商品先物取引業者が前項の規定による告知をした場合には、相手方商品先物取引業者に対しては、前条の規定は、適用しない。

8 特定商品取引契約を締結した商品先物取引業者が第六項の規定による告知をした場合には、当該商品先物取引業者が当該特定商品取引契約に基づき申出者を代理して相手方商品先物取引業者との間で締結する商品取引契約については、当該申出者を一般顧客とみなして、この法律(この節を除く。)の規定を適用する。

9 承諾日以後に申出者が新たに第二条第二十五項第一号から第三号まで又は第六号のいずれかに掲げる者となつた場合には、当該申出者がこれらの者となつた日以後は、第五項から前項までの規定は、適用しない。

10 第二項の規定による承諾を得た申出者は、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関して自己を特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる。

11 商品先物取引業者は、前項の申出(以下この条において「復帰申出」という。)を承諾する場合には、あらかじめ、当該復帰申出を承諾する日その他主務省令で定める事項を記載した書面により、復帰申出をした者(以下この条において「復帰申出者」という。)の同意を得なければならない。

12 商品先物取引業者は、前項の規定による書面によって、政令で定めるところにより、復帰申出者の承諾を得て、復帰申出者が特定委託者として取り扱われることについての同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより得ることができる。この場合において、当該商品先物取引業者は、当該書面による同意を得たものとみなす。

13 商品先物取引業者が第十一項の規定により復帰申出者の同意を得て復帰申出を承諾した場合には、当該承諾をした日以後新たに第二項の規定による承諾をする日の前日までの間は、第五項、第六項及び第八項の規定は、適用しない。

(特定委託者等以外の顧客である法人が特定委託者とみなされる場合)

第九十七条之五 法人(特定委託者、特定当業者及び第九十七条の九第一項に規定する法人を除く。)は、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関して自己を特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる。

2 商品先物取引業者は、前項の規定による申出を承諾する場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面により、当該申出をした法人(以下この条において「申出者」という。)の同意を得なければならない。この場合において、第二号に規定する期限日は、第一号に規定する承諾日から起算して一年を経過する日(主務省令で定める場合)にあつては、当該経過する日前で主務省令で定める日)としなければならない。

一 この項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)

二 商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、申出者を特定委託者として取り扱う期間の末日(以下この条において「期限日」という。)

三 当該申出者が次に掲げる事項を理解している旨

イ 特定委託者が商品先物取引業者から商品取引契約の締結の勧誘を受け、又は当該商品先物取引業者に商品取引契約の申込みをし、若しくは当該商品先物取引業者と商品取引契約を締結する場合におけるこの法律の規定の適用の特例の内容として主務省令で定める事項

ロ 商品取引契約に関して特定委託者として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定委託者として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 期限日以前に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定委託者として取り扱う旨

五 期限日後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を一般顧客として取り扱う旨

六 商品先物取引業者に対し、申出者を一般顧客として取り扱うよう申し出ることができる旨

七 その他主務省令で定める事項

8 前条第十二項の規定は、前項の規定による書面による同意について準用する。

9 商品先物取引業者が第二項の規定による承諾をし、かつ、申出者が同項の規定による同意をした場合であつて、当該申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律(この節を除く。)の規定の適用については、当該申出者は、特定委託者とみなす。

一 当該商品先物取引業者が承諾日から期限日までに行う商品取引契約の締結の勧誘の相手方

二 当該商品先物取引業者が承諾日から期限日まで締結する商品取引契約の相手方

5 商品先物取引業者は、商品取引契約(第二条第二十二項各号に規定する代理を行うことを内容とするものに限る。以下この項及び次項において「特定商品取引契約」という。)の締結に関し

て申出者が前項の規定の適用を受ける場合において、当該特定商品取引契約に基づき当該申出者を代理して商品取引契約を締結するときは、当該商品取引契約の相手方である他の商品先物取引業者（次項において「相手方商品先物取引業者」という。）に対し、あらかじめ、当該商品取引契約に關して申出者が特定委託者とみなされる旨を告知しなければならない。

6 特定商品取引業者が当該特定商品取引契約に基づき申出者を代理して相手方商品先物取引業者との間で締結する商品取引契約については、当該申出者を特定委託者とみなして、この法律（この節を除く。）の規定を適用する。

7 申出者は、承諾日から起算して主務省令で定める期間を経過する日から期限日までの間、期限日後においても自己を特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる。

8 商品先物取引業者が、前項の申出（以下この条において「更新申出」という。）を期限日以前に承諾する場合には、期限日の翌日に当該承諾があつたものとみなす。

9 商品先物取引業者が更新申出を承諾する場合には、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項第一号中「この項の規定による承諾をする日」とあるのは「第八項の規定により承諾があつたものとみなされる日」と、第四項中「第二項の規定による承諾」とあるのは「第八項の規定による承諾」と読み替えるものとする。

10 第二項の承諾を得た申出者は、承諾日以後において、自己を一般顧客として取り扱うよう申し出ることができる。

11 商品先物取引業者は、前項の申出（以下この条において「復帰申出」という。）を受けた後最初に商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいずれかを行うまでに、当該復帰申出を承諾しなければならない。

12 商品先物取引業者は、復帰申出を承諾する場合には、復帰申出をした法人に対し、あらかじめ、当該復帰申出を承諾する日その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

13 前条第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

14 商品先物取引業者が第十一項の規定により復帰申出を承諾した場合には、当該復帰申出を承諾した日以後新たに第二項の規定による承諾をする日の前日までの間、第四項から第九項までの規定は、適用しない。

（特定委託者以外の顧客である個人が特定委託者とみなされる場合）

第九十七条の六 知識、経験及び財産の状況に照らして特定委託者に相当する者として主務省令で定める要件に該当する個人（第二条第二十五項第三号に掲げる者及び商品取引所の会員等を除く。）は、商品先物取引業者に對し、商品取引契約に關して自己を特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる。

2 商品先物取引業者は、前項の規定による申出を受けた場合には、当該申出をした個人（以下この条において「申出者」という。）に對し、前条第二項第三号イ及びロに掲げる事項を記載した書面を交付するとともに、申出者が前項に規定する者に該当することを確認しなければならない。

3 第九十七条の四第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

4 申出者は、商品先物取引業者が第六項において準用する前条第二項による承諾をする日（次項において「承諾日」という。）から起算して主務省令で定める期間を経過する日から第六項において準用する前条第二項第二号に規定する期限日までの間、期限日後においても自己を特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる。

5 次項において準用する前条第二項の承諾を受けた者は、商品先物取引業者が承諾日以後において、自己を一般顧客として取り扱うよう申し出ることができる。

6 前条第二項から第六項までの規定は商品先物取引業者が第一項の申出を承諾する場合について、同条第八項及び第九項の規定は商品先物取引業者が第四項の申出を承諾する場合について、同条第十一項から第十四項までの規定は商品先物取引業者が前項の申出を承諾する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「当該申出をした法人」とあるのは「第九十七条の六第二項に規定する申出者」と、同条第十二項中「復帰申出をした法人」とあるのは「第九十七条の六第五項の申出をした者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（特定当事業者への告知義務）

第九十七条の七 商品先物取引業者は、商品取引契約の申込みを特定当事業者から受けた場合であつて、商品取引契約（特定当事業者が売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工若しくは使用を業として行っている物品若しくはこれに関連する物品として主務省令で定めるもの又は売買若しくは売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為を業として行っている電力を取引対象商品とする商品デリバティブ取引に関するものに限る。以下この条から第九十七条の九まで及び第二百二十条の四第二項第二号において同じ。）を過去に当該特定当事業者との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る商品取引契約を締結するまでに、当該特定当事業者に對し、当該特定当事業者が次条第一項の規定による申出ができる旨を告知しなければならない。

（特定当事業者が一般顧客とみなされる場合）

第九十七条の八 特定当事業者は、商品先物取引業者に對し、商品取引契約に關して自己を一般顧客として取り扱うよう申し出ることができる。

2 第九十七条の四第二項から第十三項までの規定は、特定当事業者について準用する。この場合において、同条第三項、第十項及び第十二項中「特定委託者」とあるのは、「特定当事業者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（特定委託者及び特定当事業者以外の法人が特定当事業者とみなされる場合）

第九十七条の九 商品取引契約の申込みを行うとする法人（特定委託者及び特定当事業者を除く。）であつて、当該商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引の取引対象商品の全てについて当該取引対象商品である物品若しくはこれに関連する物品として主務省令で定めるものの売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工若しくは使用又は当該取引対象商品である電力の売買若しくは売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為を業として行っているものは、商品先物取引業者に對し、商品取引契約に關して自己を特定当事業者として取り扱うよう申し出ることができる。

2 第九十七条の五第二項から第十四項までの規定は、前項に規定する法人について準用する。この場合において、同条第二項第二号から第四号まで及び第四項から第七項までの規定中「特定委託者」とあるのは、「特定当事業者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（政令への委任）

第九十七条の十 この節に定めるもののほか、特定委託者（第二条第二十五項第七号又は第八号に掲げる者に限る。）が一般顧客とみなされる場合、特定委託者、特定当事業者及び前条第一項に規定する法人以外の顧客が特定委託者とみなされる場合、特定当事業者が一般顧客とみなされる場合又は同項に規定する法人が特定当事業者とみなされる場合の手続その他この節の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 業務

（標識の揭示等）

第九十八条 商品先物取引業者は、主務省令で定める標識について、営業所又は事務所ごとにその見やすい箇所に掲示するとともに、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい）、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項及び第二百四十条の九において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

2 商品先物取引業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。

(名義貸しの禁止)

第百九十九条 商品先物取引業者は、自己の名義をもつて、他人に商品先物取引業を行わせてはならない。

(外務員の登録)

第二百条 商品先物取引業者は、その役員又は使用人であつて、その商品先物取引業者のために次に掲げる行為を行うもの(以下「外務員」という。)について、主務大臣の行う登録を受けなければならない。

一 第二条第二十二項各号に掲げる行為

二 商品市場における取引(商品清算取引を除く。以下この章において同じ。)の委託の勧誘又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘

三 商品清算取引の委託の取次ぎの委託の勧誘又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘

四 外国商品市場取引(商品清算取引に類似する取引を除く。以下この章において同じ。)の委託の勧誘又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘

五 外国商品市場取引のうち、商品清算取引に類似する取引の委託の取次ぎの委託の勧誘又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘

六 店頭商品デリバティブ取引の申込みの勧誘又はその媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘

2 商品先物取引業者は、前項の規定による登録に係る外務員(以下「登録外務員」という。)以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

3 第一項の規定により登録を受けようとする商品先物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 登録申請者の商号又は名称及びその代表者の氏名

二 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ 氏名、生年月日及び住所

ロ 役員又は使用人の別

ハ 外務員(第二百四十条の十一において準用する第一項の規定による登録に係る外務員を含む。以下この号並びに次条第一項第二号及び第三号において同じ。)の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間

ニ 商品先物取引仲介業を行ったことの有無及び商品先物取引仲介業を行ったことのある者については、その行った期間

4 前項の申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

5 主務大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに氏名、生年月日その他主務省令で定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

6 主務大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

7 第一項の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(外務員の登録の拒否)

第二百一条 主務大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者

二 第二百四条第一項(第二百四十条の十一において準用する場合を含む。)の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者

三 登録申請者以外の商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者に属する外務員として登録されている者

四 第二百四十条の二第一項の登録を受けている者

第十五条第五項から第九項までの規定は、前項の規定による登録の拒否について準用する。

(外務員の権限)

第二百二条 外務員は、その所属する商品先物取引業者に代わつて、第二百条第一項各号に掲げる行為に關し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であつたときは、この限りでない。

(外務員についての届出)

第二百三条 商品先物取引業者は、登録外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 第二百条第三項第二号イ及びロに掲げる事項に変更があつたとき。

二 第十五条第二項第一号イからルまで(同号ニからリまでについては、この法律に相当する外国の法令の規定又は商品取引所に相当する外国の施設に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなつたとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつたとき。

(外務員の登録の取消し等)

第二百四条 主務大臣は、登録外務員について、その登録が不正の手段によりなされたことを発見したとき、又は登録外務員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消し、又は当該登録外務員に対し、二年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

一 第十五条第二項第一号イからルまで(同号ニについては、第三百三十二条第一項及び第三百四十二条第一項の許可の取消しに係る部分並びにこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなつたとき。

二 法令に違反したとき、その他外務員の職務に關して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

2 主務大臣は、前項の規定に基づいて処分をするときとは、書面により、その旨を当該外務員について登録を受けた商品先物取引業者に通知しなければならない。

3 第一百五十八条第二項の規定は第一項の規定による処分について、第三百五十九条第四項の規定は第一項の規定による登録の取消しに係る聴聞について準用する。

(外務員の登録の抹消)

第二百五条 主務大臣は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。

一 前条第一項の規定により外務員の登録を取り消したとき。

二 外務員の所属する商品先物取引業者が解散し、又は商品先物取引業を廃止したとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつた事実が確認されたとき。

(商品先物取引協会による外務員の登録事務)

第二百六条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、第二百四十一条第一項に規定する商品先物取引協会(以下この条から第二百八条まで、第二百三十九条及び第二百四十条の五第五号において「協会」という。)に、第二百条、第二百一条及び前三条に規定する登録に関する事務であつて当該協会に所属する商品先物取引業者の外務員に係るもの(以下この条及び第二百八条において「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。

3 協会は、第一項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員の登録に關する事項を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 第一項の規定により登録事務を行う協会は、第二百条第五項の規定による登録、第二百三条の規定による届出に係る登録の変更、第二百四条第一項の規定による処分(登録の取消しを除く。)

3 商品先物取引業者は、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における純資産額規制比率を記載した書面を作成し、当該末日から一月を経過した日から三月間、すべての営業所又は事務所に供しなくてはならない。

(のみ行為の禁止)

第二百十二条 商品先物取引業者は、商品市場における取引等の委託又は外国商品市場取引等（外国商品市場取引若しくはその委託の媒介、取次若しくは代理又は外国商品市場取引のうち商品市場取引に類似する取引の委託の取次若しくはその委託の媒介、取次若しくは代理をいう。以下この章において同じ。）の委託を受けたときは、その委託に係る商品市場における取引等をしてないで、自己がその相手方となつて取引を成立させてはならない。

(誠実かつ公正の原則)

第二百十三條 商品先物取引業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

(広告等の規制)

第二百十三條の二 商品先物取引業者は、その行う商品先物取引業の内容について広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、主務省令で定めるところにより、次掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該商品先物取引業者の商号又は名称
- 二 商品先物取引業者である旨

三 商品先物取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要な

ものとして政令で定めるもの

2 商品先物取引業者は、その行う商品先物取引業に關して広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、第二條第二十二項各号に掲げる行為を行うことによる利益を認めさせるような表示をしてはならない。

(不当な勧誘等の禁止)

第二百十四条 商品先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて第二十条から第六号までに掲げる勧誘をすること。

二 商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること。

三 商品市場における取引等又は外国商品市場取引等につき、数量、対価の額又は約定価格等その他の主務省令で定める事項についての顧客の指示を受けないでその委託を受けること（当該顧客を相手方とする商品投資顧問契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項に規定する商品投資顧問契約をいう。次条及び第二百四十条の十六第一号二において同じ。）に係る業務として行うものその他委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものを除く。）。

四 顧客から商品市場における取引（第二条第

四 顧客から商品市場における取引（第二条第三項第一号に掲げる取引に限る。以下この号において同じ。）の委託を受け、その委託に係る取引の申込みの前に自己の計算においてその委託に係る商品市場における当該委託に係る取引と同一の取引を成立させることを目的として、当該委託に係る取引における対価の額より有利な対価の額（買付けについては当該委託に係る対価の額より低い対価の額を、売付けについては当該委託に係る対価の額より高い対価の額をいう。）で商品市場における取引をすること又は顧客から外国商品市場取引（同項第一号に掲げる取引に相当するものに限る。以下この号において同じ。）の委託を受け、その委託に係る取引の申込みの前に自己の計算においてその委託に係る外国商品市場における当該委託に係る取引と同一の取引を成立させることを目的として、当該委託に係る取引における対価の額より有

利な対価の額（買付けについては当該委託に係る対価の額より低い対価の額を、売付けについては当該委託に係る対価の額より高い対価の額をいう。）で外国商品市場取引をすること。

五 第二百条第一項第二号から第六号までの委託又は申込みを行わない旨の意思（その委託又は申込みの勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し、同項第二号から第六号までに掲げる勧誘をすること。

六 顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方では第二百条第一項第二号から第六号までに掲げる勧誘をすること。

七 商品取引契約の締結の勧誘に先立つて、顧客に対し、自己の商号又は名称及び商品取引契約の締結の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること。

八 商品市場における取引等又は外国商品市場取引等につき、顧客に対し、特定の上場商品構成品等（外国商品市場における上場商品構成品等に相当するものを含む。）の売付け又は買付けその他これに準ずる取引とこれらの取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の数量及び期限を同一にすることを勧めること。

九 商品取引契約（当該商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、委託者等の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘すること（委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為を除く。）。

十 前各号に掲げるもののほか、委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するものとして主務省令で定める行為

（商品投資顧問契約に係る業務を行う場合の禁止行為）

第二百四十四条の二 商品先物取引業者は、商品投資顧問契約に係る業務を行う場合には、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品投資顧問契約に係る業務に関する情報を利用して、自己の計算において商品デリバティブ取引を行い、又は商品取引契約の締結を勧誘すること。

二 前号に掲げるもののほか、委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するものとして主務省令で定める行為

（損失補てん等の禁止）

第二百四十四条の三 商品先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品デリバティブ取引（取引の公正を害するおそれがないものとして政令で定める取引を除く。以下この条において同じ。）につき、当該商品デリバティブ取引について顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、商品デリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

二 商品デリバティブ取引につき、自己又は第三者が当該商品デリバティブ取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

三 商品デリバティブ取引につき、当該商品デリバティブ取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

2

一 商品先物取引業者の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品デリバティブ取引につき、商品先物取引業者又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

二 商品デリバティブ取引につき、商品先物取引業者又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三 商品デリバティブ取引につき、商品先物取引業者又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求によるとき及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

3 第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故（第二百二十一条第二項の主務省令で定める事故をいう。以下この項及び次項において同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行うものである場合については、適用しない。ただし、第一項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供にあつては、その補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該商品先物取引業者があらかじめ主務大臣の確認を受けている場合その他主務省令で定める場合に限る。

4 第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合については、適用しない。

5 第三項ただし書の確認を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の主務省令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として主務省令で定めるものを添えて主務大臣に提出しなければならない。（適合性の原則）

第二百四十五条 商品先物取引業者は、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行つて委託者等の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品先物取引業者を行わなければならない。

（受託契約準則への準拠）

第二百四十六条 商品先物取引業者は、商品市場における取引等の受託については、商品取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

（商品取引契約の締結前の書面の交付）

第二百四十七条 商品先物取引業者は、商品取引契約を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 当該商品取引契約に基づく取引（第二条第三項第四号に掲げる取引にあつては同号の権利を行使することにより成立する同号イからホまでに掲げる取引をいい、同条第十四項第四号に掲げる取引にあつては同号の権利を行使することにより成立する同号イからニまでに掲げる取引をいい、同項第五号に掲げる取引にあつては同号の権利を行使することにより成立する同号に規定する金銭を授受することとなる取引をいう。）の額（取引の対価の額又は約定価格若しくは約定数値に、その取引の件数又は数量を乗じて得た額をいう。）が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金その他の保証金その他主務省令で定めるもの（以下この項及び第二百二十条の二第一項において「取引証拠金等」という。）の額を上回る可能性がある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該取引の額が当該取引証拠金等の額を上回る可能性がある旨
ロ 当該取引の額の当該取引証拠金等の額に対する比率（当該比率を算出することができない場合にあつては、その旨及びその理由）

二 商品市場における相場その他の商品の価格又は商品指数に係る変動により当該商品取引契約に基づく取引について当該顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合には、その旨
三 前二号に掲げるもののほか、当該商品取引契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、当該商品取引契約の概要その他の主務省令で定める事項

2 商品先物取引業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を当該方法により提供した商品先物取引業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(商品先物取引業者の説明義務及び損害賠償責任)

第二百十八条 商品先物取引業者は、商品取引契約を締結しようとする場合には、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、前条第一項各号に掲げる事項について説明をしなければならない。

2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該商品取引契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

3 一の商品取引契約の締結について二以上の商品先物取引業者又は商品先物取引業者の委託を受けた商品先物取引仲介業者（以下この項において「商品先物取引業者等」という。）が第一項又は第二百四十条の十八第一項本文の規定により顧客に対し前条第一項各号に掲げる事項について説明をしなければならない場合において、いずれか一の商品先物取引業者等が当該事項について説明をしたときは、他の商品先物取引業者等は、第一項又は第二百四十条の十八第一項本文の規定にかかわらず、当該事項について説明をすることを要しない。ただし、当該他の商品先物取引業者等が政令で定める者である場合は、この限りでない。

4 商品先物取引業者は、顧客に対し第一項の規定により説明をしなければならない場合において、第二百十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき、又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当該顧客の当該商品取引契約につき生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(取引態様の事前明示義務等)

第二百十九条 商品先物取引業者は、商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し自己が行う行為につき、第二条第二十二項各号のいずれに該当するかを明らかにしなければならない。

2 商品先物取引業者は、顧客から店頭商品デリバティブ取引に関する注文を受けようとするときは、あらかじめ、その者に対し自己がその相手方となつて当該取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該取引を成立させるかの別を明らかにしなければならない。

(取引の成立の通知)

第二百二十条 商品先物取引業者は、その商品取引契約に係る取引が成立したときは、遅滞なく、書面をもつて、成立した取引の種類ごとの数量及び対価の額又は約定価格等並びに成立の日その他の主務省令で定める事項を委託者等に通知しなければならない。ただし、その商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を委託者等に交付しなくても公益又は委託者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 第二百七条第二項の規定は、前項の規定による書面による通知について準用する。この場合において、同条第二項中「顧客」とあるのは「委託者等」と、「提供する」とあるのは「通知する」と、「提供した」とあるのは「通知した」と、「当該書面を交付した」とあるのは「当該書面による通知をしたもの」と読み替えるものとする。

(取引証拠金等の受領に係る書面の交付)

第二百二十一条 商品先物取引業者は、その行う商品先物取引業に關して委託者等が預託すべき取引証拠金等を受領したときは、委託者等に対し、直ちに、主務省令で定めるところにより、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

2 第二百七条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項中「顧客」とあるのは、「委託者等」と読み替えるものとする。

(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の準用)

第二百二十条の三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百号）第七号から第十号までの規定は、商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結について準

用する。この場合において、同法第七条第一項中「前条」とあるのは「商品先物取引法第二百十八条第四項」と、同項及び同法第八条中「重要事項について説明をしなかつたこと又は断定的判断の提供等を行つたこと」とあるのは「商品先物取引法第二百十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したこと又は同法第二百七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたこと」と、同法第十條第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(禁止行為等の適用除外)

第二百二十条の四 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定委託者である場合には、適用しない。ただし、公益又は特定委託者の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める場合は、この限りでない。

一 第二百十三條の二、第二百十四條第五号、第七号及び第九号並びに第二百五条 商品先物取引業者が行う第二百条第一項第二号から第六号までの勧誘の相手方

二 第二百九条、第二百十四條第八号及び第二百七条から前条まで 商品先物取引業者が申込みを受け、又は締結した商品取引契約の相手方

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定当事者である場合には、適用しない。ただし、公益又は特定当事者の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める場合は、この限りでない。

一 第二百十三條の二、第二百十四條第五号、第七号及び第九号並びに第二百五条 商品先物取引業者が行う第二百条第一項第二号から第六号までの勧誘の相手方

二 第二百九条、第二百十四條第八号及び第二百七条から前条まで 商品先物取引業者が申込みを受け、又は締結した商品取引契約の相手方

(商品取引責任準備金)

第二百二十一条 商品先物取引業者は、主務省令で定めるところにより、商品デリバティブ取引の取引高に応じ、商品取引責任準備金を積み立てなければならない。

2 前項の商品取引責任準備金は、第二条第二十二項各号に掲げる行為に關して生じた事故であつて主務省令で定めるものによる損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(帳簿の作成等)

第二百二十二条 商品先物取引業者は、商品デリバティブ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

(帳簿の区分経理)

第二百二十三条 商品先物取引業者は、商品市場における取引又は外国商品市場取引について、主務省令で定めるところにより、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

(報告書の提出)

第二百二十四条 商品先物取引業者は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを主務大臣に提出しなければならない。

2 商品先物取引業者は、前項に規定する事業報告書のほか、主務省令で定めるところにより、当該商品先物取引業者の商品先物取引業又は財産の状況に關する報告書を主務大臣に提出しなければならない。

第四節 合併、分割及び事業の譲渡

(合併及び分割)

第二百二十五条 商品先物取引業者を全部又は一部の当事者とする合併の場合（商品先物取引業者である法人と商品先物取引業者でない法人が合併して商品先物取引業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（商品先物取引業者の全部又は一部を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について主務大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合

併により設立された法人又は分割により当該商品先物取引業者を承継した法人は、商品先物取引業者の地位を承継する。

- 2 前項の認可を受けようとする商品先物取引業者は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人（以下この条において「合併後の法人」という。）又は分割により商品先物取引業者の全部若しくは一部を承継する法人（以下この条において「分割承継法人」という。）について第百九十二条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、合併契約書、分割契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

- 4 主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

- 一 合併後の法人又は分割承継法人が第百九十三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。
- 二 商品先物取引業者の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

第二百二十六条及び第二百二十七条 削除

（事業譲渡）

- 第二百二十八条 商品先物取引業者が商品先物取引業者の全部又は一部を譲り渡す場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受けについて主務大臣の認可を受けたときは、譲受人は、商品先物取引業者の地位を承継する。

- 2 前項の認可を受けようとする商品先物取引業者は、事業譲渡により商品先物取引業者の全部又は一部を譲り受ける者について第百九十二条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 3 前項の申請書には、譲渡契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

- 4 主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

- 一 譲受会社が第百九十三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

- 二 商品先物取引業者の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

（処分の手続）

- 第二百二十九条 第十五条第五項から第九項までの規定は、第二百二十五条第一項及び前条第一項の認可について準用する。

（政令への委任）

- 第二百三十条 この法律に定めるもののほか、商品先物取引業者の合併、分割及び事業譲渡に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節 監督

（報告徴収及び立入検査）

- 第二百三十一条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品先物取引業者に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品先物取引業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係るのある物件を検査させることができる。

- 2 主務大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、商品先物取引業者と取引をする者に対し、当該商品先物取引業者の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

- 3 第一項の規定により立入検査をした場合において、当該職員は、検査の目的を達成するため、当該商品先物取引業者が所有し、又は預託を受けた上場商品でその営業所又は事務所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるときは、当該商品先物取引業者をして当該上場商品の保管を証する書面をその場所の管理者に提示させてその場所に立ち入り、当該商品先物取引業者を立ち会わせて当該上場商品を検査することができる。

- 4 第百五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項及び前項の規定による立入検査について準用する。

（業務改善命令等）

- 第二百三十二条 主務大臣は、商品市場における秩序の維持又は委託者等の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、商品先物取引業者に対し、財産の状況又は商品先物取引業者の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 主務大臣は、前項に規定する場合において、商品先物取引業者の財産の状況又は商品先物取引業者の運営が次の各号のいずれかに該当するときは、その必要の限度において、当該商品先物取引業者に対し、三月以内の期間を定めて商品市場における取引又は商品先物取引業者の停止を命ずることができる。

- 一 負債の合計金額の純資産額に対する比率が主務省令で定める率を超えた場合

- 二 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が主務省令で定める率を下った場合

- 三 前二号に掲げる場合のほか、財産の状況又は商品先物取引業者の運営につき是正を加えるために商品市場における取引又は商品先物取引業者の停止を命ずることが必要な場合として主務省令で定める場合

- 3 前項第一号の負債の合計金額並びに同項第二号の流動資産の合計金額及び流動負債の合計金額は、主務省令で定めるところにより計算しなければならない。

- 4 第九十九条第七項の規定は、第二項第一号の純資産額について準用する。

（勸告）

- 第二百三十三条 主務大臣は、商品先物取引業者の商品先物取引業者の健全な遂行を確保するため必要があると認めるときは、当該商品先物取引業者に対し、兼業業務又は当該商品先物取引業者が第百九十六条第二項に規定する支配関係を持つている法人の業務に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（資産の国内保有）

- 第二百三十四条 主務大臣は、商品市場における秩序の維持又は委託者等の保護のため必要かつ適当であると認める場合には、商品先物取引業者に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

（純資産額規制比率についての命令）

- 第二百三十五条 主務大臣は、商品先物取引業者が第二百三十一条第二項の規定に違反している場合において、委託者等の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、商品先物取引業者の方法の変更を命じ、財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

- 2 主務大臣は、商品先物取引業者が第二百三十一条第二項の規定に違反している場合（純資産額規制比率が、百パーセントを下回るときに限る。）において、委託者等を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、三月以内の期間を定めて商品先物取引業者の停止を命ずることができる。

- 3 主務大臣は、前項の規定により商品先物取引業者の停止を命じた場合において、その日から三月を経過した日における当該商品先物取引業者の純資産額規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該商品先物取引業者の純資産額規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、当該商品先物取引業者の第百九十条第一項の許可を取り消すことができる。

（監督上の処分）

- 第二百三十六条 主務大臣は、商品先物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該商品先物取引業者の第百九十条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて商品市場における取引若しくは商品先物取引業者の停止を命ずることができる。

- 一 第十五条第二項第一号ハ、ニ（第三百三十二条第一項及び第三百四十二条第一項の許可の取消しに係る部分並びにこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、ホ、リ又はヲのいずれかに該当することとなつたとき。

- 二 第百九十三条第一項第一号に適合しなくなつたとき。

- 三 商品先物取引業者の純資産額が第百九十三条第二項の主務省令で定める額を下回るとき。

四 不正の手段により第九十条第一項の許可を受けたとき。
五 この法律（第二百十一條第二項を除く）、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分又は第九十条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

六 正当な理由がないのに、商品先物取引業者を開始することができるとなつた日から三月以内にその業務を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したとき。

七 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。
八 主務大臣は、商品先物取引業者の役員が前項第五号に該当する行為をしたときは、当該商品先物取引業者に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（聴聞等の方法の特例の規定の準用）
第二百三十七條 第五十八條第二項の規定は第二百三十二條第一項若しくは第二項又は前三條の規定による処分について、第二百三十九條第四項の規定は第二百三十五條第三項又は前條の規定による許可の取消し又は役員の解任の命令に係る聴聞について準用する。

（取引の決済の結）
第二百三十八條 第九十七條第五項の規定は、商品先物取引業者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合における当該商品先物取引業者であつた者について準用する。
一 第二百三十五條第三項又は第二百三十六條第一項の規定により第九十条第一項の許可を取り消されたとき。

二 第九十条第二項又は第九十七條第二項（同條第一項第一号から第四号まで）（同項第二号にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品先物取引業者を行わない場合の当該合併に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により第九十条第一項の許可が効力を失つたとき。

三 前項各号に掲げる場合において、当該商品先物取引業者であつた者は、委託者等の計算による商品デリバティブ取引を終了する目的の範囲内において、商品先物取引業者とみなす。
四 第一項の規定にかかわらず、商品取引所は、商品市場における取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため、当該商品先物取引業者であつた者をして商品市場における取引の決済を終了させることが適当でないと認めるときは、定款（株式会社商品取引所にあつては、業務規程）で定めるところにより、他の会員等（当該商品市場において取引をすることができる他の会員等に限る。以下この条において同じ。）をして当該取引の決済を終了させなければならない。

五 前項の規定により商品取引所が他の会員等をして当該取引の決済を終了させるときは、当該会員等と当該取引の委託者との間には委任契約が成立しているものとみなす。
六 （非会員等商品先物取引業者に対する監督）
第二百三十九條 主務大臣は、協会に加入せず、又は商品取引所の会員等となつていない商品先物取引業者の業務について、商品市場における秩序を乱し、又は委託者等の保護に欠けることのないよう、協会又は商品取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

（商品先物取引業者の自主的努力の尊重）
第二百四十條 主務大臣は、商品先物取引業者を監督するに当たつては、業務の運営についての商品先物取引業者の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

第四章の二 商品先物取引仲介業者
第一節 総則
（登録）
第二百四十條の二 主務大臣の登録を受けた者は、第九十条第一項の規定にかかわらず、商品先物取引仲介業を行うことができる。

三 前項の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
（登録の申請）
第二百四十條の三 前條第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称
二 法人であるときは、その役員の氏名又は名称
三 商品先物取引仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
四 委託を受ける商品先物取引業者（以下この章及び次章において「所属商品先物取引業者」という。）の商号又は名称
五 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類
六 その他主務省令で定める事項

七 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 第二百四十條の五第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面
二 法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
三 その他主務省令で定める書類
（登録簿への登録）
第二百四十條の四 主務大臣は、第二百四十條の二第一項の登録の申請があつた場合においては、次條の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を商品先物取引仲介業者登録簿に登録しなければならない。

一 前條第一項各号に掲げる事項
二 登録年月日及び登録番号
三 主務大臣は、商品先物取引仲介業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。
（登録の拒否）
第二百四十條の五 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
一 登録申請者が個人であるときは、第三十一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者
二 登録申請者が法人であるときは、第十五條第二項第一号ハからホまで、リ又はヲのいずれかに該当する者
三 他に行つてゐる事業が公益に反すると認められる者
四 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者
五 登録申請者の所属商品先物取引業者のいずれかが協会に加入していない者
六 商品先物取引業者
（変更の届出）
第二百四十條の六 商品先物取引仲介業者は、第二百四十條の三第一項各号に掲げる事項その他主務省令で定める事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。

七 主務大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を商品先物取引仲介業者登録簿に登録しなければならない。
三 第一項の届出書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。
（廃業等の届出等）
第二百四十條の七 商品先物取引仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 商品先物取引仲介業を廃止したとき。その商品先物取引仲介業者
二 商品先物取引仲介業者である個人が死亡したとき。その相続人
三 商品先物取引仲介業者である法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者
四 商品先物取引仲介業者である法人について破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人

一 氏名又は商号若しくは名称
二 法人であるときは、その役員の氏名又は名称
三 商品先物取引仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
四 委託を受ける商品先物取引業者（以下この章及び次章において「所属商品先物取引業者」という。）の商号又は名称
五 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類
六 その他主務省令で定める事項

七 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 第二百四十條の五第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面
二 法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
三 その他主務省令で定める書類
（登録簿への登録）
第二百四十條の四 主務大臣は、第二百四十條の二第一項の登録の申請があつた場合においては、次條の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を商品先物取引仲介業者登録簿に登録しなければならない。

五 商品先物取引仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人

六 分割により商品先物取引仲介業の全部を承継させたとき。その商品先物取引仲介業者

七 商品先物取引仲介業者の全部を譲渡したとき。その商品先物取引仲介業者

2 商品先物取引仲介業者が前項各号のいずれかに該当することとなったとき、所属商品先物取引業者がなくなつたとき、又は第百九十条第一項の許可を受けたときは、当該商品先物取引仲介業者の第二百四十条の二第一項の登録は、その効力を失う。

(商号等の使用制限)

第二百四十条の八 商品先物取引仲介業者でない者は、その商号又は名称中に商品先物取引仲介業者であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第二節 業務

(標識の掲示等)

第二百四十条の九 商品先物取引仲介業者は、主務省令で定める標識について、営業所又は事務所ごとにその見やすい箇所に掲示するとともに、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

2 商品先物取引仲介業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。

(名義貸しの禁止)

第二百四十条の十 商品先物取引仲介業者は、自己の名義をもつて、他人に商品先物取引仲介業を行わせてはならない。

(準用)

第二百四十条の十一 第二百条から第二百八条までの規定は、商品先物取引仲介業者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(誠実かつ公正の原則)

第二百四十条の十二 商品先物取引仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

(広告等の規制)

第二百四十条の十三 商品先物取引仲介業者は、その行う商品先物取引仲介業の内容について広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称

二 商品先物取引仲介業者である旨及び当該商品先物取引仲介業者の登録番号

三 当該商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引仲介業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

2 商品先物取引仲介業者は、その行う商品先物取引仲介業に関して広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、商品デリバティブ取引を行うことによる利益の見込みその他主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(商号等の明示)

第二百四十条の十四 商品先物取引仲介業者は、第二条第二十二項各号に規定する媒介（以下この章において「商品先物取引仲介行為」という。）を行うおとするとときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 所属商品先物取引業者の商号又は名称

二 所属商品先物取引業者の代理権がない旨

三 次条の規定の趣旨

四 その他主務省令で定める事項

(金銭等の預託の禁止)

第二百四十条の十五 商品先物取引仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う商品先物取引仲介業に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該商品先物取引仲

介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。

(禁止行為)

第二百四十条の十六 商品先物取引仲介業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品先物取引仲介業に関連し、次に掲げるいずれかの行為を行うこと。

イ 第二百四十四条第一号に該当する行為

ロ 第二百四十四条第二号に該当する行為

ハ 第二百四十四条第五号から第九号までに該当する行為

ニ 商品投資顧問契約に係る業務を行う場合には顧客のために行う商品投資（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。）に関する情報を利用して当該顧客以外の顧客に対して勧誘する行為

二 商品先物取引仲介業により知り得た商品先物取引仲介業に係る顧客の商品デリバティブ取引に係る注文の動向その他特別の情報を利用して、自己の計算において商品市場における取引（商品清算取引を除く）、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引を行う行為

三 前二号に掲げるもののほか、商品先物取引仲介行為に関する行為であつて、委託者等の保護（損失補てん等の禁止等に関する商品先物取引業者に係る規定の準用）

第二百四十条の十七 第二百四十四条の三第一項、第三項及び第五項並びに第二百五条の規定は商品先物取引仲介業者について、第二百四十四条の三第二項及び第四項の規定は商品先物取引仲介業者の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「当該商品先物取引業者が」とあるのは、「当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商品先物取引仲介業者の説明義務及び損害賠償責任)

第二百四十条の十八 商品先物取引仲介業者は、商品先物取引仲介行為を行うおとする場合に、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、第二百四十七条第一項各号に掲げる事項について説明をしなければならない。ただし、第二百四十八条第三項の規定により説明をすることを要しない場合は、この限りでない。

2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び顧客の商品取引契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

3 商品先物取引仲介業者は、顧客に対し第一項の規定により説明をしなければならない場合において、第二百四十条の十六（第一号イに係る部分に限る。）の規定に違反したとき、又は第二百四十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当該顧客の当該商品取引契約につき生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の準用)

第二百四十条の十九 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七条から第十条までの規定は、商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について準用する。この場合において、同法第七条第一項中「前条」とあるのは「商品先物取引法第二百四十条の十八第三項」と、同項及び同法第八条中「重要事項について説明をしなかつたこと又は断定的判断の提供等を行ったこと」とあるのは「商品先物取引法第二百四十条の十六（第一号イに係る部分に限る。）の規定に違反したこと又は同法第二百四十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたこと」と、同法第十条第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(帳簿の作成等)

第二百四十条の二十 商品先物取引仲介業者は、主務省令で定めるところにより、商品先物取引仲介業に関する帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書の提出)

第二百四十条の二十一 商品先物取引仲介業者は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを主務大臣に提出しなければならない。

第三節 監督

(報告徴収及び立入検査)

第二百四十条の二十二 主務大臣は、この法律の施行のため必要があるときは、商品先物取引仲介業者に対し、その業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品先物取引仲介業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係のある物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、商品先物取引仲介業者と取引をする者に對し、当該商品先物取引仲介業者の業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 第百五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による立入検査について準用する。

(監督上の処分)

第二百四十条の二十三 主務大臣は、商品先物取引仲介業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該商品先物取引仲介業者の第二百四十条の二第一項の登録を取り消し、六月以内の期間を定めて商品先物取引仲介業者の全部又は一部の停止を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 第十五条第二項第一号ハ、ニ（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）ホ、リ又はフのいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第二百四十条の二第一項の登録を受けたとき。

三 この法律、この法律に基づく命令又はこの法律に基づいてする主務大臣の処分に違反したとき。

2 主務大臣は、商品先物取引仲介業者の役員が前項第三号に該当する行為をしたときは、当該商品先物取引仲介業者に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(登録の抹消)

第二百四十条の二十四 主務大臣は、第二百四十条の七第二項の規定により第二百四十条の二第一項の登録がその効力を失つたとき、又は前条第一項の規定により第二百四十条の二第一項の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(準用)

第二百四十条の二十五 第十五条第五項から第九項までの規定は第二百四十条の二第一項の登録について、第百五十八条第二項の規定は第二百四十条の二十三の規定による処分について、第百五十九条第四項の規定は第二百四十条の二十三の規定による登録の取消し又は役員の解任の命令に係る聴聞について、第二百四十条の規定は商品先物取引仲介業者について、それぞれ準用する。この場合において、第十五条第五項中「第一項各号に適合していないと認めるとき、又は第二項各号のいずれかに該当すると認めるとき」とあるのは、「第二百四十条の五各号のいずれかに該当するとき」と読み替えるものとする。

第四節 雑則

(所属商品先物取引業者の賠償責任)

第二百四十条の二十六 商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者は、その委託を行つた商品先物取引仲介業者が商品先物取引仲介業につき顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該所属商品先物取引業者がその商品先物取引仲介業者への委託につき相当の注意をし、かつ、その者の行う商品取引仲介行為につき顧客に加えた損害の発生を防止に努めたときは、この限りでない。

第五章 商品先物取引協会**第一節 総則**

(目的及び法人格)

第二百四十一条 商品先物取引協会（以下この章及び第八章において「協会」という。）は、商品デリバティブ取引等（第二条第二十二項各号に掲げる行為をいう。以下この章において同じ。）を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等の保護を図ることを目的とする。

2 協会は、法人とする。

(業務の制限)

第二百四十二条 協会は、営利の目的をもつて業務を営んではならない。

2 協会は、その目的を達成するために直接必要な業務及びその業務に附帯する業務以外の業務を営んではならない。

(住所)

第二百四十三条 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第二百四十四条 協会でない者は、その名称中に商品先物取引協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に商品先物取引協会の会員（以下この章において「協会員」という。）であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第二節 設立

(設立の認可)

第二百四十五条 商品先物取引業者は、協会を設立しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(定款記載事項)

第二百四十六条 協会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 協会員たる資格に関する事項

五 協会員の加入及び脱退に関する事項

六 協会員の経費の分担に関する事項

七 協会員に対する監査及び制裁に関する事項

八 役員の定数、任期、選任及び構成に関する事項

九 協会員の役員及び使用人並びに商品先物取引仲介業者（協会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者に限る。以下この章において同じ。）の役員及び使用人の資質の向上に関する事項

十 協会員総会に関する事項

十一 理事会その他の会議に関する事項

十二 商品デリバティブ取引等に関して協会員間又は協会員若しくは商品先物取引仲介業者と顧客との間に生じた紛争についてのあつせん及び調停その他の紛争の解決に関する事項

十三 会計及び資産に関する事項

十四 公告の方法

(認可の申請)

第二百四十七条 第二百四十五条の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 役員の氏名及び住所並びに協会員の商号

2 前項の申請書には、定款、制裁規程、紛争処理規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(認可の基準)

第二百四十八条 主務大臣は、第二百四十五条の認可の申請が次の各号のいずれにも適合している

一 定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則の規定が法令に違反せず、かつ、定款、制裁規程又は紛争処理規程に規定する業務の方法、協会員の資格その他の事項が適当であつて、商品

と認めるときは、認可をしなければならない。

一定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則の規定が法令に違反せず、かつ、定款、制裁規程又は紛争処理規程に規定する業務の方法、協会員の資格その他の事項が適当であつて、商品

デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、及び委託者等を保護するために十分であること。

二 当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

三 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がないこと。

四 認可申請者が第十五条第二項第一号からホまで、リ又はヲのいずれかに該当する者でないこと。

五 役員のうちに第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者がいないこと。

2 第十五条第五項から第九項までの規定は、第二百四十五条の認可について準用する。

(登記)

第二百四十九条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 協会は、その主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

3 第一項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(定款等の変更)

第二百五十条 協会の定款、制裁規程又は紛争処理規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

2 協会は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

3 協会は、第二百四十七条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。協会の規則(定款、制裁規程及び紛争処理規程を除く。)の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

4 第二百四十八条第一項第一号の規定は、第一項の認可について準用する。

第三節 協会員

(協会員たる資格)

第二百五十一条 協会員たる資格を有する者は、商品先物取引業者に限る。

2 協会は、その定款において、第五項に定める場合を除くほか、商品先物取引業者は何人も協会員として加入することができる旨を定めなければならない。

3 協会は、その定款において、詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会員及び商品先物取引仲介業者の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努める旨を定めなければならない。

4 協会は、その定款において、協会員に法令及び協会の定款その他の規則を遵守するための当該協会員及び当該協会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の社内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は協会の定款その他の規則に違反する行為を防止して、委託者等の信頼を確保することに努める旨を定めなければならない。

5 協会は、その定款において、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくは協会若しくは商品取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に違反する行為をして、商品市場における取引若しくは商品先物取引業の停止を命ぜられ、又は協会若しくは商品取引所から除名若しくは取引資格の取消しの処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否することができる旨を定めることができる。

(名簿の縦覧)

第二百五十二条 協会は、協会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(制裁規程)

第二百五十三条 協会は、その定款において、協会員又は当該協会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくは当該協会の定款、紛争処理規程その他の規則に違反し、又は取引の信義則に違反する行為をしたときは、制裁規程の定めるところにより、当該協会員に対し、過怠金を

課し、若しくは定款の定める協会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は当該協会員を除名する旨を定めなければならない。

第四節 機関

(役員)

第二百五十四条 協会に、役員として、会長一人、理事二人以上及び監事二人以上を置く。

(会長及び理事の権限)

第二百五十五条 会長は、協会を代表し、その事務を総理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の事務を掌理し、会長に事故があるときにはその職務を代理し、会長が欠員のときにはその職務を行う。

(監事の権限)

第二百五十六条 監事は、協会の事務を監査する。

2 監事は、いつでも会長若しくは理事に対して事務の報告を求め、又は協会の事務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、会長が協会員総会に提出しようとする書類を調査し、協会員総会にその意見を報告しなければならない。

(役員の欠格条件)

第二百五十七条 第四十九条の規定は、協会の役員について準用する。

(仮理事又は仮監事)

第二百五十八条 主務大臣は、理事又は監事の職を行う者がいない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

第五節 紛争の解決

(苦情の解決)

第二百五十九条 協会は、協会員又は商品先物取引仲介業者の顧客等から協会員又は商品先物取引仲介業者の行う業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員又は商品先物取引仲介業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該協会員又は商品先物取引仲介業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 協会員又は商品先物取引仲介業者は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について協会員又は商品先物取引仲介業者に周知させなければならない。

(あつせん・調停委員会)

第二百六十条 協会は、紛争処理規程において、商品デリバティブ取引等に関して協会員間又は協会員若しくは商品先物取引仲介業者と顧客との間に生じた紛争(次条において「商品デリバティブ取引等に係る紛争」という。)について、あつせん及び調停を行うため、先物取引について学識経験を有することその他主務省令で定める要件に該当する委員をもつて組織されるあつせん・調停委員会(次条において「委員会」という。)を置く旨を定めなければならない。

(あつせん及び調停の実施)

第二百六十一条 協会は、商品デリバティブ取引等に係る紛争について当事者である協会員、商品先物取引仲介業者又は顧客からあつせん又は調停の申出があつたときは、遅滞なく、紛争処理規程で定めるところにより、委員会によるあつせん又は調停を行うものとする。

2 協会は、その紛争処理規程において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

一 あつせん及び調停の申出手続

二 あつせん及び調停の方法

三 前二号に掲げる事項のほか、あつせん及び調停に関し必要な事項

3 協会は、あつせん及び調停の円滑な実施を図るため必要があるときは、商品取引所に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

第六節 解散

第二百六十二条 協会は、次の事由によつて解散する。

- 一 定款で定めた解散事由の発生
- 二 協会員総会の決議
- 三 破産手続開始の決定
- 四 設立の認可の取消し

2 協会は、前項第一号から第三号までの規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 前二項に定めるもののほか、協会の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

第七節 監督

(報告徴収及び立入検査)

第二百六十三条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、協会若しくはその協会員に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、協会若しくはその協会の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る物件を検査させることができる。

2 第二百五十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(業務改善命令)

第二百六十四条 主務大臣は、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、又は委託者等を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、協会に対し、当該協会の定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(協会に対する監督上の処分)

第二百六十五条 主務大臣は、協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくは定款その他の規則（以下この条において「この法律等」という。）に違反した場合又は協会員若しくは商品先物取引仲介業者がこの法律等に違反する行為をしたにもかかわらず、当該協会員若しくは商品先物取引仲介業者に対しこの法律等を遵守させるために当該協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは当該定款により認められた権能の行使その他必要な措置をすることを怠つた場合において、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、又は委託者等を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その設立の認可を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の一部の禁止を命じ、又はその役員の解任を命ずることができる。

2 主務大臣は、第二百四十五条若しくは第二百五十条第一項の認可の申請書又はこれらの書面の添付書類の記載事項のうち、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、当該認可を取り消すことができる。

3 主務大臣は、不正の手段により協会の役員になった者のあつたことを発見したとき、又は協会の役員がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分に違反したときは、当該協会に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(聴聞等の方法の特例の規定の準用)

第二百六十六条 第二百五十八条第二項の規定は前二条の規定による処分について、第二百五十九条第四項の規定は前条の規定による認可の取消し又は役員の解任の命令に係る聴聞について準用する。

第八節 雑則

(協会の役員及び職員等の秘密保持義務)

第二百六十七条 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(事業概況報告書等の提出)

第二百六十八条 協会は、毎事業年度の開始の日から三月以内に、次に掲げる書類を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 前事業年度の事業概況報告書及び当該事業年度の事業計画書
- 二 前事業年度末における財産目録
- 三 前事業年度の収支決算書及び当該事業年度の収支予算書

第六章 委託者保護基金

第一節 総則

(一般委託者)

第二百六十九条 この章において「一般委託者」とは、商品先物取引業者（国内の営業所又は事務所において第二条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行う商品先物取引業者に限る。以下この章において同じ。）の国内の営業所又は事務所の顧客であつて当該商品先物取引業者に対し商品市場における取引等（商品清算取引を除く。次項において同じ。）を委託した者（商品先物取引業者、金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家、商品投資顧問業者その他の政令で定める者を除く。）をいう。

2 商品先物取引業者がその一般委託者の計算において他の商品先物取引業者に対し商品市場における取引等（第二条第二十一項第一号又は第三号に掲げるものに限る。）を委託した場合には、前項の規定にかかわらず、当該商品先物取引業者を当該他の商品先物取引業者の一般委託者とみなして、この章の規定を適用する。

(目的)

第二百七十条 委託者保護基金は、第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払その他の業務を行うことにより委託者の保護を図り、もつて商品市場に対する信頼性を維持することを目的とする。

(法人格及び住所)

第二百七十一条 委託者保護基金は、法人とする。

2 委託者保護基金の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第二百七十二条 委託者保護基金は、その名称中に「委託者保護基金」という文字を用いなければならない。

2 委託者保護基金でない者は、その名称中に「委託者保護基金」という文字を用いてはならない。

(登記)

第二百七十三条 委託者保護基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(不法行為能力等)

第二百七十四条 委託者保護基金は、理事長又は理事がその職務を行うについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

第二節 会員

(会員の資格)

第二百七十五条 委託者保護基金の会員たる資格を有する者は、商品先物取引業者に限る。

2 委託者保護基金は、商品先物取引業者が当該委託者保護基金に加入しようとするときは、正当な事由により加入を制限する場合を除き、その加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付してはならない。

(加入義務等)

第二百七十六条 商品先物取引業者は、いずれか一の委託者保護基金にその会員として加入しなければならない。

2 第九十條第一項の許可を受けて商品先物取引業を行おうとする者（国内の営業所又は事務所において第二十二條第一号又は第二十二條に掲げる行為を業として行おうとする者に限る。）又は第九十五條第一項第一号の届出（第九十二條第一項第五号に係るものに限る。）をして国内の営業所若しくは事務所において第二十二條第一号若しくは第二十二條に掲げる行為を業として行おうとする者（委託者保護基金の会員でない者に限る。）は、その許可の申請又は届出に先立って、いずれか一の委託者保護基金に加入する手続をとらなければならない。

3 前項の規定により委託者保護基金に加入する手続をとつた者は、同項の許可を受けた時又は同項の届出が受理された時に、当該委託者保護基金の会員となる。

4 商品先物取引業者は、委託者保護基金に加入した場合又は所屬する委託者保護基金を変更した場合には、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（脱退等）

第二百七十七條 委託者保護基金の会員である商品先物取引業者は、次に掲げる事由により、当然、その所屬する委託者保護基金を脱退する。

一 第二百三十五條第三項又は第二百三十六條第一項の規定による第九十條第一項の許可の取消し

二 第九十條第二項又は第九十七條第二項の規定による第九十條第一項の許可の失効

2 商品先物取引業者は、次に掲げる場合を除き、その所屬する委託者保護基金を脱退することができない。

一 前項各号に掲げる事由による場合

二 第九十五條第一項第二号の届出をする場合

三 主務大臣の承認を受けて他の委託者保護基金の会員となる場合

3 前項第一号又は第二号の場合において委託者保護基金を脱退した者は、第三百二條から第三百十一條までの規定の適用については、なお当該委託者保護基金の会員である商品先物取引業者とみなす。

4 商品先物取引業者は、その所屬する委託者保護基金を脱退した場合（第一項の規定により脱退した場合を除く。）においても、当該商品先物取引業者が当該委託者保護基金を脱退するまでに第三百三條第一項各号又は第三項各号のいずれかに該当することとなつた商品先物取引業者のために当該委託者保護基金が行う業務（第三百六條第一項及び第三百八條第一項の業務に限る。）に要する費用のうち、脱退した商品先物取引業者の負担すべき費用の額として業務規程で定めるところにより当該委託者保護基金が算定した額を負担金として納付する義務を負う。

5 主務大臣は、第二項第三号の承認の申請があつたときは、次に掲げる要件を満たしている場合でなければ、その承認をしてはならない。

一 当該商品先物取引業者が、その承認の申請の時に、その脱退しようとする委託者保護基金に対し会員として負担する債務を完済しており、かつ、前項に規定する義務を履行することが確実と見込まれること。

二 当該商品先物取引業者が、他の委託者保護基金に会員として加入する手続をとつていること。

第三節 設立
（設立要件）

第二百七十八條 委託者保護基金を設立するには、その会員になろうとする二十以上の商品先物取引業者が発起人とならなければならない。

2 発起人は、定款及び業務規程を作成した後、会員になろうとする者を募り、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

3 定款及び業務規程の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。

4 創立総会では、定款及び業務規程を修正することができる。

5 第三項の規定による創立総会の議事は、その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た商品先物取引業者（以下この条において「加入予定者」という。）及び発起人の半数以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。

6 委託者保護基金の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項（予算及び資金計画を含む。）の決定は、第二百九十二條第二項の規定にかかわらず、創立総会の決議によることができる。

7 第二百九十五條本文の規定は、前項の規定による創立総会の議事について準用する。この場合において、同条本文中「総会員」とあるのは、「その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た商品先物取引業者及び発起人」と読み替えるものとする。

8 各加入予定者の創立総会の議決権は、平等とする。

9 創立総会に出席しない加入予定者は、書面で、又は代理人によつて議決権を行うことができる。

10 前項の加入予定者は、定款で定めるところにより、同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

11 前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

12 第八項、第九項及び前項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

13 委託者保護基金と特定の加入予定者との関係について創立総会の議決をする場合には、その加入予定者は、議決権を有しない。

（認可の申請）

第二百七十九條 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認可申請書を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

一 名称

二 純資産額

三 事務所の所在地

四 役員の氏名及び住所並びに会員の商号

2 前項の認可申請書には、定款、業務規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第九十九條第七項の規定は、第一項第二号の純資産額について準用する。

（認可の基準）

第二百八十條 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び業務規程の内容が法令に適合していること。

二 認可申請書、定款及び業務規程に虚偽の記載がないこと。

三 役員のうちに第十五條第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者がいないこと。

四 純資産額が三十億円以上であること。

五 業務の運営が適正に行われることが確実であると認められること。

六 当該申請に係る委託者保護基金の組織がこの法律の規定に適合するものであること。

2 第十五條第五項から第九項までの規定は、前条第一項の認可について準用する。

（理事長への事務引継）

第二百八十一條 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

（登記）

第二百八十二條 委託者保護基金は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

2 委託者保護基金は、前項の設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第四節 管理

(定款記載事項)

第二百八十三条 委託者保護基金の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 会員に関する次に掲げる事項
 - イ 会員たる資格
 - ロ 会員の加入及び脱退
- 五 総会に対する監査及び制裁
- 六 役員に関する事項
- 七 運営審議会に関する事項
- 八 財務及び会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 解散に関する事項
- 十一 公告の方法
- 十二 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 十三 委託者保護基金は、第二百七十九条第一項第四号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(役員)

第二百八十四条 委託者保護基金に、役員として、理事長一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

(役員の権限)

第二百八十五条 理事長は、委託者保護基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、委託者保護基金を代表し、理事長を補佐して委託者保護基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。

3 委託者保護基金の業務の執行は、この法律又は定款に別段の定めがないときは、理事長及び理事の過半数で決する。

4 監事は、委託者保護基金の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

6 役員が第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当することとなつたときは、その職を失う。

(役員の選任、任期及び解任)

第二百八十六条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立総会において選任する。

2 前項の規定による委託者保護基金の役員の選任（設立当時の役員の選任を除く。）及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

5 主務大臣は、不正の手段により役員となつた者のあることが判明したとき、又は役員が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款に違反したときは、委託者保護基金に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(監事の兼職禁止)

第二百八十七条 監事は、理事長、理事、運営審議会の委員又は委託者保護基金の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第二百八十八条 委託者保護基金と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が委託者保護基金を代表する。

(仮理事又は仮監事)

第二百八十九条 主務大臣は、理事又は監事の職務を行う者のない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

(総会)

第二百九十条 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 総会員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第二百九十一条 総会（前条第一項の通常総会及び同条第二項の臨時総会をいう。以下この章において同じ。）の招集の通知は、会日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

(総会の決議事項)

第二百九十二条 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- 一 定款の変更
 - 二 予算及び資金計画の決定又は変更
 - 三 業務規程の変更
 - 四 決算
 - 五 解散
 - 六 前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項
- 3 総会は、監事に対し委託者保護基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(会員の議決権)

第二百九十三条 各会員の議決権は、平等とする。

2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決権を行うことができる。

3 前項の会員は、定款で定めるところにより、同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

4 前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(議決権のない場合)

第二百九十四条 委託者保護基金と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

(総会の議事)

第二百九十五条 総会の議事は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。ただし、第二百九十二条第二項第一号、第三号及び第五号の議事は、出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(運営審議会)

第二百九十六条 委託者保護基金の業務の適正な運営を図るため、委託者保護基金に運営審議会を置く。

2 次に掲げる場合には、理事長は、あらかじめ、運営審議会の意見を聴かなければならない。

一 第三百四条の規定により行う認定を行う場合

二 第三百五条第一項の規定により定めるべき事項を定める場合

三 第三百八条第四項の規定による貸付けを行うかどうかの決定を行う場合

四 その他委託者保護基金の業務の運営に関する重要事項を決定する場合

3 運営審議会は、委員八人以内で組織する。

4 委員は、委託者保護基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命)

第二百九十七条 委託者保護基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員等の秘密保持義務)

第二百九十八条 委託者保護基金の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 委託者保護基金の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を、委託者保護基金の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(役員及び職員等の地位)

第二百九十九条 委託者保護基金の役員及び職員並びに運営審議会の委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五節 業務

(業務の範囲)

第三百条 委託者保護基金は、第二百七十条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払

二 第三百八条第一項の規定による資金の貸付け

三 第三百九条の規定による保全対象財産の預託の受入れ及び管理

四 第三百十条に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務

五 第三百十一条第一項に規定する裁判上又は裁判外の行為

六 負担金（第二百七十七条第四項及び第三百十四条第一項に規定する負担金をいう。次条第一項第二号において同じ。）の徴収及び管理

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(業務規程)

第三百一条 委託者保護基金の業務規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 業務及びその執行に関する事項

二 負担金に関する事項（その算定方法及び納付に関する事項を含む。）

三 その他主務省令で定める事項

2 委託者保護基金は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(報告又は資料の提出)

第三百二条 委託者保護基金は、その業務を行うため必要があるときは、その会員である商品先物取引業者に対し、当該商品先物取引業者の業務又は財産の状況に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定によりその業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求められた商品先物取引業者は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

3 主務大臣は、委託者保護基金から要請があつた場合において、委託者保護基金が業務を行うため特に必要があると認めるときは、委託者保護基金に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

(委託者保護基金への通知)

第三百三条 委託者保護基金の会員である商品先物取引業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに、その旨をその所属する委託者保護基金に通知しなければならない。

一 第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定により第九十条第一項の許可を取り消されたとき。

二 第九十条第二項の規定により同条第一項の許可が効力を失つたとき。

三 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき。

四 商品先物取引業の廃止をしたとき（国内に設けられたすべての営業所又は事務所において第二条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行うことを廃止したときを含む。）

若しくは解散をしたとき、又は第九十七条第三項の規定による商品先物取引業の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

五 第二百三十六条第一項の規定による商品先物取引業の停止の命令（同項第七号に該当する場合に限る。）を受けたとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、委託者の保護に欠けるおそれがあるものとして政令で定めるとき。

2 委託者保護基金は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3 主務大臣は、委託者保護基金の会員である商品先物取引業者について次に掲げる事由が生じたときは、直ちに、その旨を当該商品先物取引業者が所属する委託者保護基金に通知しなければならない。

一 第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定により第九十条第一項の許可を取り消したとき。

二 第二百三十六条第一項の規定により商品先物取引業の停止を命じたとき（同項第七号に該当する場合に限る。）

三 第九十条第二項の規定により同条第一項の許可が効力を失つたとき。

四 その他前三号に準ずる場合であつて、主務大臣が必要と認めるとき。

(一般委託者債務の弁済困難の認定)

第三百四条 委託者保護基金は、前条第一項又は第三項の規定による通知を受けた場合（同条第一項の通知がない場合であつて、当該委託者保護基金の会員が同項各号のいずれかに該当することを知つたときを含む。）には、委託者の保護に欠けるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、当該通知に係る商品先物取引業者（同条第一項の通知がない場合に当該委託者保護基金が同項各号のいずれかに該当することを知つた商品先物取引業者を含む。以下「通知商品先物取引業者」という。）につき、その一般委託者に対する委託者資産の返還に係る債務（以下この章において「一般委託者債務」という。）の円滑な弁済が困難であるかどうかの認定を遅滞なく行わなければならない。

(認定の公告)

第三百五条 委託者保護基金は、通知商品先物取引業者につき、前条の規定により一般委託者債務の円滑な弁済が困難であるとの認定を行った場合には、速やかに、次条第一項の請求の届出期間、届出場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

2 委託者保護基金は、前項の規定により公告した後に、同項の認定に係る商品先物取引業者（以下「認定商品先物取引業者」という。）について破産法（平成十六年法律第七十五号）第九十七条第一項（同法第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告、第五項の規定による通知その他の政令で定める事由が生じたときは、前項の規定により公告した届出期間を変更することができる。

3 委託者保護基金は、前項の規定により届出期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならない。

4 委託者保護基金は、第一項に規定する事項を定めた場合又は第二項の規定により届出期間を変更した場合に、直ちに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

5 認定商品先物取引業者の破産手続において、破産法第九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二百四十二条の規定による通知をしたとき、又は同法第二百八条第一項の規定による許可を受けたときは、破産管財人は、その旨を委託者保護基金に通知しなければならない。

（補償対象債権の支払）

第三百六条 委託者保護基金は、認定商品先物取引業者の一般委託者の請求に基づいて、前条第一項の規定により公告した日において現に当該一般委託者が当該認定商品先物取引業者に対して有する債権（当該一般委託者の委託者資産に係るものに限る。）であつて委託者保護基金が政令で定めるところにより当該認定商品先物取引業者による円滑な弁済が困難であると認めるもの（以下「補償対象債権」という。）につき、主務省令で定めるところにより算出した金額の支払を行うものとする。

2 委託者保護基金は、前項の規定にかかわらず、認定商品先物取引業者の役員その他の政令で定める者に対しては、同項の支払を行わないものとする。

3 第一項の請求は、前条第一項又は第三項の規定により公告した届出期間内で行なければ、することができない。ただし、その届出期間内に請求しなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事情があると委託者保護基金が認めるときは、この限りでない。

（支払金額等）

第三百七条 前条第一項の請求をした認定商品先物取引業者の一般委託者が当該認定商品先物取引業者に対して債務を負っている場合において委託者保護基金が同項の規定により支払をすべき金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額からその債務の額を控除した金額に相当する金額とする。

2 商品先物取引業者が第二百六十九条第二項の規定により一般委託者とみなされる場合における前条第一項及び前項の規定の適用については、当該商品先物取引業者が一般委託者とみなされる起因となつて一般委託者として一般委託者としての地位を有するものとする。

3 前条第一項及び第一項の規定により支払をすべき金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額を当該支払をすべき金額とする。

4 委託者保護基金は、前条第一項の支払をしたときは、その支払をした金額に応じ、政令で定めるところにより、当該支払に係る補償対象債権を取得する。

（返還資金融資）

第三百八条 委託者保護基金は、通知商品先物取引業者（認定商品先物取引業者を除く。）の申込みに基づき、その必要と認められる金額の範囲内において、当該通知商品先物取引業者に対し、一般委託者債務の迅速な弁済に必要な資金の貸付け（以下「返還資金融資」という。）を行うことができる。

2 返還資金融資の申込みを行う通知商品先物取引業者は、当該申込みを行う時までに、当該返還資金融資に關し、次に掲げる要件のすべてに該当することについて、主務大臣の認定（以下この条において「適格性の認定」という。）を受けなければならない。

一 返還資金融資が行われることが一般委託者債務の迅速な弁済に必要であると認められること。

二 返還資金融資による貸付金が一般委託者債務の迅速な弁済のために使用されることが確実にあると認められること。

3 主務大臣は、適格性の認定を行つたときは、その旨を当該適格性の認定を受けた商品先物取引業者が所属する委託者保護基金に通知しなければならない。

4 委託者保護基金は、通知商品先物取引業者から返還資金融資の申込みがあつたときは、当該申込みに係る返還資金融資を行うかどうかの決定をしなければならない。

5 委託者保護基金は、前項の決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を主務大臣に報告しなければならない。

（保全対象財産の預託の受入れ及び管理）

第三百九条 委託者保護基金は、主務省令で定めるところにより、会員である商品先物取引業者から保全対象財産の全部又は一部の預託を受け、これを管理することができる。

（迅速な弁済に資するための業務）

第三百十条 委託者保護基金は、会員である商品先物取引業者の委託を受けて、一般委託者債務の迅速な弁済に資するため、当該商品先物取引業者の信託管理人としての業務その他の主務省令で定める業務を行うことができる。

（一般委託者の債権の保全）

第三百十一条 委託者保護基金は、通知商品先物取引業者の一般委託者の委託を受けて、当該一般委託者のため、当該一般委託者が当該通知商品先物取引業者に対して有する債権（当該一般委託者の委託者資産に係るものに限る。）の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を行うことができる。

2 委託者保護基金は、一般委託者のために、公平かつ誠実に前項の行為をしなければならない。

3 委託者保護基金は、一般委託者に対し、善良な管理者の注意をもつて第一項の行為をしなければならない。

第三百十二条 削除

第六節 負担金

（委託者保護資金）

第三百十三条 委託者保護基金は、第三百条第一号及び第二号に掲げる業務に要する費用に充てるための資金（以下「委託者保護資金」という。）を設けるものとする。

2 委託者保護資金は、第三百条第一号及び第二号に掲げる業務に要する費用に充てる場合でなければ、これを使用してはならない。

（負担金）

第三百十四条 商品先物取引業者は、委託者保護資金に充てるため、業務規程で定めるところにより、その所属する委託者保護基金に対し、負担金を納付しなければならない。

2 委託者保護基金は、前項の規定にかかわらず、業務規程で定めるところにより、通知商品先物取引業者の負担金を免除することができる。

（負担金の額の算定方法等）

第三百十五条 前条第一項の負担金の額は、業務規程で定める算定方法により算定される額とする。

2 前項の負担金の算定方法は、次に掲げる基準に適合するように定めなければならない。

一 第三百六条第一項の支払及び第三百八条第一項の返還資金融資に要する費用の予想額に照らし、長期的に委託者保護基金の財政が均衡するものであること。

二 特定の商品先物取引業者に対し差別的取扱いをしないものであること。

3 商品先物取引業者は、負担金を業務規程で定める納期限までに納付しない場合には、その所属する委託者保護基金に対し、延滞金を納付しなければならない。

4 延滞金の額は、未納の負担金の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

第七節 財務及び会計

（事業年度及び区分経理）

第三百十六条 委託者保護基金の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、委託者保護基金の成立の日を含む事業年度は、その成立の日からその後最初の三月三十一日までとする。

2 委託者保護基金は、その会計を主務省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない。

(予算及び資金計画の提出)

第三百十七條 委託者保護基金は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に（委託者保護基金の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく）、主務大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(財務諸表等の提出)

第三百十八條 委託者保護基金は、事業年度（委託者保護基金の成立の日を含む事業年度を除く。）の開始の日から三月以内に、主務省令で定めるところにより、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下この条において「財務諸表等」という。）を作成し、これを主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 委託者保護基金は、前項の規定により財務諸表等を主務大臣に提出するときは、これに財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 委託者保護基金は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けた財務諸表等を当該委託者保護基金の事務所に備えて置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(準備金)

第三百十九條 委託者保護基金は、毎事業年度の剰余金の全部を、準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、前事業年度から繰り越した欠損のてん補に充て、又は委託者保護資金に繰り入れることができる。

3 第一項の準備金は、前項の場合を除き、取り崩してはならない。

(資金運用の制限)

第三百二十條 委託者保護基金は、次に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金及び委託者保護資金を運用してはならない。

一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

二 主務大臣の指定する金融機関への預金

三 その他主務省令で定める方法

(主務省令への委任)

第三百二十一條 この法律で規定するもののほか、委託者保護基金の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第八節 監督

(報告徴収及び立入検査)

第三百二十二條 主務大臣は、この法律の施行のため必要があるときは、委託者保護基金若しくはその会員に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、委託者保護基金若しくはその会員の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る物件を検査させることができる。

2 第百五十七條第四項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(業務改善命令)

第三百二十三條 主務大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適當であると認めるときは、委託者保護基金に対し、定款又は業務規程の変更その他その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(認可の取消し)

第三百二十四條 主務大臣は、委託者保護基金が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該委託者保護基金の定款若しくは業務規程に違反した場合又は業務若しくは財産の状況によりその業務の継続が困難であると認める場合において、公益又は委託者の保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その設立の認可を取り消すことができる。

2 第百五十八條第二項の規定は前条及び前項の規定による処分について、第百五十九條第四項の規定は前項の規定による認可の取消しに係る聴聞について準用する。

第九節 解散

第三百二十五條 委託者保護基金は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 設立の認可の取消し

2 前項第一号に掲げる理由による解散は、主務大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

(清算人の選任)

第三百二十六條 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第二号の規定による解散の場合には主務大臣が選任する。

(残余財産の処理)

第三百二十七條 清算人は、委託者保護基金の債務を弁済してなお残余財産があるときは、主務省令で定めるところにより、当該残余財産をその会員がそれぞれ加入することとなる他の委託者保護基金に帰属させなければならない。

2 前項に定めるもののほか、委託者保護基金の解散に関する所要の措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

第七章 雑則

(裁判所の禁止命令)

第三百二十八條 裁判所は、緊急の必要があり、且つ、公益を保護するため必要且つ適當であると認めるときは、主務大臣の申立により、この法律に違反する行為をし、又はしようとする者に対し、その行為の禁止を命ずることができる。

2 前項の禁止命令は、回復しがたい事態が生じた場合にのみ発せられ、その必要がなくなつた場合には、すみやかに撤回されるものとする。

3 裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することができる。

4 第一項及び前項に規定する事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。

5 第一項及び第三項に規定する裁判は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）によつて行う。

(相場による賭博行為の禁止)

第三百二十九條 何人も、商品先物取引業者、第百四十九條第一項の届出をした者を相手方として行う場合を除き、商品市場における取引によらないで、商品市場における相場を利用して、差金を授受することを目的とする行為をしてはならない。

第三百三十條 削除

(商品市場類似施設の開設の禁止の適用除外)

第三百三十一條 第六條の規定は、次に掲げる施設については、適用しない。

一 商品（第百五十二條の規定による公示に係る上場商品に該当しないものに限る。以下この条において同じ。）又は商品指数（同条の規定による公示に係る上場商品指数に該当するか又は類似するものの以外のものに限る。以下この条において同じ。）について次に掲げる取引のみをするための施設として政令で定める要件に該当するもの

イ 商品について当該商品の売買等を業として行つている者が自己の営業のためにその計算において行う先物取引に類似する取引

ロ 商品指数について当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行つている者が自己の営業のためにその計算において行う先物取引に類似する取引

二 次条第一項の許可を受けた者（第百三十四條から第百四十一條までにおいて「第一種特定施設開設者」という。）が開設する同項に規定する施設

三 第百四十二條第一項の許可を受けた者（第百四十四條及び第百四十五條において「第二種特定施設開設者」という。）が開設する同項に規定する施設

(第一種特定商品市場類似施設の開設の許可)

第三百三十二條 商品（第百五十二條の規定による公示に係る上場商品に該当しないものに限る。以下この項において同じ。）又は商品指数（同条の規定による公示に係る上場商品指数に該当するか又は類似するものの以外のものに限る。以下この項において同じ。）について次に掲げる

取引をするための施設（第一号及び第二号に掲げる取引のみをするためのものを除く。）として政令で定める要件に該当するもの（以下「第一種特定商品市場類似施設」という。）を開設しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

一 商品について当該商品の売買等を業として行っている者が自己の営業のためにその計算において、当該施設を介した当事者間の交渉に基づき価格その他の取引条件を決定する方法その他主務省令で定める方法により行う先物取引に類似する取引

二 商品指数について当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者が自己の営業のためにその計算において、前号に規定する方法により行う先物取引に類似する取引

三 商品又は商品指数について銀行その他の政令で定める者が自己の営業のためにその計算において、第一号に規定する方法により行う先物取引に類似する取引

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所

二 法人にあつては、その役員の氏名又は名称及び住所

三 取引の対象となる商品又は商品指数

四 取引方法

五 取引の対象となる商品又は商品指数ごとの第一種特定商品市場類似施設における取引に参加する者（以下この項及び次条において「第一種特定施設取引参加者」という。）の氏名又は商号若しくは名称

六 第一種特定施設取引参加者が商品（申請に係る商品及び申請に係る商品指数の対象となる商品に限る。）の売買等を業として行っている場合の当該商品

七 第一種特定商品市場類似施設の開設の予定年月日

八 その他主務省令で定める事項

3 前項の申請書には、事業計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（許可の基準）

第三百三十三条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる取引のみをするための施設であること。

二 申請に係る商品が第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当しないものであること又は申請に係る商品指数が同条の規定による上場商品指数に該当するか若しくは類似するものの以外のものであること。

三 申請に係る取引方法が前条第一項第一号に規定する取引の方法に適合していること。

四 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数ごとに、当該商品の売買等を業として行っている者又は当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者が第一種特定施設取引参加者の過半数を占めること。

五 その他業務の内容及び方法が公益又は取引の公正の確保のため必要かつ適当なものであること。

2 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をしてはならない。

一 許可申請者が第三十一条第一項各号のいずれかに該当する者であるとき。

二 申請書又はこれに添付すべき書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3 第十五条第五項から第九項までの規定は、前条第一項の許可について準用する。

（承継）

第三百三十四条 第一種特定施設開設者がその事業の全部を譲り渡し、又は第一種特定施設開設者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ）、合併

後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その第一種特定施設開設者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は当該相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第三十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により第一種特定施設開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（変更の許可等）

第三百三十五条 第一種特定施設開設者は、第三百三十二条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 第一種特定施設開設者は、前項の許可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

3 第一種特定施設開設者は、第三百三十二条第二項第一号、第二号、第五号、第六号又は第八号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第七号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 第三百三十三条の規定は、第一項の許可について準用する。

（帳簿の作成等）

第三百三十六条 第一種特定施設開設者は、第一種特定商品市場類似施設における取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

2 第一種特定施設開設者は、毎月、主務省令で定めるところにより、その業務に関し主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

（施設の廃止の届出等）

第三百三十七条 第一種特定施設開設者は、第一種特定商品市場類似施設を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 第一種特定施設開設者が第一種特定商品市場類似施設を廃止したときは、その許可は効力を失う。

（報告及び立入検査）

第三百三十八条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があるときは、第一種特定施設開設者に対し、その業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、第一種特定施設開設者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2 第二百五十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（業務改善命令）

第三百三十九条 主務大臣は、第一種特定施設開設者の業務の運営に関し、取引の対象となつてい商品の商品の売買等を業として行っている者又は取引の対象となつてい商品の商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者の利益を害するおそれがあると認めるときその他公益又は取引の公正の確保のため必要かつ適当であると認めるときは、当該第一種特定施設開設者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第二百五十八条第二項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（許可の取消し等）

第三百四十条 主務大臣は、第一種特定施設開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 第十五条第二項第一号ロからヌまで（同号ニについては、第九十條第一項及び第三百四十二條第一項の許可の取消しに係る部分並びにこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分

に限る。）又は第三十一条第一項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。

三 正当な理由がないのに、許可を受けてから三月以内に第一種特定商品市場類似施設を開設せず、又は引き続き三月以上当該施設における取引を停止したとき。

四 不正の手段により第三百三十二条第一項又は第三百三十五条第一項の許可を受けたとき。

五 第一種特定施設開設者が開設する第一種特定商品市場類似施設が第三百三十三条第一項各号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

2 第五百五十八条第二項の規定は前項の規定による処分について、第五百五十九条第四項の規定は前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について準用する。

（名簿）

第三百四十一条 主務大臣は、第一種特定施設開設者に関する第三百三十二条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した第一種特定施設開設者名簿を備えなければならない。

2 主務大臣は、第一種特定施設開設者名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（第二種特定商品市場類似施設の開設の許可）

第三百四十二条 商品（第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当するものであつて、主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）又は商品指数（同条の規定による公示に係る上場商品指数に該当するか又は類似するものであつて、主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）について次に掲げる取引をするための施設として政令で定める要件に該当するもの（以下「第二種特定商品市場類似施設」という。）を開設しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

一 商品について当該商品の売買等を業として行つてゐる者が自己の営業のためにその計算において、当該施設を介した当事者間の交渉に基づき価格その他の取引条件を決定する方法その他主務省令で定める方法により行う先物取引に類似する取引

二 商品指数について当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行つてゐる者が自己の営業のためにその計算において、前号に規定する方法により行う先物取引に類似する取引

三 商品又は商品指数について銀行その他の政令で定める者が自己の営業のためにその計算において、第一号に規定する方法により行う先物取引に類似する取引

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所

二 法人にあつては、その役員の氏名又は名称及び住所

三 取引の対象となる商品又は商品指数

四 取引方法

五 取引の対象となる商品又は商品指数ごとの第二種特定商品市場類似施設における取引に参加する者（以下この項及び次条において「第二種特定施設取引参加者」という。）の氏名又は商号若しくは名称

六 第二種特定施設取引参加者が商品（申請に係る商品及び申請に係る商品指数の対象となる商品に限る。）の売買等を業として行つてゐる場合の当該商品

七 第二種特定商品市場類似施設の開設の予定年月日

八 その他主務省令で定める事項

3 前項の申請書には、事業計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（許可の基準）

第三百四十三条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる取引のみをするための施設であること。

二 申請に係る取引方法が前条第一項第一号に規定する取引の方法に適合していること。

三 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数若しくは当該商品指数に類似する商品指数を上場している商品取引所の健全な運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数ごとに、当該商品の売買等を業として行つてゐる者又は当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行つてゐる者が第二種特定施設取引参加者の過半数を占めること。

五 その他業務の内容及び方法が公益又は取引の公正の確保のため必要かつ適当なものであること。

2 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をしてはならない。

一 許可申請者が第三十一条第一項各号のいずれかに該当する者であるとき。

二 申請書又はこれに添付すべき書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3 第十五条第五項から第九項までの規定は、前条第一項の許可について準用する。

（業務改善命令）

第三百四十四条 主務大臣は、第二種特定施設開設者の業務の運営に関し、取引の対象となつてゐる商品又は取引の対象となつてゐる商品指数若しくは当該商品指数に類似する商品指数を上場している商品取引所の健全な運営に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、取引の対象となつてゐる商品の売買等を業として行つてゐる者又は取引の対象となつてゐる商品指数の対象となる商品の売買等を業として行つてゐる者の利益を害するおそれがあると認めるときその他公益又は取引の公正の確保のため必要かつ適当であると認めるときは、当該第二種特定施設開設者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第五百五十八条第二項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（準用）

第三百四十五条 第三百三十四条から第三百三十八条まで、第三百四十条及び第三百四十一条の規定は、第二種特定施設開設者について準用する。この場合において、第三百三十五条第一項中「第三百三十一条第二項第三号又は第四号」とあるのは「第三百四十二条第二項第三号又は第四号」と、同条第三項中「第三百三十二条第二項第一号、第二号、第五号、第六号又は第八号」とあるのは「第三百四十二条第二項第一号、第二号、第五号、第六号又は第八号」と、同条第四項中「第三百三十三条」とあるのは「第三百四十三条」と、第三百三十六条第一項及び第三百三十七条中「第一種特定商品市場類似施設」とあるのは「第二種特定商品市場類似施設」と、第三百四十条第一項第二号中「第三百四十二条第一項」とあるのは「第三百三十二条第一項」と、同条第三号中「第一種特定商品市場類似施設」とあるのは「第二種特定商品市場類似施設」と、同条第四号中「第三百三十二条第一項又は第三百三十五条第一項」とあるのは「第三百四十二条第一項又は第三百四十五条において準用する第三百三十五条第一項」と、同条第五号中「第一種特定商品市場類似施設」とあるのは「第二種特定商品市場類似施設」と、「第三百三十三条第一項各号」とあるのは「第三百四十三条第一項各号」と、第三百四十一条第一項中「第三百三十二条第二項第一号、第三号及び第四号」とあるのは「第三百四十二条第二項第一号、第三号及び第四号」と、「第一種特定施設開設者名簿」とあるのは「第二種特定施設開設者名簿」と、同条第二項中「第一種特定施設開設者名簿」とあるのは「第二種特定施設開設者名簿」と読み替へるものとする。

（商品市場の開設等に係る経過措置）

第三百四十六条 商品又は商品指数が上場商品又は上場商品指数となり、かつ、その旨が第三百五十二条の規定により公示された場合において、当該公示の際現に当該商品又は当該商品指数に係る第三百三十一条第一号又は第二号に掲げる施設が開設されており、かつ、当該施設において決済を結了していない先物取引に類似する取引が存するときは、当該取引の決済のためにする先物取引に類似する取引及びその取引がなされる施設の開設については、第六条の規定は適用しない。

2 商品又は商品指数が上場商品（第三百四十二条第一項に規定する商品に限る。）又は上場商品指数（同項に規定する商品指数に限る。）となり、かつ、その旨が第三百五十二条の規定により

公示された場合において、当該公示の際現に当該商品又は当該商品指数に係る第三百三十一条第二号に掲げる施設が開設されているときは、当該公示の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該施設の開設者は、第三百四十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 第一項の規定は、前項の規定により第三百四十二条第一項の許可を受けたものとみなされた者が当該公示の日から一月を経過した日において同項の許可を受けておらず、かつ、当該許可を受けたとみなされた者が開設する施設において決済を結了していない先物取引に類似する取引が存する場合における当該取引の決済のためにする先物取引に類似する取引及びその取引がなされる施設の開設について準用する。

4 商品が第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当しないものとなり又は商品指数が同条の規定による公示に係る上場商品指数に該当するか若しくは類似するものの以外ものとなり、かつ、その旨が同条の規定により公示された場合において、当該公示の際現に当該商品又は当該商品指数に係る第三百三十一条第三号に掲げる施設が開設されているときは、当該施設の開設者は第三百三十二条第一項の許可を受けたものとみなす。ただし、当該施設が第三百三十一条第二号に掲げる施設に該当するものであるときは、この限りでない。

(政令への委任)

第三百四十七条 第三百三十一条から前条までに定めるもののほか、第一種特定商品市場類似施設及び第二種特定商品市場類似施設の開設等に関し必要な事項は、政令で定める。

(他の法令との関係)

第三百四十八条 取引所金融商品市場に類似する施設に該当するものについては、第六条の規定を適用せず、金融商品取引法の定めるところによるものとする。

(特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出等)

第三百四十九条 対象外店頭商品デリバティブ取引のうち、第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当する商品を取引対象商品とする店頭商品デリバティブ取引又は同条の規定による公示に係る上場商品指数に該当し、若しくは類似する商品指数を取引の対象とする店頭商品デリバティブ取引（以下「特定店頭商品デリバティブ取引」という。）を業として行う者（以下「特定店頭商品デリバティブ取引を業として行う者（以下「特定店頭商品デリバティブ取引業者」という。）が届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 氏名又は商号若しくは名称

二 営業所又は事務所の名称及び所在地

三 特定店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又は商品指数

四 その他主務省令で定める事項

2 主務大臣は、特定店頭商品デリバティブ取引業者の名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しななければならない。

3 第二百四十四条の第三項、第三項及び第五項の規定は特定店頭商品デリバティブ取引業者について、同条第二項及び第四項の規定は特定店頭商品デリバティブ取引業者の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項各号及び第二項各号中「商品デリバティブ取引」とあるのは、「特定店頭商品デリバティブ取引」と読み替えるものとする。

4 特定店頭商品デリバティブ取引業者は、特定店頭商品デリバティブ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

5 主務大臣は、この法律の施行のため必要があるときは、特定店頭商品デリバティブ取引業者に對し、その特定店頭商品デリバティブ取引に関する業務（以下「特定店頭商品デリバティブ取引業務」という。）に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定店頭商品デリバティブ取引業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、特定店頭商品デリバティブ取引業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 第三百五十七條第四項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

7 主務大臣は、商品市場における秩序の維持のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、特定店頭商品デリバティブ取引業者に對し、特定店頭商品デリバティブ取引業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

8 主務大臣は、特定店頭商品デリバティブ取引業者がこの法律、この法律に基づく命令又はこの法律に基づいてする主務大臣の処分違反したときは、当該特定店頭商品デリバティブ取引業者に對し、三月以内の期間を定めて特定店頭商品デリバティブ取引業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

9 商品又は商品指数が上場商品又は上場商品指数となり、かつ、その旨が第三百五十二条の規定により公示された場合において、当該公示の際現に当該商品又は当該上場商品指数若しくは当該上場商品指数に類似する商品指数を対象として特定店頭商品デリバティブ取引を業として行っている者は、当該公示の日から起算して一月を経過するまでの間に、第一項の届出をしなければならない。

(外国商品先物取引規制当局に対する調査協力)

第三百四十九条の二 主務大臣は、この法律に相当する外国の法令を執行する当局（以下この条において「外国商品先物取引規制当局」という。）から、その所掌に属する当該この法律に相当する外国の法令を執行するために行う行政上の調査に関し、協力の要請があつた場合において、当該要請に応ずることが相当と認めるときは、当該要請に応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、当該外国にある者を相手方として商品デリバティブ取引を行う者その他関係人又は参考人に対して、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による処分をすることができる。

一 我が国が行う同種の要請に応ずる旨の当該外国商品先物取引規制当局の保証がないとき。

二 当該外国商品先物取引規制当局の要請に基づき当該処分をすることが我が国における商品の公正な価格の形成又は生産及び流通に重大な悪影響を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき。

三 当該外国商品先物取引規制当局において、前項の規定による処分により提出された報告又は資料の内容が、その職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき。

3 第一項の協力の要請が外国商品先物取引規制当局による当該この法律に相当する外国の法令に基づく行政処分（当該処分を受ける者の権利を制限し、又はこれに義務を課すものに限る。）を目的とする場合には、当該要請に応ずるに当たつて、主務大臣は、外務大臣に協議するものとする。

4 第一項の規定による処分により提出された報告又は資料については、その内容が外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

5 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(参考人等の費用の請求)

第三百五十条 第十五条第九項（第八十条第四項、第三百三十三条第三項、第四百四十六条第四項、第四百五十五条第六項、第四百五十六条第七項、第四百六十九条第三項（第四百七十三条第四項において準用する場合を含む。）、第四百九十四条、第二百一条第二項、第二百二十九条、第二百四十条の二十五、第二百四十八条第二項、第二百八十条第二項、第三百三十三条第三項（第三百三十五条第四項において準用する場合を含む。）、及び第三百四十三条第三項（第三百四十五条において読み替えて準用する第三百三十五条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第九十六条の二十二第三項（同条第五項、第九十六条の三十四第三項及び第四項、第九十六条の四十第五項並びに第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）又は第五百五十八條第二項（第五百五十九條第五項、第六百六十條第二項、第六百八十七條、第二百四十四條第三項（第二百四十條の十一において準用する場合を含む。）、第二百六十六條第六項（第二百四十條の十一において準用する場合を含む。）、第二百三十七條、第二百四十條の二十五、第二百六十六條、第三百二十四

条第二項、第三百三十九條第二項、第三百四十條第二項（第三百四十五條において準用する場合を含む。）及び第三百四十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

（発起人等の数の計算）

第三百五十一條 第十條、第六十九條第六号、第七十條、第八十條第一項第二号、第九十四條第一項第三号、第九十五條又は第五百五十五條第三項第一号イに規定する発起人、会員若しくは会員になろうとする者又は取引参加者の数の計算については、二以上の商品市場について上場商品構成品等の売買等を業として行っている者は、当該商品市場の一ごとに一人とみなす。

（公示）

第三百五十二條 主務大臣は、次に掲げる場合は、上場商品又は上場商品指数に関する事項その他の主務省令で定める事項を、遅滞なく、官報に公示しなければならない。

一 第九條又は第七十八條の規定による許可又は不許可の処分をしたとき（第十五條第十一項（第八十條第四項及び第四百四十六條第四項において準用する場合を含む。）の規定による場合を含む。）。

二 商品市場について第十一條第四項又は第二百二條第三項の開設期限を経過したとき又は範圍変更期間が終了したとき。

三 第十四條第一項又は第七十九條第一項の規定による許可の申請書の提出があつたとき。

四 第六十九條の規定による解散（同條第五号に掲げる事由による解散を除く。）又は第九十四條第一項の規定による許可の失効があつたとき。

五 第三百三十二條第一項又は第四百四十五條第一項の規定による認可又は不認可の処分をしたとき。

六 第三百三十二條第二項又は第四百四十五條第二項の規定による認可の申請書の提出があつたとき。

七 第五百五十五條第一項又は第五百五十六條第一項の規定による認可又は不認可の処分（上場商品又は上場商品指数の範圍の変更（廃止又は範圍の縮小を除く。）をしたとき（第五百五十五條第六項第二号又は第五百五十六條第七項第二号において準用する第十五條第十一項の規定による場合を含む。））。

八 第五百五十五條第二項又は第五百五十六條第二項の規定による認可（上場商品又は上場商品指数の範圍の変更（廃止又は範圍の縮小を除く。）に係るものに限る。）の申請書の提出があつたとき。

九 第五百五十九條第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定により第九條又は第七十八條の許可の取消しをしたとき。

十 第五百五十九條第一項第二号又は第二項の規定による定款の変更の認可（上場商品又は上場商品指数の範圍の変更に係るものに限る。）の取消しをしたとき。

（外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等）

第三百五十三條 商品先物取引業者が外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者である場合において、当該商品先物取引業者に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（主務大臣、主務省令及び権限の委任）

第三百五十四條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 農林水産省関係商品（商品のうち政令で指定するものをいう。以下同じ。）のみを上場商品とする商品市場若しくはその対象となる物品が農林水産省関係商品のみである商品指数を上場商品指数とする商品市場（以下「農林水産省関係商品市場」という。）のみを開設する商品取引所、農林水産省関係商品市場のみを開設する株式会社商品取引所の主要株主（第九十六條の十九第一項の認可を受けた者をいう。以下この条において同じ。）、農林水産省関係商品市場のみを開設する株式会社商品取引所を子会社とする商品取引所持株式会社若しくは商品取引所持株

会社の主要株主（第九十六條の三十一第一項の認可を受けた者をいう。以下この条において同じ。）、農林水産省関係商品市場のみに係る商品取引債務引受業を行う商品取引清算機関、農林水産省関係商品のみ若しくはその対象となる物品が農林水産省関係商品のみである商品指数のみについて取引をするための第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設者又は農林水産省関係商品のみを対象とした特定店頭商品デリバティブ取引に係る特定店頭商品デリバティブ取引業者については、農林水産大臣

二 経済産業省関係商品（商品のうち農林水産省関係商品以外のものをいう。以下同じ。）のみを上場商品とする商品市場若しくはその対象となる物品若しくは電力が経済産業省関係商品のみである商品指数を上場商品指数とする商品市場（以下「経済産業省関係商品市場」という。）のみを開設する商品取引所、経済産業省関係商品市場のみを開設する株式会社商品取引所の主要株主、経済産業省関係商品市場のみを開設する株式会社商品取引所を子会社とする商品取引所持株式会社若しくは商品取引所持株式会社の主要株主、経済産業省関係商品市場のみに係る商品取引債務引受業を行う商品取引清算機関、経済産業省関係商品のみ若しくはその対象となる物品若しくは電力が経済産業省関係商品のみである商品指数のみについて取引をするための第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設者又は経済産業省関係商品のみを対象とした特定店頭商品デリバティブ取引に係る特定店頭商品デリバティブ取引業者については、経済産業大臣

三 商品取引所、株式会社商品取引所の主要株主、商品取引所持株式会社、商品取引所持株式会社の主要株主、商品取引清算機関、第一種特定商品市場類似施設の開設者、第二種特定商品市場類似施設の開設者若しくは特定店頭商品デリバティブ取引業者であつて前二号に掲げるものの以外のもので又は商品先物取引業者、商品先物取引仲介業者、商品先物取引協会若しくは委託者保護基金については、農林水産大臣及び経済産業大臣

この法律において主務省令は、農林水産省令、経済産業省令とする。

主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を地方支分部局の長に行なわせることができる。

（内閣総理大臣との関係）

第三百五十四條の二 主務大臣は、商品取引所又は商品取引所持株式会社に対し、次に掲げる処分をする場合には、あらかじめ、内閣総理大臣に通知するものとする。

一 第九十六條の三十八又は第九十六條の四十第一項の規定による第九十六條の二十五第一項又は第三項ただし書の認可の取消し（取引所金融商品市場の開設の業務を行う会社を子会社とする商品取引所持株式会社に係るものに限る。）

二 第九十六條の四十第一項の規定による第九十六條の三十七第一項ただし書の認可の取消し（取引所金融商品市場の開設の業務を行う会社を子会社とする商品取引所持株式会社に係るものに限る。）

三 第五百五十九條第一項又は第二項の規定による第九條又は第七十八條の許可の取消し（第三條第一項ただし書の認可及び金融商品取引法第八十條第一項の免許を受けて、金融商品市場の開設の業務を行う株式会社商品取引所又は第三條の二第一項ただし書の認可を受けて、取引所金融商品市場の開設の業務を行う会社を子会社とする商品取引所に係るものに限る。）

四 第五百五十九條第一項第四号の規定による第三條第一項ただし書の認可の取消し（金融商品市場の開設の業務に係るものに限る。）

五 第五百五十九條第一項第五号の規定による第三條の二第一項ただし書の認可の取消し（取引所金融商品市場の開設の業務を行う会社を子会社とする商品取引所持株式会社に係るものに限る。）

主務大臣は、金融商品取引法第二條第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引に関し、当該商品関連市場デリバティブ取引が商品の生産及び流通に与える重大な悪影響を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、同法に基づき必要な措置をとるべきことを要請することができる。

(経過措置)

第三百五十五条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に係る経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章 罰則

第三百五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 商品市場における取引若しくはその受託のため、又は相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をした者

二 第二百六条の規定に違反した者

三 第二百九条の規定により発行する株式を引き受ける者の募集をするに当たり、目論見書、当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供した会員商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

四 第二百九条の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預金を行った会員商品取引所の役員若しくは事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は当該預金に応じた者

第三百五十六条の二 次に掲げる財産は、没収する。ただし、その取得の状況、損害賠償の履行の状況その他の事情に照らし、当該財産の全部又は一部を没収することが相当でないときは、これを没収しないことができる。

一 前条第一号又は第二号の罪の犯罪行為により得た財産

二 前号に掲げる財産の対価として得た財産又は同号に掲げる財産がオプションその他の権利である場合における当該権利の行使により得た財産

2 前項の規定により財産を没収すべき場合において、これを没収することができないときは、その価額を犯人から追徴する。

第三百五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の規定に違反した者

二 第二百九条の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは現物出資の給付又は同条第三号に掲げる事項について、主務大臣、裁判所又は会員総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽した会員商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは検査役又は株式会社商品取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

三 第二百六十七条の規定に違反して商品取引債務引受業を営んだ者

四 第二百九条第一項の規定に違反して商品先物取引業を行った者

五 不正の手段により第九十条第一項の許可又は第二百四十条の二第一項の登録を受けた者

六 第二百九条の規定に違反して、他人に商品先物取引業を行わせた者

七 第二百四十条の十の規定に違反して、他人に商品先物取引仲介業を行わせた者

八 第三百二十八条第一項の規定による命令に違反した者

第三百五十八条 第五條第一項又は第二項の規定に違反した場合においては、その行為をした商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百五十八条の二 第二百四十条の三第一項（第二百四十条の十七及び第三百四十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した場合においては、その行為をした商品先物取引業者、商品先物取引仲介業者又は特定店頭商品デリバティブ取引業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百五十九条 商品取引所又は協会の役員（会計参与が法人である場合にあつてはその職務を行う社員とし、仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。）又は職員がその職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができる。ときは、その価額を追徴する。

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第三百五十九条の二 前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 前条第三項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第三百六十条 第九十六条の四十第二項、第一百八条第二号若しくは第三号、第五百五十八条第一項、第五百五十九条第一項から第三項まで、第六十条第一項、第六十八六条第一項若しくは第四項又は第二百六十五条第一項若しくは第三項の規定による処分違反した場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引所持株式会社、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九十六条の二十五第一項若しくは第三項、第九十六条の四十第三項又は第二百十条の規定に違反した者

二 第二百三十二条第二項、第二百三十五条第二項、第二百三十六条第一項、第二百四十条の二十三第一項、第三百四十条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第八項の規定による業務の停止の処分違反した者

三 第二百三十六条第二項又は第二百四十条の二十三第二項の規定による命令に違反した者

第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十四条、第七十九条、第九十六条の二十六、第六十八八条、第九百九十二条第一項若しくは第二項、第二百二十五条第二項若しくは第三項、第二百二十八条第二項若しくは第三項、第二百四十条の三、第二百四十七条、第三百三十二条第二項若しくは第三項又は第三百四十二条第二項若しくは第三項の規定による申請書又は添付書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をして提出した者

二 第八十六条の三第一項、第九十六条の二十一第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）第九十六条の三十一第一項、第九十六条の三十三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）第九十六条の三十九第一項（第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）第九百五十七條第一項、第九百八十四条第一項、第二百三十一條第一項、第二百四十条の二十二第一項、第二百六十三條第一項、第三百三十八條第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九條第五項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

三 第八十六条の三第一項、第九十六条の二十一第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）第九十六條の三十一第一項、第九十六條の三十三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）第九十六條の三十九第一項（第九十六條の四十三において準用する場合を含む。）第九百五十七條第一項から第三項まで、第九百八十四條第一項、第二百三十一條第一項若しくは第三項、第二百四十條の二十二第一項、第二百六十三條第一項、第三百三十八條第一項（第三百四十五條において準用する場合を含む。）又は第三百四十九條第五項の規定による報告を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第九百九十七條第一項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第九百九十七條第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

六 第二百一十一條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
七 第二百一十一條第三項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供した者
八 第二百一十四條第二号又は第二百四十條の十六第一号ロの規定に違反した者
九 第二百二十二條、第二百四十條の二十、第三百三十六條第一項（第三百四十五條において準用する場合を含む。）又は第三百四十九條第四項の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者
十 第二百二十三條の規定に違反した者
十一 第二百二十四條又は第二百四十條の二十一の規定による報告書若しくは第二百六十八條の規定による書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくは書類を提出した者
十二 第二百三十二條第一項、第二百三十四條、第二百三十五條第一項又は第二百四十條の二十三第一項の規定による命令（同項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反した者
十三 第三百三十三條第一項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をした者
十四 第三百三十六條第二項（第三百四十五條において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第三百六十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第六條第二項又は第九十七條第一項若しくは第二項の規定に違反して取引をした者
二 第八十六條第一項又は第四項の規定に違反した者
三 第九十六條の十九第一項若しくは第四項、第九十六條の二十二第二項、第九十六條の三十一第一項若しくは第三項又は第九十六條の三十四第二項の規定に違反した者
四 第九十六條の二十二第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第九十六條の三十四第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第九十六條の四十一第一項（第九十六條の四十三において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
五 第九十六條の二十八第一項又は第四項の規定に違反した者
六 第九十八條第一号の規定による制限に違反した者
七 第二百二條第二項（第二百四十條の十一において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
八 第二百九條第一項又は第二百二十二條の規定に違反した者
九 第二百一十四條の三第二項（第二百四十條の十七又は第三百四十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
十 第二百一十四條の三第五項（第二百四十條の十七又は第三百四十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者
十一 第二百四十條の十五の規定に違反した者
十二 第二百四十四條第二項の規定に違反して、その名称中に商品先物取引協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を用いた者
十三 商品市場における相場を偽つて公示した者
十四 公示若しくは頒布する目的をもつて商品市場における相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者
十五 第三百三十五條第一項の許可を受けないで第三百三十二條第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者
十六 第三百三十九條第一項、第三百四十四條第一項又は第三百四十九條第七項の規定による命令に違反した者
十七 第三百四十五條において準用する第三百三十五條第一項の許可を受けないで第三百四十二條第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者
第三百六十四條 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七條第二項又は第二百四十二條第一項の規定に違反したとき。
二 第六十五條、第三百三條第四項（第百七十九條第五項において準用する場合を含む。）又は第三百十條（第百八十條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
三 第三百十五條又は第二百六十四條の規定による命令に違反したとき。
第三百六十五條 第三百二十九條の規定に違反して差金を授受したことを目的とする行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第百八十六條の規定の適用を妨げない。
第三百六十六條 第百六十一條、第百七十六條、第二百六十七條又は第二百九十八條の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
第三百六十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第四條第二項、第五十五條（第七十七條第二項において準用する場合を含む。）、第九十一條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百五條、第百六條又は第二百七十二條第二項の規定に違反した者
二 第八十六條第三項、第九十六條の十九第三項（第九十六條の二十五第四項又は第九十六條の三十一第四項において準用する場合を含む。）若しくは第九十六條の二十八第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第八十六條の二第一項若しくは第九十六條の二十九の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者
四 第二百二條第三項若しくは第四項（第二百四十條の十一においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第三百三十五條第二項（第三百四十五條において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者
五 第二百十三條の二第一項若しくは第二百四十條の十三第一項に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
六 第二百十三條の二第二項又は第二百四十條の十三第二項の規定に違反した者
七 第二百十七條第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者
八 第二百二十條第一項の規定に違反して、通知せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面により通知した者又は同条第二項において読み替えて準用する第二百十七條第二項に規定する方法により当該事項を欠いた通知若しくは虚偽の事項の通知をした者
九 第二百二十條の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する第二百十七條第二項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者
十 第二百四十四條第一項の規定に違反して、その名称中に商品先物取引協会であると誤認されるおそれのある文字を用いた者
第三百六十八條 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引所持株会社、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第三條第一項、第三條の二第一項、第六十四條、第九十六條の三十七第一項、第百七十條第二項又は第二百四十二條第二項の規定に違反したとき。
二 第百五十五條第二項又は第百五十六條第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。
第三百六十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十六条の十九第五項（第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二百一条第二項、第百十五条、第百九十七条の二、第百九十八条第一項、第二百四十条の八又は第二百四十条の九第一項の規定に違反した者

三 第百九十五条第一項、第百九十六条若しくは第二百四十条の六第一項の規定による届出書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした届出書を提出し、又は第百九十五条第二項若しくは第二百四十条の六第三項の規定による添付書類を提出せず、若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第百九十八条第二項又は第二百四十条の九第二項の規定に違反して、第百九十八条第一項若しくは第二百四十条の九第一項の標識又はこれらに類似する標識を掲示し、又は公衆の閲覧に供した者

五 第二百三条（第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）、第二百四十条の七第一項又は第二百七十六条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第二百六十六条の規定に違反して、商品取引所の定める受託契約準則によらないで商品市場における取引等の受託を内容とする契約を締結した者

七 第二百三十一条第二項又は第二百四十条の二十二第二項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者

八 第二百七十九条第一項又は第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

九 第三百二条第二項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者

十 第三百二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者

十一 第三百二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二 第三百三十四条第二項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）、第三百三十五条第三項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）、第三百三十七条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第一項若しくは第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三百七十条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関、協会又は委託者保護基金の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項若しくは第八十五条第一項の規定による届出書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした届出書を提出し、又は第十九条第二項若しくは第八十五条第二項の規定による添付書類を提出せず、若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出したとき

二 第七十条又は第九十五条の規定に違反したとき

三 第八十八条第一項又は第二百六条第三項（第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

四 第四百三十条第三項又は第二百五十条第三項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

五 第百七十一条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条の規定による書類を添付せず、若しくは虚偽の記載をした書類を添付したとき

六 第二百五十条第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき

七

第三百七十条の二 第十一条第九項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百七十一条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三百五十六条（第三号及び第四号を除く。）五億円以下の罰金刑

二 第三百五十八条の二、第三百六十条及び第三百六十一条 三億円以下の罰金刑

三 第三百六十二条（第四号及び第五号を除く。）二億円以下の罰金刑

四 第三百六十三条第二号、第四号、第五号、第十号、第十一号、第十三号及び第十四号 一億円以下の罰金刑

五 第三百五十七条第一号及び第三号から第七号まで、第三百五十八条、第三百六十二条第四号及び第五号、第三百六十三条（第二号、第四号、第五号、第十号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第三百六十四条、第三百六十七条、第三百六十八条、第三百六十九条（第八号、第十号及び第十一号を除く。）、第三百七十条（第七号を除く。）並びに前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により第三百五十六条（第三号及び第四号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

3 第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百七十二條 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所の役員（仮理事並びに仮取締役及び仮執行役を含む。）又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第七十七条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき

二 清算の終了を遅延させる目的をもつて第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき

三 第七十七条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務を弁済したとき

四 第九十六条の三第一項の規定に違反して、自主規制委員の過半数を社外取締役に選定しなかつたとき

五 第九十六条の十四第一項の規定に違反して、議事録を備え置かなかつたとき

六 第九十六条の十六の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき

七 第三百三十条第一項又は第四項の規定による通知を怠り、又は不正の通知をしたとき

八 第三百三十四条第一項の規定による登記をすることを怠つたとき

第三百七十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第十一條第九項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第十一条第九項において準用する会社法第九百五十一条第二号各号又は第九百五十五条第二号各号に掲げる請求を拒んだ者

三 正当な理由がないのに、第九十六条の十四第二項又は第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する閲覧又は謄写を拒んだ者

第三百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第二百二十条の三又は第二百四十条の十九において準用する金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十条第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた者

二 第二百二十一条第一項又は第二項の規定に違反して商品取引責任準備金を積み立てず、又はこれを使用した者

て、両議院の事後の承認が得られなかつたときは、内閣総理大臣は、直ちに、その会長又は委員を罷免しなければならない。

附 則（昭和二十六年六月一日法律第一七六号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用に関しては、第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和二十六年六月八日法律第二二一号） 抄

- 1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。
- 4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和二十七年四月二二日法律第九〇号）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則**（昭和二十九年五月一〇日法律第九二号） 抄
- 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める。
- 2 この法律の施行の際現に改正前の第九条第五項の登録を受けている商品取引所は、改正後の第八条の二の許可を受けたものとみなす。
- 3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和三十七年四月二〇日法律第八二号） 抄

- 1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

第一条

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

第二条

この附則で、「新法」とは、この法律による改正後の商法をいい、「旧法」とは、従前の商法をいう。

第三条

新法は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、旧法によつて生じた効力を妨げない。

附 則（昭和三十八年七月九日法律第二二六号） 抄

この法律は、商業登記法の施行の日（昭和三十九年四月一日）から施行する。

附 則（昭和四十二年七月二九日法律第九七号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に改正前の商品取引所法（以下「旧法」という。）の規定による商品仲買人の登録を受けている者（以下「商品仲買人」という。）については、当該登録に係る商品（改正後の商品取引所法（以下「新法」という。）第四十一条第一項の許可に係るものを除く。以下同じ。）に限り、この法律の施行の日から三年間は、旧法（第四十二条、第四十二条の二、第四十四条、第四十六条第二項（仲買保証金に係る部分に限る。）、第四十七条、第四十九条（営業所若しくは事務所の設置又は商品の追加に係る部分に限る。）、第五十条、第九十一条第一項（委託の勧誘の制限に係る部分に限る。）、第九十三条、第九十四条及び第九十七条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

- 3 商品仲買人については、当該登録に係る商品に限り、前項に規定する期間内は、新法第四十九条、第五十条、第五十三条の三、第九十一条の二、第九十三条、第九十四条第一項、第九十七条から第九十七条の六まで、第九十九条第二項及び第二百二十条第二項から第四項まで並びにこれらの規定に係る罰則並びに第九項の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十條の三及び第五十七条の規定は、その者をその商品ごとに新法の規定による商品取引員とみなして、適用する。この場合において、第九十七条の二第三項中「受託業務を開始してはならない」とあるのは、「商品市場における売買取引の委託を受けてはならない。ただし、その受託に係る商品市場における売買取引の決済を結了する目的の範囲内である場合は、この限りでない」とする。

- 5 この法律の施行前に商品仲買人に対し商品市場における売買取引を委託した者は、新法第九十七条の三第一項の規定の適用については、商品取引員に対し商品市場における売買取引を委託したものとみなす。
- 6 旧法第五十二条第一項又は第二百二十三条の規定により商品仲買人の登録を取り消された者は、その取消しの日において、新法第五十二条第一項又は第二百二十三条の規定により許可を取り消されたものとみなす。
- 7 この法律の施行前（商品仲買人については、第二項の規定により旧法がなお効力を有する期間の経過前）にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和四十九年四月二二日法律第三三三号） 抄

- この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月一五日法律第六五号） 抄

- この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月一五日法律第六五号） 抄

- この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条

この法律の施行の際現に商品取引員である者が受けている改正前の第四十一条第一項の許可についての改正後の同条第四項の規定の適用については、同項中「四年」とあるのは、「商品取引所法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第六十五号）の施行の日から起算して四年を経過する日までにその更新を受けなければ、又はその更新後四年」とする。

第三条

この法律の施行の際現に改正後の第四十七条の二第二項に規定する支配関係を持つている商品取引員についての同項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「商品取引所法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第六十五号）の施行の日から起算して三十日を経過する日までに」とする。

第四条

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条

前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和五三年七月五日法律第八七号） 抄

- この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年六月九日法律第七五号） 抄

- この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。

附 則（昭和五八年二月二二日法律第七八号）

- 1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（昭和六三年六月二二日法律第八一号） 抄

- この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中不動産登記法第四章の次に一章を加える改正規定のうち第五百五十一条ノ三第二項から第四項まで、第五百五十一条ノ五及び第五百五十一条ノ七の規定に係る部分、第二条中商業登記

法の目次の改正規定並びに同法第三章の次に一章を加える改正規定のうち第百十三條の二、第百十三條の三、第百十三條の四第一項、第四項及び第五項並びに第百十三條の五の規定に係る部分並びに附則第八條から第十條までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成元年 二月二日法律第九一號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年六月二七日法律第五二號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年十月一日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五十四條の二の改正規定、第九十二條の次に一條を加える改正規定、第九十七條の二の改正規定(同條第二項の改正規定、同條第三項の改正規定中「売買取引」を「取引」に改める部分及び同條第五項の改正規定中「政令で」を「主務省令で」に改める部分を除く)、第九十七條の三第二項の改正規定、第九十七條の四の改正規定、第九十七條の十一第三項の改正規定(「弁済契約において定める額」を「契約弁済額」に改める部分に限る)、第百四十六條の改正規定(「第五十二條第三項」の下に「第五十四條の二第二項」を加える部分に限る)、第百六十一條第一號の改正規定、第百六十四條の改正規定(同條第二號の次に一號を加える部分に限る。)及び第百六十六條第一號及び第二號の改正規定(「第五十二條第三項」の下に「第五十四條の二第二項」を加える部分に限る。)は、平成三年四月一日から施行する。

(取引所の許可等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の商品取引所法(以下「旧法」という。)第八條の二の許可を受けている商品取引所は、改正後の商品取引所法(以下「新法」という。)第八條の二の許可を受けて設立された商品取引所とみなす。

2 この法律の施行の際現に前項の規定により新法第八條の二の許可を受けて設立されたとみなされた商品取引所(以下「旧法取引所」という。)が開設している商品市場(以下「旧市場」という。)は、旧法取引所が開設している新法第二條第七項の商品市場とみなす。

3 この法律の施行の際現に上場されている旧市場に係る上場商品は、旧法取引所が新法第二條第四項の上場商品として定款で定めたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に旧市場で行われている売買取引の種類は、旧法取引所が上場商品に係る新法第二條第六項第一號又は第八項第一號二に掲げる取引として定款で定めたものとみなす。

(商品取引員の許可に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧法第四十一條第一項の許可(以下「旧法の許可」という。)を受けている者は、新法第四十一條第二項第一號に掲げる者に係る同條第一項の許可(以下「新法の許可」という。)を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法の許可を受けたものとみなされた者についての新法第四十一條第四項の規定の適用については、その者が旧法の許可を受けた日を新法の許可を受けた日とみなす。

3 第一項の規定により新法の許可を受けたものとみなされた者に対する新法第四十六條第一項及び新法第四十七條第一項第一號の規定の適用については、この法律の施行の日からその者が新法第四十一條第四項の許可の更新を受けるまでの間は、新法第四十六條第一項中「次に掲げる場合(第二種商品取引受託業の許可を受けた商品取引員にあつては、第二號又は第三號に掲げる場合)」とあるのは「第二號又は第三號に掲げる場合」と、新法第四十七條第一項第一號中「第四十三條第一項第一號、第一號の二又は第三號に掲げる事項(第二種商品取引受託業の許可を受けた商品取引員にあつては、同項第一號又は第三號に掲げる事項)」とあるのは「第四十三條第一項第一號又は第三號に掲げる事項」とする。

4 旧法第五十二條第一項又は旧法第百二十三條の規定により旧法の許可を取り消された者についての新法第二十四條第一項第三號及び第四號の規定の適用については、その者は、その取消しの

日において、新法第五十二條第一項又は新法第百二十三條の規定により新法の許可を取り消されたものとみなす。

(商品取引員協会等の名称の使用制限に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現にその名称中に商品取引員協会又は商品取引員協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、新法第五十四條の四の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(売買証拠金に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に会員が旧法第七十九條第一項の規定により旧法取引所に預託している売買証拠金は、当該会員が新法第七十九條第一項の規定により当該旧法取引所に預託した取引証拠金とみなす。

(弁済機関の指定に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第九十七條の二第三項の指定を受けている者は、新法第九十七條の二第三項の指定を受けたものとみなす。

(紛争処理規程の認可に関する経過措置)

第七条 旧法取引所は、この法律の施行の日から三十日以内に、紛争処理規程を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 新法第十五條第一項第四號及び第九項の規定は、前項の認可について準用する。

3 主務大臣は、旧法取引所が第一項の規定に違反した場合には、その設立の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4 前項の規定による処分に違反したときは、その行為をした旧法取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 旧法取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その旧法取引所に対して前項の罰金刑を科する。

(商品市場類似施設の開設の禁止の適用除外規定の適用に関する経過措置)

第八条 主務大臣は、旧市場の開設の地及びこの法律の施行の際現に上場されている旧市場に係る上場商品を、この法律の施行の日に、官報に公示するものとする。

2 前項の規定による公示に係る上場商品については、当該上場商品を新法第百四十七條の二の規定により公示された上場商品とみなして、新法第百四十五條の三の規定を適用する。

3 新法第百四十八條第一項の規定は、第一項の主務大臣について準用する。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成四年六月五日法律第七三號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成五年 二月二日法律第八九號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八號)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三條に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成九年六月六日法律第七二号）

（施行期日）

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十一号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に締結された合併契約に係る合併に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年四月二二日法律第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条の規定 公布の日

二 第十五条の改正規定（同条第一項第四号の改正規定を除く。）、第十七条の改正規定、第二十条の改正規定及び第四百七条の二の改正規定 公布の日から起算して三月を経過した日

三 第九十七条の見出しの改正規定及び同条第一項の改正規定（「委託手数料を徴し、及び」を削る部分に限る。） 平成十六年十二月三十一日

（取引所の許可等に関する経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行前に同号の規定による改正前の商品取引所法第八条の二の規定によりされた許可の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていらないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

2 前条第二号に掲げる規定の施行前に同号の規定による改正前の商品取引所法第二十條第一項の規定によりされた認可の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、認可又は不認可の処分がされていらないものについての認可又は不認可の処分については、なお従前の例による。

（市場取引監視委員会規程の認可に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の商品取引所法（以下「旧法」という。）第八条の二の許可を受けている商品取引所（以下「旧法取引所」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から三十日以内に、市場取引監視委員会規程を作成し、主務大臣に認可の申請をしなければならない。

2 この法律による改正後の商品取引所法（以下「新法」という。）第十五条第一項第四号の規定は、前項の認可について準用する。

3 主務大臣は、旧法取引所が第一項の規定に違反した場合には、その設立の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4 前項の規定による処分に違反したときは、その行為をした旧法取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 旧法取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その旧法取引所に対して三億円以下の罰金を科する。

（商品取引員の許可に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に旧法第四十一条第二項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者に係る同条第一項の許可（以下「旧法の許可」という。）を受けている者は、当該旧法の許可に係る商品市場を含む許可の種類（新法第二百二十六条第二項に規定する許可の種類をいう。以下同じ。）につき、旧法の許可に係る商品市場を新法第二百二十八条第一項第四号の商品市場における取引の受託等を行う商品市場として、それぞれ新法第二百二十六条第二項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者に係る同条第一項の許可（以下「新法の許可」という。）を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法の許可を受けたものとみなされる者であつて、同項の規定により、一の許可の種類について二以上の許可を受けたものとみなされるものについては、当該二以上の許可を一の許可とみなして、この法律の規定を適用する。

3 前二項の規定により新法の許可を受けたものとみなされた者についての新法第二百二十六条第四項の規定の適用については、その者が旧法の許可を受けた日（前項の規定により二以上の許可を一の許可とみなされた者にあつては、当該二以上の許可のうち最後の許可を受けた日）を新法の許可を受けた日とみなす。

4 旧法第四十二条第一項の規定により旧法の許可に付された条件は、新法第二百二十七条第一項の規定により新法の許可に付された条件とみなす。

5 旧法第五十二条第一項又は旧法第二百二十三条の規定により旧法の許可を取り消された者についての新法第二十四条第一項第三号及び第四号、第二百二十九条第一項第五号及び第八号並びに第二項、第三百三十六条の六第一項第一号、第三百三十六条の八第二号、第三百三十六条の九第一項第一号、第三百三十六条の二十八第一項第一号、第三百三十六条の三十二第一項第一号、第三百三十六条の四十三第一項第四号及び第五号並びに第三百三十六条の五十二の規定の適用については、その者は、その取消しの日において、新法第三百三十六条の二十七第一項又は新法第三百三十六条の三十二第一項の規定により新法の許可を取り消されたものとみなす。

（従たる営業所の開設等に関する経過措置）

第五条 施行日前に旧法第四十六条第一項第二号又は第三号に掲げる場合についての同項の許可が行われたものであつて、施行日後に従たる営業所の開設又は本店若しくは従たる営業所の位置の変更がされるものについては、新法第三百三十二条第一項の規定による届出を要しない。

（外務員に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に旧法第九十一条の二第一項の規定により商品取引員（旧法第四十一条第三項に規定するものをいう。以下同じ。）が旧法取引所の行う登録を受けている外務員（旧法第九十一条の二第一項に規定するものをいう。以下同じ。）については、新法第三百三十六条の四第一項の規定により主務大臣の行う登録を受けたものとみなす。

2 旧法取引所は、旧法第九十一条の二第二項の規定による登録を受けている事項を施行日から十日以内に主務大臣に通知しなければならない。

3 第一項の規定により新法第三百三十六条の四第一項の規定により商品取引員が登録を受けたものとみなされる外務員についての同条第七項の規定の適用については、当該商品取引員が旧法第九十一条の二第二項の規定による登録を最後に受けた日を新法第三百三十六条の四第一項の規定による登録を受けた日とみなす。

（商品先物取引協会等の名称の使用制限に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の際現にその名称中に商品先物取引協会又は商品先物取引協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、新法第三百三十六条の三十九の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（商品取引員協会に関する経過措置）

第八条 この法律の公布の際既に旧法第五十四条の三第一項に規定する商品取引員協会（以下「旧法協会」という。）が設立されている場合においては、当該旧法協会は、施行日前においても、

新法第三百三十六条の四十一及び第三百三十六条の四十四の規定の例により、定款を変更し、主務大臣の認可を受けることができる。

2 旧法協会は、前項の認可を受けようとする場合には、制裁規程及び紛争処理規程を定め、主務大臣の認可を併せて受けなければならない。

3 新法第三百三十六条の四十三第一項第一号の規定は、前項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた定款の変更並びに第二項の認可を受けた制裁規程及び紛争処理規程は、施行日にその効力を生ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一〇年六月一五日法律第二〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中証券取引法第四章の次に一章を加える改正規定（第七十九条の二十九第一項に係る部分に限る。）並びに同法第八十九条第二項及び第四項の改正規定、第二十一条の規定、第二十二條中保険業法第二編第十章第二節第一款の改正規定（第二百六十五条の六に係る部分に限る。）、第二十三条の規定並びに第二十五条の規定並びに附則第四十条、第四十二条、第五十八條、第六百三十六條、第六百四十條、第六百四十七條、第六百四十九條、第六百五十八條、第六百六十四條、第六百八十七條（大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）第四条第七十九号の改正規定を除く。）及び第六百八十八條から第六百九十条までの規定、平成十年七月一日（処分等の効力）

第六百八十八條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六百八十九條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六百九十條 附則第二条から第六百四十六條まで、第六百五十三條、第六百六十九條及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一二年七月一六日法律第二〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定、公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八條 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から四十まで 略

四十一 商品取引所審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成一二年八月一三日法律第二二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一二年二月八日法律第一五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から十三まで 略

第十四 第五十五条中商品取引所法第四百一十一條第一項の改正規定

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一二年二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第一千三百五條、第一千三百六條、第一千三百二十四條第二項、第一千三百二十六條第二項及び第一千三百四十四條の規定、公布の日

附則（平成一二年五月三一日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一三年一月二八日法律第二一九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一四年五月二九日法律第四五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一五年五月三〇日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一六年五月二二日法律第四三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六章を第七章とし、同章の前に一章を加える改正規定（第二百九十九条及び第三百十四條に係る部分に限る。）この法律による改正後の商品取引所法（以下「新法」という。）第二百九十三条の登録のうち最初のものの効力が生じた日

二 附則第五條、第七條第一項、第十四條第一項及び第二項、第十八條、第十九條第一項から第四項まで及び第七項並びに第二十三條の規定 この法律の公布の日

三 附則第三十條及び第三十三條の規定 公布の日から九月を超えない範囲内において政令で定める日

四 附則第三十一条の規定 電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十七号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(商品取引所の許可に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の商品取引所法（以下「旧法」という。）第八条の二の許可を受けている商品取引所は、新法第九条の許可を受けて設立された会員商品取引所とみなす。

第三条 新法の施行前に商品取引所について旧法第二百一条から第二百八条までの規定により旧法第二百九条第二項の商品取引所登記簿に登録された事項は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第二十条から第二十四条まで、第七十二条、第七十三条又は第四百七条の規定により新法第二百五条第二項の会員商品取引所登記簿に登録されたものとみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第三十八条第一項の規定により預託されている会員信認金（附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。）は、新法第一百一条第一項の規定により預託されている信認金とみなす。

第五条 商品取引所は、施行日までに、新法第百五十五条及び第百五十六条の規定の例により、この法律の施行に伴い必要となる定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視規程の認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

第六條 この法律の施行の際現に旧法第七十九条第一項の規定により預託されている取引証拠金

（商品取引所の会員の自己の計算による取引についてのものに限り、附則第九条の規定によりな
お従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。）は、当該取引証拠金が新く
法第一百五条第一号に掲げる方法による決済が行われる取引についてのものである場合にあっては同
新法第百三条第一項の規定により預託されている取引証拠金（同項第一号に掲げる場合において
同号の会員等が自己の計算において行う商品市場における取引について預託すべきものに限りな
と、当該取引証拠金が新法第一百五条第二号に掲げる方法による決済が行われる取引についての
のである場合にあっては新法第百七十九条第一項の規定により預託されている取引証拠金（同項
第一号に掲げる場合にあっては同号イに掲げる場合において同号イの会員等が自己の計算にお
て行う商品市場における取引について預託すべきものに、同項第二号に掲げる場合にあっては同
号イに掲げる場合において同号イの会員等が自己の計算において清算参加者に委託した商品清算
取引について預託すべきものに限る。）とみなす。

2 商品取引所は、この法律の施行の際現に旧法第七十九条第一項の規定により預託されている取

第七條 この法律の施行前から旧法第八十一條第二項の規定により商品取引債務引受業（新法第十二條第二項に規定する商品取引債務引受業をいう。以下同じ。）に相當する業務を営んでいた商
品取引所は、繼續して当該業務を行う場合には、施行日までに、新法第一百七十三條の規定の例により、主務大臣の承認を受けなければならぬ。この場合において、その承認の効力は、施行日から生ずるものとする。

2 商品取引所が前項の規定による承認を受けたときは、この法律の施行の際現に旧法第八十一条第三項の規定により当該商品取引所に預託されている特別清算負担金（施行日において商品取引所が清算機関としての当該商品取引所の清算参加者となつた会員が預託しているものに限り、附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。）は、新法第百八十条第一項の規定により商品取引所が清算機関としての当該商品取引所に預託されている清算預託金とみなす。

3 商品取引所は、この法律の施行の際現に旧法第八十一条第三項の規定により預託されている特

別清算負担金（附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。）のうち、前項の規定により清算預託金とみなされたもの以外のものを、この法の施行後遅滞なく、当該特別清算負担金を預託した会員に返還しなければならない。

第八條 この法律の施行の際現に旧法第八十四条の二第二項の規定により預託されている特別担保金（次条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。）は、新法第百九条第一項の規定により預託されている特別担保金とみなす。
（債務不履行による損害賠償に関する経過措置）

他の会員又は商品取引所に与えた損害の賠償については、なお従前の例による。

第十条 商品取引所は、この法律の施行の祭現（日）去第九十七條の二第一項の規定により預託され（受託業務保証金に関する経過措置）

は取戻しに係るものを除く。）を、この法律の施行後遅滞なく、当該受託業務保証金を預託した会員に返還しなければならない。

2 商品取引所の会員に対し商品市場における取引を委託した者が施行日前において旧法第九十七条の第三第一項の規定により行つた請求に対する受託業務保証金の払渡しについては、なお従前の例による。

3 施行日前において、旧法第二百一十六条第一項の許可が効力を失ったとき、又は同項の許可が取

り消されたときは、商品取引員であつた者が預託した受託業務保証金の払渡し及び取戻しについては、なお従前の例による。

効力を失つた場合若しくは商品市場における取引の受託が旧法若しくは商品取引所の定款で定めるところにより停止された場合又は施行日において同項の許可が効力を失つた場合（附則第十四条第四項の規定により旧法第二百六十六条第一項の許可が効力を失つた場合を除く。）であつて、商品取引員であつた者が施行日までにその受託に係る商品市場における取引の決済を結了していないときは、当該取引については、なお従前の例による。

第十二条 主務大臣は、商品取引所が附則第五条第六條第二項第七條第三項又は第十條第一項の規定に違反した場合には、その設立の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による処分違反したときは、その行為をした商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その商品取引所の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その商品取引所に対して三億円以下の罰金を科する。

(委託証拠金に関する経過措置)

第十三条 商品取引員は、この法律の施行の際現に旧法第九十七条第一項の規定により委託証拠金として預託を受けている金銭及び有価証券（主務省令で定めるものを除く。）を、この法律の施行後遅滞なく、当該取引の決済が新法第一百五十一条に掲げる方法により行われる場合にあっては当該取引に係る商品市場を開設する商品取引所に、当該取引の決済が同条第二号に掲げる方法により行われる場合にあっては当該取引について商品取引債務引受業を行う商品取引所に預託しなければならない。

2 前項の規定により商品取引所に預託された金銭及び有価証券は、新法第一百五十一条に掲げる方法により決済が行われる取引についてのものにあつては新法第一百三十一条の規定により預託されている取引証拠金（同項第二号に掲げる場合において同号の委託者が預託すべきものに限る。）と、新法第一百五十二条に掲げる方法により決済が行われる取引についてのものにあつては新法第一百七十九条第一項の規定により預託されている取引証拠金（同項第一号に掲げる場合にあっては同号口に掲げる場合において同号口の委託者が預託すべきものに、同項第二号に掲げる場合にあっては同号口に掲げる場合において同号口の清算取次委託者が預託すべきものに限る。）とみなす。

3 主務大臣は、商品取引員が第一項の規定に違反した場合には、当該商品取引員の新法第九十条の許可を取り消し、六月以内の期間を定めて商品市場における取引若しくは商品取引受託業務（新法第一条第十七項に規定する商品取引受託業務をいう。以下同じ。）の停止を命じ、商品取引受託業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要事項を命ずることができる。

4 前項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 商品取引員の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その商品取引員の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その商品取引員に対して三億円以下の罰金を科する。

(商品取引員の許可に関する経過措置)

第十四条 新法第九十条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、新法第九十二条の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第九十条から第九十四条までの規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際第一項の許可の申請について処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、当該申請を行った者（この法律の施行の際現に旧法第二百二十六条第一項の許可を受けている者に限る。）は、新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 前二項の規定により新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者については、旧法第二百二十六条第一項の許可は、施行日に、その効力を失う。

(廃業等の公告に関する経過措置)

第十五条 新法第九十七条第三項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後の商品取引受託業務の廃止、合併（合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品取引受託業務を営まない場合の当該合併に限る。）又は合併及び破産以外の理由による解散について適用する。

(受託契約の締結前の書面の交付及び説明に関する経過措置)

第十六条 新法第二百七条及び第二百八条の規定は、この法律の施行後に商品取引員が締結した受託契約（新法第二百七条第一項に規定する受託契約をいう。）について適用する。

(外務員の登録に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に旧法第三十六条の四第一項の規定による登録を受けている外務員（附則第十四条第二項又は第三項の規定により新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者に係るものに限る。）は、施行日において新法第二百条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、同条第六項の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、新法第二百七条第七項に規定する期間は、旧法による登録又は登録の更新の日から起算するものとする。

(委託者保護委員会制法人の設立等に関する経過措置)

第十八条 委託者保護委員会制法人（新法第二百六十九条第四項に規定する委託者保護委員会制法人をいう。以下同じ。）の発起人又は会員になるうとする者（附則第十四条第二項の規定により新法第九十条から第九十四条までの規定の例による許可を受けた者に限る。）は、施行日前においても、新法第六章第二節の規定の例により、定款の作成、創立総会の開催その他委託者保護委員会制法人の設立に必要な行為及び委託者保護委員会制法人への加入に必要な行為をすることができる。

2 前項の規定により施行日前において設立された委託者保護委員会制法人は、施行日前においても、新法第六章第三節の規定の例により、新法第二百九十三条の登録の申請及び新法第三百二条第一項の業務規程の認可の申請並びにこれらに必要な準備行為をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により新法第二百九十三条の登録の申請又は新法第三百二条第一項の業務規程の認可の申請があつた場合には、新法第二百九十三条から第二百九十五条まで又は第三百二条の規定の例により、施行日前においても、その登録又は認可をすることができる。この場合において、その登録又は認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(委託者保護基金への業務等の承継に関する経過措置)

第十九条 昭和五十年十月三十一日に設立された社団法人商品取引受託債務補償基金協会（以下この条において「補償基金協会」という。）は、政令で定める日までの間、委託者保護委員会制法人に対し、当該補償基金協会が行う一切の業務並びにその有する一切の資産及び負債を当該委託者保護委員会制法人において承継すべき旨を申し出ることができる。

2 委託者保護委員会制法人は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出を承諾しうとするとときは、当該委託者保護委員会制法人の総会（新法第二百八十五条第一項に規定する総会をいう。次項及び第四項において同じ。）でその承認を得なければならない。

3 委託者保護委員会制法人は、新法第二百九十三条の登録（前条第三項の規定により施行日前において行つた新法第二百九十三条の規定の例による登録を含む。以下この条において同じ。）の申請を行う場合において、既に前項の規定による総会の承認の決議を得ているときは、その登録の申請と併せて補償基金協会からの承継についての認可を主務大臣に申請しなければならない。

4 委託者保護委員会制法人は、新法第二百九十三条の登録の申請の後第二項の規定による総会の承認の決議を得たときは、遅滞なく、主務大臣の認可を申請しなければならない。

5 第三項又は前項の認可があつたときは、補償基金協会の行う業務並びにその有する資産及び負債は、当該認可を受けた日（その日が当該認可に係る委託者保護委員会制法人が新法第二百九十三条の登録を受けた日（前条第三項の規定により施行日前において新法第二百九十三条の規定の例による登録を受けた場合にあつては施行日）前であるときは、同日）において、委託者保護基金（新法第二百九十六条に規定する委託者保護基金をいう。以下同じ。）としての当該委託者保護委員会制法人（第八項及び第九項において「委託者保護基金」という。）に承継されるものとし、補償基金協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

6 前項の規定により補償基金協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

7 委託者保護会員制法人が第三項の規定により新法第二百九十三条の登録の申請及び補償基金協会からの承継の認可の申請を同時に行った場合における新法第二百九十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「であること」とあるのは、「であること（商品取引所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十三号）附則第十九条第三項の規定により認可の申請が併せてされた登録の申請にあつては、主務大臣が当該認可をしようとする場合には、当該認可の申請に係る補償基金協会の資産及び負債を含めて算定するものとする。）」とする。

8 第五項の規定により補償基金協会の業務の承継を受けた委託者保護基金は、新法第三百一条の規定にかかわらず、当該承継に係る補償基金協会の業務（次項において「承継業務」という。）を行うことができる。

9 前項の委託者保護基金が承継業務のうち新法第二百六十九条第三項第一号に掲げる業務に類似する業務として主務省令で定める業務を行う場合には、当該業務は同号に掲げる業務とみなす。（委託者保護基金等の名称の使用制限に関する経過措置）

第二十條 この法律の施行の際現にその名称のうちに「委託者保護基金」という文字を用いている者については、新法第二百七十一条第二項の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にその名称のうちに「委託者保護基金」という文字を用いている者については、新法第二百九十七条第二項の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

（処分等の効力）

第二十一条 施行日前に旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二十四条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、商品先物市場を取り巻く社会経済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の商品取引所制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一六年六月九日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一六年六月九日法律第八八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三百三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一六年六月一八日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一六年二月一日法律第一四七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一六年二月三日法律第一五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分等の効力）

第二百一十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一六年二月八日法律第一五九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則 （平成一六年二月一〇日法律第一六五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年七月二六日法律第八七号） 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二百四十二条の規定 この法律の公布の日

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一四日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(商品取引所法の一部改正に伴う経過措置)

第二百八十九条 第十二条の規定による改正後の商品取引所法(以下この条において「新商品取引所法」という。)の規定は、この法律の施行後に行われる新商品取引所法第二条第十七項に規定する商品取引受託業務について適用し、この法律の施行前に行われた第十二条の規定による改正前の商品取引所法第二条第十七項に規定する商品取引受託業務については、なお従前の例による。

2 商品取引員(新商品取引所法第二条第十八項に規定する商品取引員をいう。)が、この法律の施行前に新商品取引所法第二百七条第一項に規定する事項に相当する事項について新商品取引所法第二百八条第一項の規定の例により説明を行った場合には、当該説明を同項の規定により行った説明とみなして、新商品取引所法の規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二百八十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第二百九十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二百二十条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二一年七月一〇日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条、第十七条第一項、第二十四条、第二十五条及び第二十八条の規定 この法律の公布の日

二 第一条及び附則第六条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条並びに附則第四条、第七条第一項及び第二項、第八条(第一項及び第七項を除く。)、第十四条、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十条まで並びに第二十六条の規定並びに附則第三十二条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の改正規定(八十の項中「第八十五条第一項の届出、同法」の下に「第九十六条の十九第一項の認可、同条第三項(同法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。))の届出、同法第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第九十六条の二十八第三項若しくは第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項、」を加える部分に限る。)並びに附則第四十二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の廃止)

第二条 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(昭和五十七年法律第六十五号)は、廃止する。

(海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 海外商品取引業者(前条の規定による廃止前の海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(以下「旧海外商品先物取引法」という。)第二条第五項に規定する海外商品取引業者をいう。)が、施行日前に成立した旧海外商品先物取引法第二条第六項に規定する海外先物契約に係る売付け又は買付けに基づく債務の履行を完了していないときは、第三条の規定による改正後の商品先物取引法(以下「新法」という。)第百九十条第一項の許可を受けなくても、当該債務の履行を完了することができる。この場合において、当該債務の履行に係る旧海外商品先物取引法の規定は、なおその効力を有する。

(相場、取引高等の報告に関する経過措置)

第四条 第二条の規定による改正前の商品取引所法第百十二条第二項の規定による報告で、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に行われていないものについては、なお従前の例による。

(商品取引所の定款等の変更に関する経過措置)

第五条 商品取引所は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までに、第一条の規定による改正後の商品取引所法第百五十五条及び第百五十六条の規定の例により、この法律の施行に伴い必要となる定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の変更をし、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、これらの認可の効力は、同号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

(商品取引所に対する監督上の処分及び罰則)

第六条 主務大臣は、商品取引所が前条の規定に違反した場合には、その設立の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による処分に違反したときは、その行為をした商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その商品取引所の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その商品取引所に対して三億円以下の罰金刑を科する。

(商品先物取引業者の許可等に関する経過措置)

第七条 新法第百九十条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、新法第百九十二条の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第百九十条から第百九十四条までの規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において新法第百九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際第一項の許可の申請について処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、当該申請を行った者は、新法第百九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 商品取引員(第三条の規定による改正前の商品取引所法(以下「旧法」という。)第二条第十八項に規定する商品取引員をいう。以下同じ。)であつた者(前二項の規定により新法第百九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者を除く。)が、施行日までにその受託に係る商品市場における取引を結了していないときは、当該取引については、なお従前の例による。

5 新法第百九十七条第五項の規定は、商品取引員であつた者(第三項の規定により新法第百九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者に限る。)が第一項の許可の申請について不許可の処分を受けた場合について準用する。

（廃業等の公告等に関する経過措置）

第八条 新法第九十七條第三項の規定は、次項に規定する場合を除き、施行日から起算して三十日を経過した日以後の商品先物取引業（新法第二十二條に規定する商品先物取引業をいう。以下同じ。）の廃止、合併（合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品先物取引業を行わない場合の当該合併に限る。）又は合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散（以下この条において「廃止等」という。）について適用する。

2 施行日前に商品取引員であった者であつて、前条第一項の許可を申請した者（以下この条において「特定商品取引員」という。）が、施行日から起算して三十日以内に商品先物取引業の廃止等をしようにするときは、その日の三十日前までに、新法第九十七條第三項の規定の例により、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

3 特定商品取引員は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 特定商品取引員は、第二項の規定による公告をした場合においては、当該特定商品取引員が行つた委託者の計算による商品市場における取引を速やかに結了し、かつ、商品市場における取引につき委託者から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を遅滞なく返還しなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

二 第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

6 特定商品取引員の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その特定商品取引員の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その特定商品取引員に対して三百万円以下の罰金刑を科する。

7 施行日前にされた第二項の規定による公告及び揭示は、新法第九十七條第三項の規定によりされた公告及び揭示とみなす。

第九条 この法律の施行の際現にその商号又は名称中に商品先物取引業者であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、新法第九十七條の二の規定は、施行日以後六月間は、適用しない。

（特定委託者等への告知義務に関する経過措置）

第十条 商品先物取引業者（新法第二十二條に規定する商品先物取引業者をいい、附則第七條第三項の規定により新法第九十條第一項の許可を受けたものとみなされている者を含む。以下同じ。）は、施行日以後最初に商品取引契約（新法第二十二條第二十四項に規定する商品取引契約をいう。以下同じ。）の申込みを顧客（新法第二十五條第七号及び第八号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、施行日前に、当該顧客に対し、施行日以後に当該顧客が新法第九十七條の四第一項の規定による申出ができる旨を新法第九十七條の三の規定の例により告知しているときには、当該顧客に対し、同条に規定する告知をしたものとみなす。

2 商品先物取引業者は、施行日以後最初に商品取引契約（特定当業者（新法第二十二條第二十六項に規定する特定当業者をいう。以下この項において同じ。）が売買等を業として行つてゐる物品又はこれに関連する物品として新法第九十七條の七の主務省令で定めるものを新法第二十二條第二十七項に規定する取引対象商品とする同条第十五項に規定する商品デリバティブ取引に関するものに限る。）の申込みを顧客（特定当業者に限る。）から受けた場合であつて、施行日前に、当該顧客に対し、施行日以後に当該顧客が新法第九十七條の八第一項の規定による申出ができる旨を新法第九十七條の七の規定の例により告知しているときには、当該顧客に対し、同条に規定する告知をしたものとみなす。

（商品先物取引業者の外務員の登録に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行の際現に旧法第二百條第一項の規定による登録を受けている外務員（附則第七條第二項又は第三項の規定により新法第九十條第一項の許可を受けたものとみなされた

商品取引員に係るものに限る。）は、施行日において新法第二百條第一項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、同条第六項の規定は適用しない。

2 前項の場合において、新法第二百條第七項に規定する期間は、旧法による登録又は登録の更新の日から起算するものとする。

3 商品先物取引業者は、施行日から六月間は、新法第二百條第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により登録を受けた外務員以外の者に外務員の職務（商品市場における取引等（旧法第二百條第十六項に規定する商品市場における取引等をいい、同条第十五項に規定する商品清算取引を除く。）の受託又は委託の勧誘を除く。）を行わせることができる。その者につきその期間内に新法第二百條第一項の登録を申請した場合において、その申請について登録をする旨の通知を受ける日又はその申請についてその期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

4 この法律の施行の際現に存する旧法第二百條第五項の規定による登録原簿は、新法第二百條第五項の規定による登録原簿とみなす。

（商品取引契約の締結前の書面の交付に関する経過措置）

第十二條 施行日以後に締結される商品取引契約について、施行日前に新法第二百十七條第一項に規定する事項に相当する事項について同項の規定の例により書面を交付しているとき、又は同条第二項の規定の例により同条第一項に規定する書面に記載すべき事項を提供しているときは、商品先物取引業者は、同項の規定により書面を交付したものとみなす。

（商品先物取引業者の説明義務に関する経過措置）

第十三條 施行日以後に締結される商品取引契約について、施行日前に新法第二百十七條第一項に規定する事項に相当する事項について新法第二百十八條第一項の規定の例により説明をしているときは、商品先物取引業者は、同項の規定により説明をしたものとみなす。

（合併等に係る認可の申請に関する経過措置）

第十四條 附則第七條第二項の規定により新法第九十條第一項の規定による許可を受けたものとみなされた者であつて、新法第二百二十五條第一項又は第二百二十八條第一項の認可を受けようとする者は、施行日前において、新法第二百二十五條又は第二百二十八條の規定の例により、その認可の申請をすることができ。

2 主務大臣は、前項の規定により認可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第二百二十五條又は第二百二十八條の規定の例により、その認可をすることができ。この場合において、その認可を受けた者は、施行日において新法第二百二十五條第一項又は第二百二十八條第一項の認可を受けたものとみなす。

（商品先物取引仲介業者の登録に関する経過措置）

第十五條 この法律の施行の際現に特定商品先物取引仲介業（商品先物取引業者の委託を受けて、当該商品先物取引業者のために新法第二十二條第二号から第五号までに規定する媒介のいづれかを業として行うことをいう。以下この条において同じ。）を行つてゐる者（以下この条において「仮商品先物取引仲介業者」という。）は、施行日から六月間（当該期間内に新法第二百四十條の二第一項の登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する新法第二百四十條の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられたとき）は、新法第九十條第一項及び第二百四十條の二第二項の規定にかかわらず、引き続き特定商品先物取引仲介業を行うことができる。仮商品先物取引仲介業者（同条の登録の拒否の処分を受けず、かつ、次項の規定により読み替へて適用する新法第二百四十條の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられていない者に限る。）が施行日から起算して六月以内に新法第二百四十條の二第一項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き特定商品先物取引仲介業を行う場合においては、仮商品先物取引仲介業者を新法第二十二條第二十九項に規定する商品先物取引仲介業者とみなして、新法第二百四十條

の十二から第二百四十条の二十二まで、第二百四十条の二十三（第一項第二号を除く。）及び第二百四十条の二十六の規定（これらに定める罰則を含む。）を適用する。この場合において、新法第二百四十条の十三第一項第二号中「商品先物取引仲介業者である旨及び当該商品先物取引仲介業者の登録番号」とあるのは「仮商品先物取引仲介業者である旨」と、新法第二百四十条の二十三第一項中「第二百四十条の第二項の登録を取り消し」とあるのは「特定商品先物取引仲介業者の廃止を命じ」とする。

3 個人である仮商品先物取引仲介業者が前項の規定により読み替えて適用する新法第二百四十条の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業者の廃止を命じられた場合における新法第二百四十条の五第一号の規定の適用については、その者が当該廃止を命じられた日から起算して五年を経過する日までの間は、その者を新法第十五条第二項第一号へに該当する者とみなす。

4 法人である仮商品先物取引仲介業者が第二項の規定により読み替えて適用する新法第二百四十条の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業者の廃止を命じられた場合における新法第二百四十条の五第二号の規定の適用については、当該廃止を命じられた法人である仮商品先物取引仲介業者を新法第二百四十条の二十三第一項の規定により新法第二百四十条の第二項の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を新法第二百四十条の二十三第一項による新法第二百四十条の第二項の登録の取消しの日とみなす。

（商品先物取引仲介業者の名称の使用制限に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行の際現にその商号又は名称中に商品先物取引仲介業者であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、新法第二百四十条の八の規定は、施行日以後六月間は、適用しない。

（商品先物取引協会の認可に関する経過措置）

第十七条 この法律の公布の際現に旧法第四十一条第一項に規定する商品先物取引協会（以下この項において「旧法協会」という。）が設立されている場合又はこの法律の公布の日から施行日の前日までの間に旧法協会が設立された場合においては、旧法協会は、同日までに、新法第二百四十一条第一項に規定する商品先物取引協会となるために必要な定款、制裁規程及び紛争処理規程の変更をし、主務大臣の認可を受けることができる。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款、制裁規程及び紛争処理規程の変更は、施行日にその効力を生ずる。

3 附則第七条第二項の規定により新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、施行日前においても、新法第二百四十七条の規定の例により、新法第二百四十五条の認可の申請をすることができる。

4 主務大臣は、前項の規定により認可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第二百四十五条から第二百四十八条までの規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた者は、施行日において新法第二百四十五条の認可を受けたものとみなす。

（委託者保護基金に関する経過措置）

第十八条 新法第二百七十条に規定する委託者保護基金（以下この条から附則第二十二条までにおいて「新委託者保護基金」という。）の発起人又は会員になろうとする者（附則第七条第二項の規定により新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者であつて、国内の営業所又は事務所において新法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行おうとするものに限る。）は、施行日前においても、新法第六章（第二百七十九条及び第二百八十条を除く。）の規定の例により、定款の作成、創立総会の開催その他新委託者保護基金の設立に必要な行為、新委託者保護基金への加入に必要な行為及び新委託者保護基金の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な行為をすることができる。

2 新委託者保護基金の発起人は、施行日前においても、新法第二百七十九条及び第二百八十条の規定の例により、新委託者保護基金の設立の認可の申請をし、主務大臣の認可を受けることができる。この場合において、認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

第十九条 旧法第二百九十六条に規定する委託者保護基金（以下「旧委託者保護基金」という。）は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間（次条において「移行期間」という。）に、定款の変更その他新委託者保護基金になるために必要な行為をし、新法第二百七十九条及び第二百八十条の規定の例により主務大臣の認可を受けて、新委託者保護基金になることができる。

2 前項の認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

3 第一項の認可を受けた旧委託者保護基金に係る新法の適用については、同項の認可は、新委託者保護基金の設立の認可とみなす。

4 第一項の認可を受けた旧委託者保護基金に係る登記について必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の認可を受けた旧委託者保護基金に係る新委託者保護基金は、新法第三百条の規定にかかわらず、同条第一号に掲げる業務に類似する業務として主務省令で定める業務を行うことができる。この場合において、当該業務は同号に掲げる業務とみなして、新法第三百十三条及び第三百七十四条第二十一号の規定を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の認可に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十条 移行期間に前条第一項の認可を受けなかった旧委託者保護基金は、旧法第二百九十条及び第二百九十二条の規定にかかわらず、移行期間の満了の日に解散する。

2 前項の場合における解散及び清算については、旧法第二百九十一条及び第二百九十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「委託者保護基金（第二百九十六条に規定する委託者保護基金をいう。）」とあるのは、「委託者保護基金（商品先物取引法第二百七十条に規定する委託者保護基金をいう。）」と読み替えるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、前条第一項の認可を受けなかった旧委託者保護基金に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 旧委託者保護基金が附則第十九条第一項の認可を受けた場合において、この法律の施行の際現に旧法第三百条第一項の規定により当該旧委託者保護基金の会員である商品取引員とみなされている者は、当該旧委託者保護基金に係る新委託者保護基金の会員である商品先物取引業者とみなして、新法第三百二条から第三百十一条までの規定を適用する。

（一般委託者に対する支払に関する経過措置）

第二十二条 旧委託者保護基金が附則第十九条第一項の認可を受けた場合には、当該旧委託者保護基金が施行日前に行った旧法第三百四条の認定に係る商品取引員の一般委託者に対する支払については、当該旧委託者保護基金に係る新委託者保護基金が従前の例により行うものとする。

（特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出に関する経過措置）

第二十三条 この法律の施行の際現に特定店頭商品デリバティブ取引（新法第三百四十九条第一項に規定する特定店頭商品デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）を業として行っている者は、施行日から一月間は、同項の規定による届出をしないで、特定店頭商品デリバティブ取引を業として行うことができる。

（処分等の効力）

第二十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十八条 附則第三条から第二十五条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二十九条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、商品先物取引を取り巻く社会経済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の商品先物取引制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二二年五月一九日法律第三二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第二条第二十八項の改正規定（「デリバティブ取引その他」を「若しくはデリバティブ取引（取引の状況及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める取引を除く。）又はこれらに付随し、若しくは関連する取引として」に改める部分に限る。）及び同法第二百五条の二の三第九号の改正規定、第四条の規定、第五条中信託業法第四十九条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十三条及び第十四条の規定 公布の日

（商品先物取引法の一部改正に伴う調整規定）

第七条 施行日が商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）の施行の日である場合には、前条（見出しを含む。）中「商品先物取引法」とあるのは「商品取引所法」と、「店頭商品デリバティブ取引」を「若しくは店頭商品デリバティブ取引」に、「が引き受けた」とあるのは「が引き受けた」と、「商品取引債務引受業等」とあるのは「商品取引債務引受業」とする。

2 前項に規定する場合において、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律第三条のうち、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第八十一条第一項の改正規定中「店頭商品デリバティブ取引」とあるのは「若しくは店頭商品デリバティブ取引」と、「加える」とあるのは「加え」、「商品取引債務引受業」を「商品取引債務引受業等」に改める」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年五月二五日法律第五三三号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二三年六月三日法律第六一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二四年九月二二日法律第八六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条第十三項及び第十八条の規定 公布の日

二 第一条、次条及び附則第十七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第十七条 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十九条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二六年六月一八日法律第七二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条から第十一条まで、第二十条、第二十二條（附則第二十条第一項に係る部分に限る。）、第二十七条、第二十九条（第一号に係る部分に限る。）、第三十条（第四号から第六号ま

を除く。)、第三十一条(附則第二十九条第一号及び第三十条(第四号から第六号までを除く。))に係る部分に限る。)、及び第四十条の規定 公布の日

(商品先物取引法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 この法律の施行の際現に特定商品先物取引業(第二条の規定による改正後の商品先物取引法(以下この条及び次条において「新商品先物取引法」という。))第二条第一項第四号に規定する電力(次条第一項において単に「電力」という。))につき新商品先物取引法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行うことをいう。以下この条において同じ。))を行つてゐる者(以下この条及び次条第一項において「仮商品先物取引業者」という。))は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新商品先物取引法第九十条第一項の許可の申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する新商品先物取引法第二百三十六条第一項の規定により特定商品先物取引業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、新商品先物取引法第九十条第一項の規定にかかわらず、引き続き特定商品先物取引業を行うことができる。仮商品先物取引業者(同項の許可の申請について不許可の処分を受けず、かつ、次項の規定により読み替へて適用する新商品先物取引法第二百三十六条第一項の規定により特定商品先物取引業の廃止を命じられていない者に限る。))が施行日から起算して六月以内に新商品先物取引法第九十条第一項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き特定商品先物取引業を行う場合においては、仮商品先物取引業者を新商品先物取引法第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者とみなして、新商品先物取引法第二百十三号、第二百十三号の二、第二百十四号(第三号、第四号及び第八号を除く。)、第二百十四号の二から第二百十五号まで、第二百十七号、第二百十八号、第二百十九号第二項、第二百二十号から第二百二十号の三まで、第二百二十号の四第二項、第二百二十二号、第二百三十一号、第二百三十二号及び第二百三十六号(第一項第二号から第四号までを除く。))の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))を適用する。この場合において、新商品先物取引法第二百十三号の二第一項第二号中「商品先物取引業者である旨」とあるのは「仮商品先物取引業者(電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)附則第三十二条第一項に規定する仮商品先物取引業者をいう。))である旨」と、新商品先物取引法第二百三十六号第一項中「第九十条第一項の許可を取り消し」とあるのは「特定商品先物取引業(電気事業法等の一部を改正する法律附則第三十二条第一項に規定する特定商品先物取引業をいう。))の廃止を命じ」とする。

3 仮商品先物取引業者が前項の規定により読み替へて適用する新商品先物取引法第二百三十六号第一項の規定により特定商品先物取引業の廃止を命じられた場合における新商品先物取引業者を新商品先物取引法第二百三十六号第一項の規定により新商品先物取引法第九十条第一項の許可を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を当該許可の取消しの日とみなす。

第三十三条 この法律の施行の際現に特定商品先物取引仲介業(電力につき、仮商品先物取引業者の委託を受けて、当該仮商品先物取引業者のために新商品先物取引法第二条第二十二項第五号に規定する媒介を業として行うことをいう。以下この条において同じ。))を行つてゐる者(以下この条において「仮商品先物取引仲介業者」という。))は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新商品先物取引法第二百四十条の二第一項の登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する新商品先物取引法第二百四十条の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、新商品先物取引法第九十条第一項及び第二百四十条の二第二項の規定にかかわらず、引き続き特定商品先物取引仲介業を行うことができる。仮商品先物取引仲介業者(同項の登録の拒否の処分を受けず、かつ、次項の規定により読み替へて適用する新商品先物取引法第二百四十条の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられていない者に限る。))が施行日から起算して六月以内に新商品先物取引法第二百四十条の二第二項の登録の申請

をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き特定商品先物取引仲介業を行う場合においては、仮商品先物取引仲介業者を新商品先物取引法第二条第二十九項に規定する商品先物取引仲介業者とみなして、新商品先物取引法第二百四十条の十二から第二百四十条の二十まで、第二百四十条の二十二、第二百四十条の二十三(第一項第二号を除く。))及び第二百四十条の二十六の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))を適用する。この場合において、新商品先物取引法第二百四十条の十三第一項第二号中「商品先物取引仲介業者である旨及び当該商品先物取引仲介業者の登録番号」とあるのは「仮商品先物取引仲介業者(電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)附則第三十三条第一項に規定する仮商品先物取引仲介業者をいう。))である旨」と、新商品先物取引法第二百四十条の二十三第一項中「第二百四十条の二第二項の登録を取り消し」とあるのは「特定商品先物取引仲介業(電気事業法等の一部を改正する法律附則第三十三条第一項に規定する特定商品先物取引仲介業をいう。))の廃止を命じ」とする。

3 個人である仮商品先物取引仲介業者が前項の規定により読み替へて適用する新商品先物取引法第二百四十条の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられた場合における新商品先物取引法第二百四十条の五第一号の規定の適用については、その者が当該廃止を命じられた日から起算して五年を経過する日までの間は、その者を新商品先物取引法第十五条第二項第一号へに該当する者とみなす。

4 法人である仮商品先物取引仲介業者が第二項の規定により読み替へて適用する新商品先物取引法第二百四十条の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられた場合における新商品先物取引法第二百四十条の五第二号の規定の適用については、当該廃止を命じられた法人である仮商品先物取引仲介業者を新商品先物取引法第二百四十条の二十三第一項の規定により新商品先物取引法第二百四十条の二第二項の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

第三十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。))の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定によつてしたものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三十九条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十条 附則第二条から前条まで、第四十四条、第四十七条、第五十七条、第五十九条、第六十一条、第六十八条及び第七十条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

附 則 (平成二十六年六月二十七日法律第九十一号) 抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十七年六月二十四日法律第七十七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条の規定並びに附則第十八号、第十九号、第二十六号、第二十七号(附則第二十六号第一項に係る部分に限る。)、第三十二条、第四十一条第四項、第四十四条、第四十五条(第一号から第三号までに係る部分に限る。)、第四十六号(附則第四十四条及び第四十五条(第一号か

六条の二中「商業登記法（一）とあるのは「消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第

九十二条において準用する商業登記法（と、「商業登記法第四百十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法第四百十五条」とを加える部分に限る。）、第七十条第三項の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第八十五条中漁船損害等補償法第八十三条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「により清算人となつたもの」との下に「同法第四百四十六条の二中「商業登記法（とあるのは「漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第八十三条において準用する商業登記法（と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第四百四十五条」とを加える部分に限る。）、第八十六条の規定、第九十三条中中小企業等協同組合法第九十三条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第九十四条第三項の規定、第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。）、第九十七条、第九十九号及び第一百一条の規定、第二百二条中技術研究組合法第六十八条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第二百三条第三項の規定、第二百七条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三条の改正規定（「第十九条の二」の下に「第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。）、第二百八条の規定、第二百一十一条中有責任事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規定（「第十九条の二」の下に「第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。）並びに第二百二条の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定（「並びに第二百三十二条」を「、第二百三十二条から第二百三十七条まで並びに第二百三十九号」に改める部分に限る。）、第三条から第五条までの規定、第六条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改正規定（「本店の所在地における」を削る部分に限る。）、同法第八十七条第一項及び第二項並びに第九十一条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「本店の所在地における」を削る部分に限る。）並びに同法第九十五条、第一百一条、第一百八条及び第三十八条の改正規定、第九条中社債、株式等の振替に関する法律第五十一条第二項第一号の改正規定、同法第五十五条第一項の改正規定（「（以下この条）」の下に「及び第二百五十九号の二第二項第四号」を加える部分に限る。）、同法第五十九号の次に一條を加える改正規定、同法第二百二十八条第二項の表第五十九号第三項第一号の項の次に一條を加える改正規定、同法第二百三十五条第一項の改正規定（「まで」の下に「、第二百五十九号の二第二項第四号」を加える部分に限る。）、同条第二項の表第五十九号第一項の項の次に一條のように加える改正規定及び同法第二百三十九号第二項の表に次のように加える改正規定、第十条第二項から第二十三項までの規定、第十一条中会社更生法第二百六十一条第一項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の改正規定、第十五条中一般財団法人及び一般財団法人に関する法律の目次の改正規定（「（従たる事務所）の所在地における登記（第三百一十二条―第三百一十四条）」を「削除」に改める部分に限る。）、同法第四十七条の次に五條を加える改正規定、同法第三百一十二条第二項第四号の次に一號を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百一十五号及び第三百二十九号の改正規定、同法第三百三十条の改正規定（「第四百九号から第五十二号まで」を「第五十一条、第五十二号」に、「及び第三百三十二号」を「、第三百三十二号から第三百三十七号まで及び第三百三十九号」に改め、「支店」とあるのは「（従たる事務所）」を削る部分に限る。）並びに同法第三百四十二条第十号の次に一號を加える改正規定、第十七条中信託法第二百四十七号の改正規定（「（第三項を除く。）、第十八条」を削る部分に限る。）、第十八条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二条及び第二十三条の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、

「及び第二十号第三項」を削る部分及び「読み替える」を「、同法第四百六十六条の二中「商業登記法（とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条において準用する商業登記法（と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第九十条において準用する商業登記法第四百四十五条」と読み替える」に改める部分を除く。）、同法第九十条の四、第一百一条の二十第一項、第二百二条第一項及び第二百二条の十の改正規定、同法第二百二条の十一の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「、同法第四百六十六条の二中「商業登記法（とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百二条の十一において準用する商業登記法（と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第二百二条の十一において準用する商業登記法第四百四十五条」と読み替える」に改める部分を除く。）、並びに同法第四百四十五条第一項及び第四百四十六条の改正規定、第二十七条中損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条から第二十四条の二までの改正規定及び同法第二百五十五条の改正規定（「第二十三条の二まで」を「第十九条の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。）、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項の改正規定（「第三百五十五条第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。）、同法第六百六十四条第四項の改正規定、同法第六百六十六条第二項第八号の次に一號を加える改正規定、同法第六百七十七号の改正規定（「、第二十号第一項及び第二項」を削る部分及び「、同法第二百四十四号第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第二百七十五号」との下に「、同法第四百六十六条の二中「商業登記法（とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第七十七号において準用する商業登記法（と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第七十七号において準用する商業登記法第四百四十五条」とを加える部分を除く。）、及び同法第二百七十七号の次に一號を加える改正規定、第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定（「第四十八号の八」を「第四十八号の十三」に改める部分に限る。）、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八号の八の次に五條を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七号第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一號を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八号から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二号第五項第三号の改正規定を除く。）、第四十一条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、同法第四十九号第三項の改正規定（「規定中」を「規定（同法第二百九十八号（第一項第三号及び第四号を除く。）、第三百一十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百一十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百一十四号、第三百一十八号第四項、第三百二十五号の二並びに第三百二十五号の五第二項を除く。）」中「株主」とあるのは「（総代）」と、これらの規定（同法第二百九十九号第一項及び第三百二十五号の三第一項第五号を除く。）」中「に改め、」とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と、」の下に「これらの規定中」を加え、「これらの規定（同法第二百九十八号第一項（各号を除く。）、及び第四項、第三百一十一条第四項、第三百一十二条第五項、第三百一十四号並びに第三百一十八号第四項を除く。）」中「株主」とあるのは「（総代）」とを削り、「各号を除く。）」及び第四項中「を（第三号及び第四号を除く。）」中「前条第四項」とあるのは「（保険業法第四十五条第二項）」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、」に、「第三百一十一条第四項及び第三百一十二条第五項」を「第三百一十一条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八条第三

項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百二十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号に改め、「共同」を削る部分を除く。）、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定（「第四十八条」を「第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「登記」に、「第四百四十八条」を「第三百三十七条」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに「第三百三十九条から第四百四十八条まで」に改める部分及び「第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七條第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六條第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第四百六十六條の二中「商業登記法」とあるのは「保険業法（平成七年法律第百五号）第六十七條において準用する商業登記法」と、「商業登記法第百四十五條」とあるのは「保険業法第六十七條において準用する商業登記法第百四十五條」と、同法第百四十八條中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項並びに第九十六條の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六條の十六第四項の改正規定（並びに）を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。）、同法第百六十九條の五第三項を削る改正規定、同法第百七十一條及び第百八十三條第二項の改正規定、同法第百二十六條の改正規定（「第二十條第一項及び第二項（印鑑の提出）」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「同法第十二條第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く。）並びに同法第三百三十三條第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十三條中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十二條第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五條第一項後段及び第三百五十五條第一項後段を削る改正規定、第四十五條中資産の流動化に関する法律第二十二條第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五條第三項の改正規定、同法第百八十三條第一項の改正規定（「第二十七條」を「第九十三條の三」に、「印鑑の提出」を「第二十一條から第二十七條まで」に改める部分、「同法第二十四條第七号中「書面若しくは第三十條第二項若しくは第三十一條第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とを削る部分及び「準用する会社法第五百七條第三項」との下に「同法第百四十六條の二中「商業登記法」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五十五號）第百八十三條第一項において準用する商業登記法」と、「商業登記法第百四十五條」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百八十三條第一項において準用する商業登記法第百四十五條」と「を加える部分を除く。）及び同法第三百三十六條第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八條の規定、第五十條中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五條の三の改正規定（「第三項を除く。」を削る部分に限る。）、第五十二條、第五十三條及び第五十五條の規定、第五十六條中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第十二條の改正規定（「同法第九百三十七條第一項中「第九百三十三條第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七條第二項各号」とを削る部分に限る。）、同法第三十九條、第五十六條第六項、第五十七條及び第六十七條から第六十九條までの改正規定、同法第七十八條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三條の改正規定、第五十八條及び第六十一條の規定、第六十七條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九條中消費生活協同組合法第八十一條から第八十三條まで及び第九十條第四項の改正規定並びに同法第九十二條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一條中医療法第四十六條の三の六及び第七十條の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三條の改正規定（同条第四号中「第五十一條の三」を「第五十一條の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七條の規定、第八十條中農村負債整理組合法第二十四條第一項の改正規定（「第三項ヲ除ク」を「第七十條」に改める部分に限る。）、第八十一條中農業協同組合法第三十六條第七項の改正規定、同法第四十三條の六の次に一條を加える改正規定、同法第四十三條の七第三項の改正規定及び同法第百一十

第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三條中水産業協同組合法第四十條第七項の改正規定、同法第四十七條の五の次に一條を加える改正規定、同法第八十六條第二項の改正規定及び同法第三百三十條第一項第三十八号の次に一号を加える改正規定、第八十五條中漁船損害等補償法第七十一條から第七十三條までの改正規定及び同法第八十三條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七條中森林組合法第五十條第七項の改正規定、同法第六十條の三の次に一條を加える改正規定、同法第六十條の四第三項及び第百條第二項の改正規定並びに同法第二百二十二條第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二條第二項の改正規定、第九十條中農林中央金庫法第四十六條の三の次に一條を加える改正規定、同法第四十七條第三項の改正規定及び同法第百條第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三條中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三條から第九十五條まで、第九十六條第四項及び第九十七條第一項の改正規定並びに同法第百三條の改正規定（「第四十八條」を「第五十一條」に、「並びに第百三十二條」を「第百三十二條から第百三十七條まで並びに第百三十九條」に改める部分及び「同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三條第二項各号」とを削る部分に限る。）、第九十六條の規定（同条中商品先物取引法第十八條第二項の改正規定、同法第二十九條の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八條、第七十七條第二項及び第百四十四條の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八條中輸出入取引法第十九條第一項の改正規定（「第八項」の下に「第三十八條の六」を加える部分を除く。）、第百條の規定（同条中中小企業団体の組織に関する法律第百十三條第一項第十三号の改正規定を除く。）、第百二條中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第百五十九條第三項から第五項まで及び第百六十條第一項の改正規定並びに同法第百六十八條の改正規定（「第四十八條」を「第五十一條」に、「並びに第百三十二條」を「第百三十二條から第百三十七條まで並びに第百三十九條」に改め、「第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第百五十六條第二項各号」と、同法第五十條第一項、」を削る部分に限る。）、第百七十七條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第百十一條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

附則（令和二年六月二日法律第九号）抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電気事業法目次の改正規定（「電気事業者」を「電気事業者等の」に、「供給命令等」を「災害等への対応」に、「第三十三條」を「第三十四條」に、「第三十四條」を「第三十四條の二」に改める部分に限る。）、同法第二十六條の次に二條を加える改正規定、同法第二十七條第一項の改正規定、同法第二十七條の十二の改正規定、同法第二十七條の二十六第一項の改正規定、同法第二十七條の二十九の改正規定、同法第二章第七節第一款の款名の改正規定、同法第二十八條の改正規定、同法第二十八條の四十五号の改正規定、同節第五款の款名の改正規定、同法第三十一條の前に見出しを付する改正規定、同節第六款中第三十四條を第三十四條の二とする改正規定、同節第五款に一條を加える改正規定、同法第百十九條第九号の改正規定及び同法第百二十條第四号の改正規定、第五十條の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに第六條中電気事業法等の一部を改正する法律附則第十六條第四項の改正規定（第六十六條の十一）を「第六十六條の十」に改める部分に限る。）、及び同法附則第二十三條第三項の改正規定並びに附則第六條、第七條、第九條から第十二條まで及び第二十八條の規定、公布の日

附則（令和二年六月二日法律第五〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三十七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分等の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年六月二日法律第五十四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六十八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年六月一四日法律第五十三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百一十一條第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一條第一項の改正規定、同法第四百八十三條の改正規定、同法第四百八十九條の改正規定及び同法第九

十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定（民法第九十八條第二項及び第五百一十一條第四項の改正規定を除く。）、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第二條の改正規定、第九十一條の規定、第八十八條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和五年六月一六日法律第六十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十條の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和五年一月二九日法律第七十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中金融商品取引法第十五條第一項、第二十九條の四第一項、第三十三條の五第一項、第五十條の二第一項、第十一項及び第十二項、第五十九條の四第一項、第六十條の三第一項、第六十四條第三項、第六十四條の二第二項、第六十四條の七第六項、第六十六條の十九第一項、第八十條第三項、第八十二條第二項、第六十六條の十二第二項、第六十五條の三第二項、第六十五條の四第二項、第六十五條の二十の四第二項、第六十五條の二十の十八第二項並びに第六十五條の二十五第二項の改正規定並びに同法附則第三條の二及び第三條の三第四項の改正規定、第二條の規定、第五條中農業協同組合法第十一條の六十六第一項、第九十二條の三第一項及び第九十二條の五の九第二項の改正規定、第六條中水産業協同組合法第八十七條の二第二項、第七條第一項及び第七十七條第二項の改正規定、第七條中協同組合による金融事業に関する法律第四條の四第一項、第六條の四及び第六條の五の十第二項の改正規定、第八條中投資信託及び投資法人に関する法律第九十八條第五号、第一百條第五号及び第二百三十六條第一項の改正規定、第九條中信用金庫法第五十四條の二十三第一項、第八十五條の二の二及び第八十九條第十項の改正規定、第十條中長期信用銀行法第十三條の二第二項及び第十六條の七の改正規定、第十一條中労働金庫法第五十八條の五第一項、第八十九條の四及び第九十四條第六項の改正規定、第十二條中銀行法第五十六條の二第二項、第五十二條の五十二第六号、第五十二條の六十の二第二項及び第五十二條の六十一の五第一項の改正規定、第十四條中保険業法第六十六條第一項、第二百七十二條の四第一項、第二百七十二條の三十三第一項、第二百七十九條第一項、第二百八十八條第一項、第二百八十九條第一項及び第二百九十條第一項の改正規定、第十五條中資産の流動化に関する法律第七十條第一項の改正規定、第十七條中農林中央金庫法第五十四條第三項、第七十二條第一項、第九十五條の三第一項及び第九十五條の五の十第二項の改正規定並びに第十九條中株式会社商工組合中央金庫法第二十一條第三項、第三十九條第一項及び第六十條の六第一項の改正規定並びに附則第十四條から第十七條まで、第二十三條第一項、第三十四條、第三十七條から第三十九條まで及び第四十一條から第四十三條までの規定、附則第四十四條中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十八号の改正規定並

びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十一条の二第一項、第二十一条の三及び第二十四条第二項の改正規定、同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の十、第二十七条の三十二第一項、第二十七条の三十四、第五十七条の二第二項及び第五項、第六十六條第四項及び第五項、第七十二条の三第一項及び第二項、第七十二条の四第二項、第七十二条の十二第二項、第七十八条第十項及び第十一項、第七百八十五条の七第四項から第七項まで、第十四項、第十五項及び第三十一項、第九百九十七条の二第二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七條の規定 令和六年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第六十七條 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。